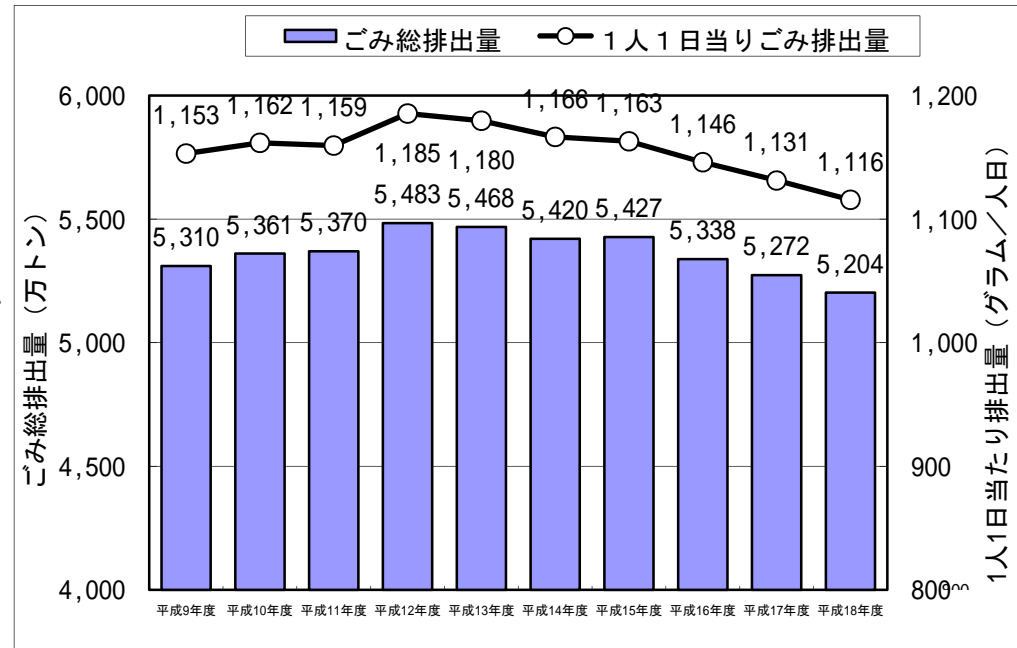


廃棄物の排出量の推移

▶ 一般廃棄物の排出量は5,204万t (平成18年度)

排出量は平成12年度以降断続的に減少し、基本方針の平成9年度5,310万tを2年連続で下まわった。

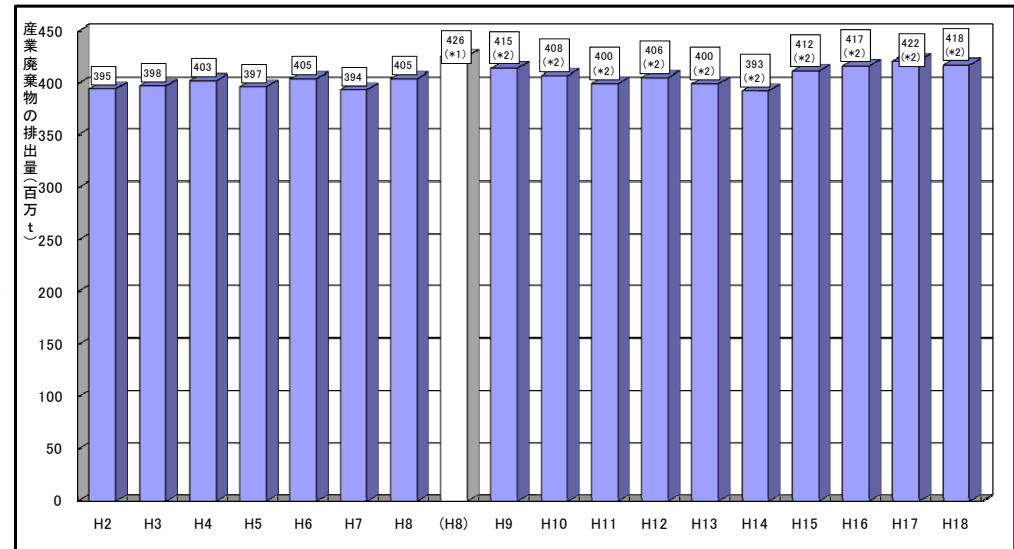


▶ 産業廃棄物の排出量は418百万t (平成18年度)

排出量は一般廃棄物と同様に平成2年度までは急激に増加。平成2年度以降は4億t前後で大きな変化はなく、バブル経済の崩壊後はほぼ横ばい。

1: ダイオキシン対策基本方針に基づき、政府が平成22年度を目標として設定した「廃棄物の減量化の目標量」における平成8年度の排出量を表す

2: 平成9年度以降は 1と同様の算出条件で算出

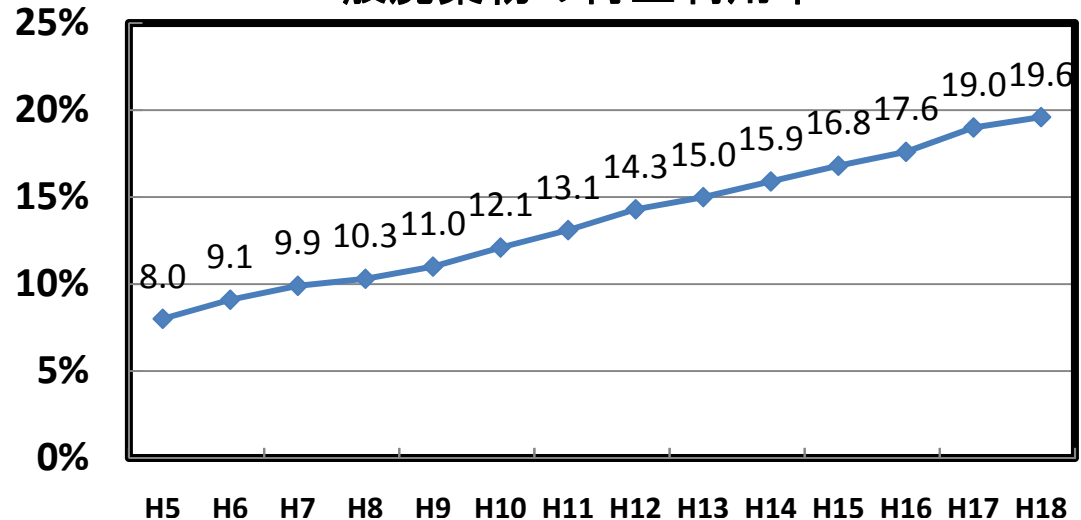


廃棄物の再生利用率の推移

▶ 一般廃棄物の再生利用率は19.6%（平成18年度）

一般廃棄物の再生利用率は着実に上昇しており、平成18年度には20%に迫っている。

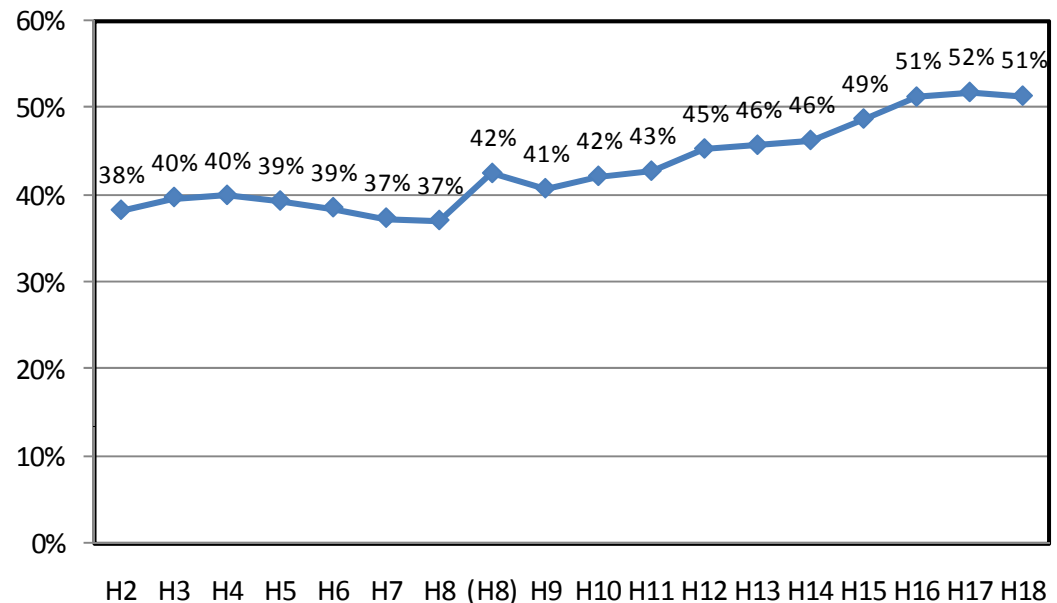
一般廃棄物の再生利用率



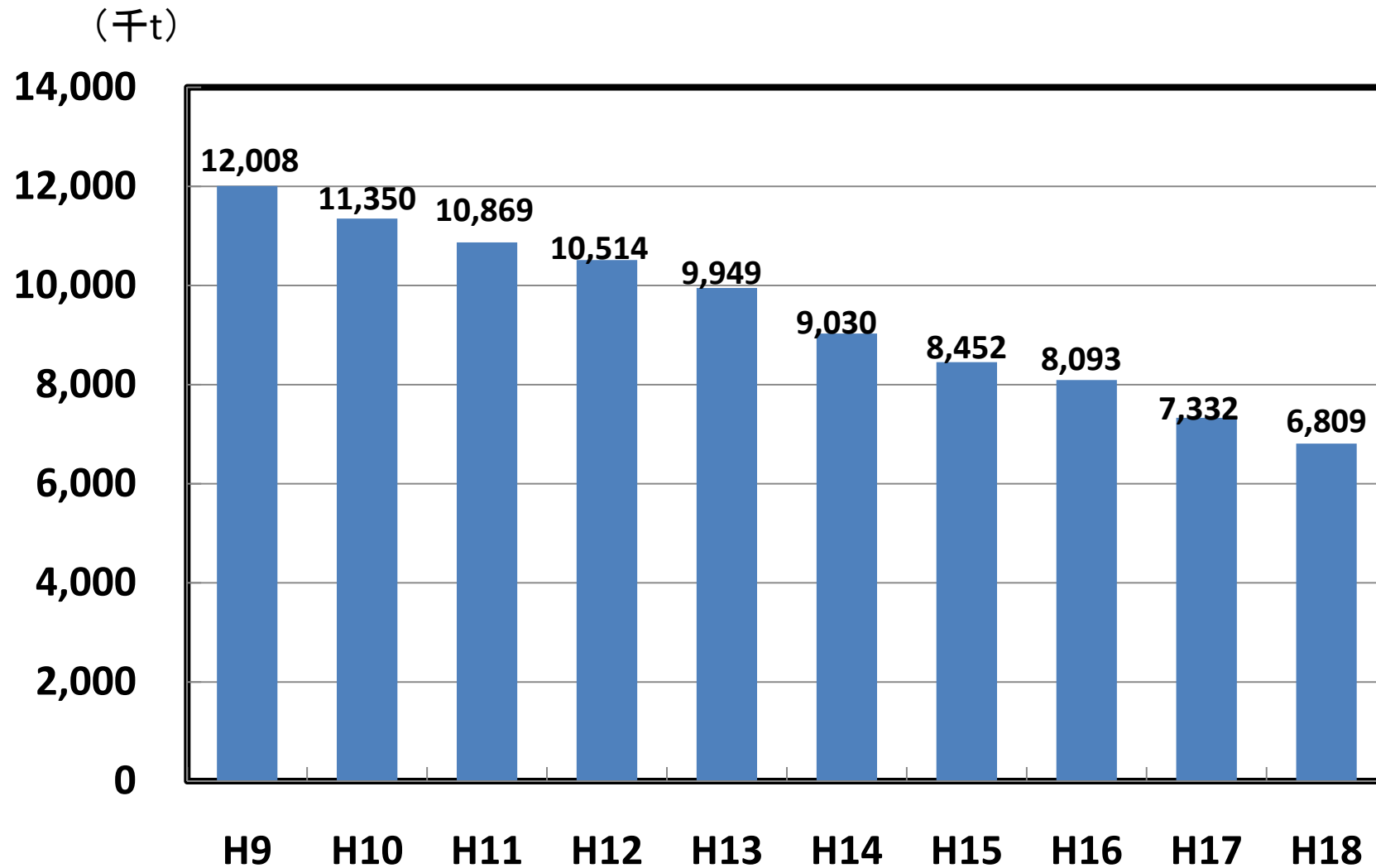
▶ 産業廃棄物の再生利用率は51.4%（平成18年度）

産業廃棄物の再生利用率は着実に上昇しており、平成16年度には50%を超えている。

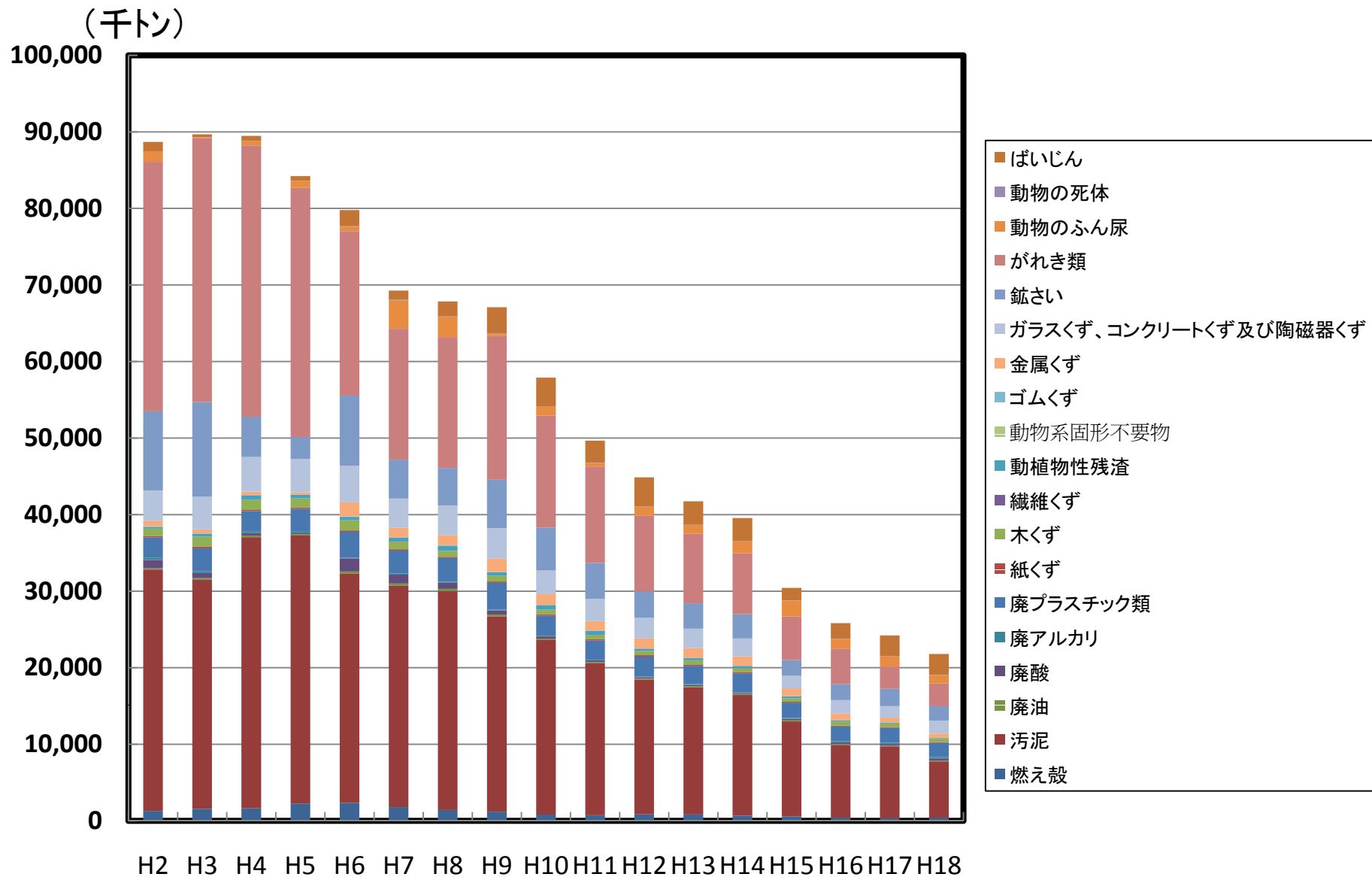
産業廃棄物の再生利用率



一般廃棄物の最終処分量の推移



産業廃棄物の最終処分量の推移



H2 H3 H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18

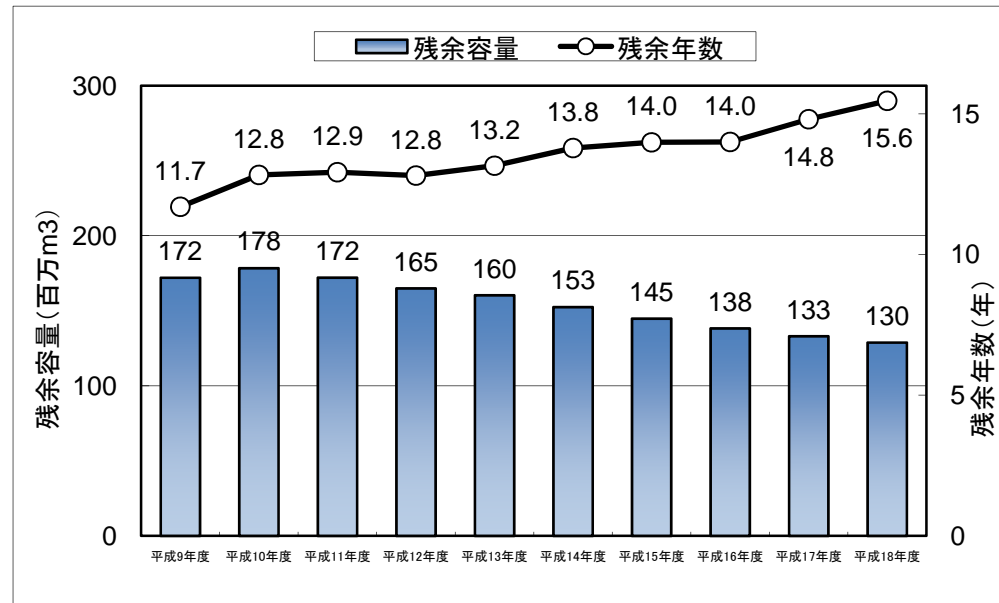
分類については、発生時点の廃棄物の種類で行っている。

(例 廃プラスチック類の焼却に伴い生じる燃え殻の埋立について、廃プラスチック類として計上)

廃棄物最終処分場のひっ迫

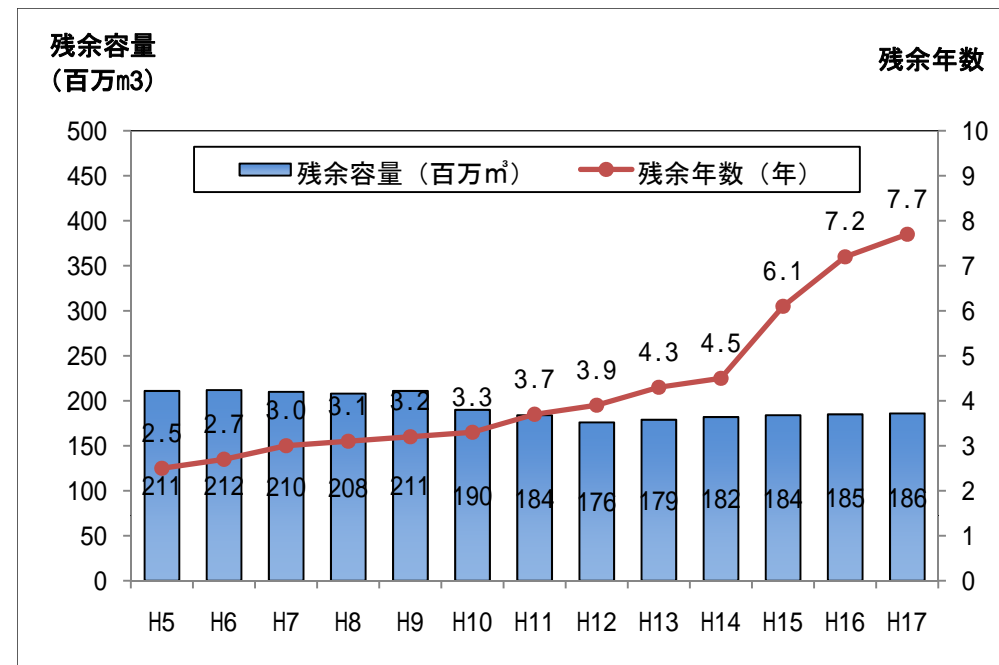
▶ 一般廃棄物の残余年数は15.6年分
(首都圏は17.0年分)(平成18年度)

公共の最終処分場を確保できていない市町村が343

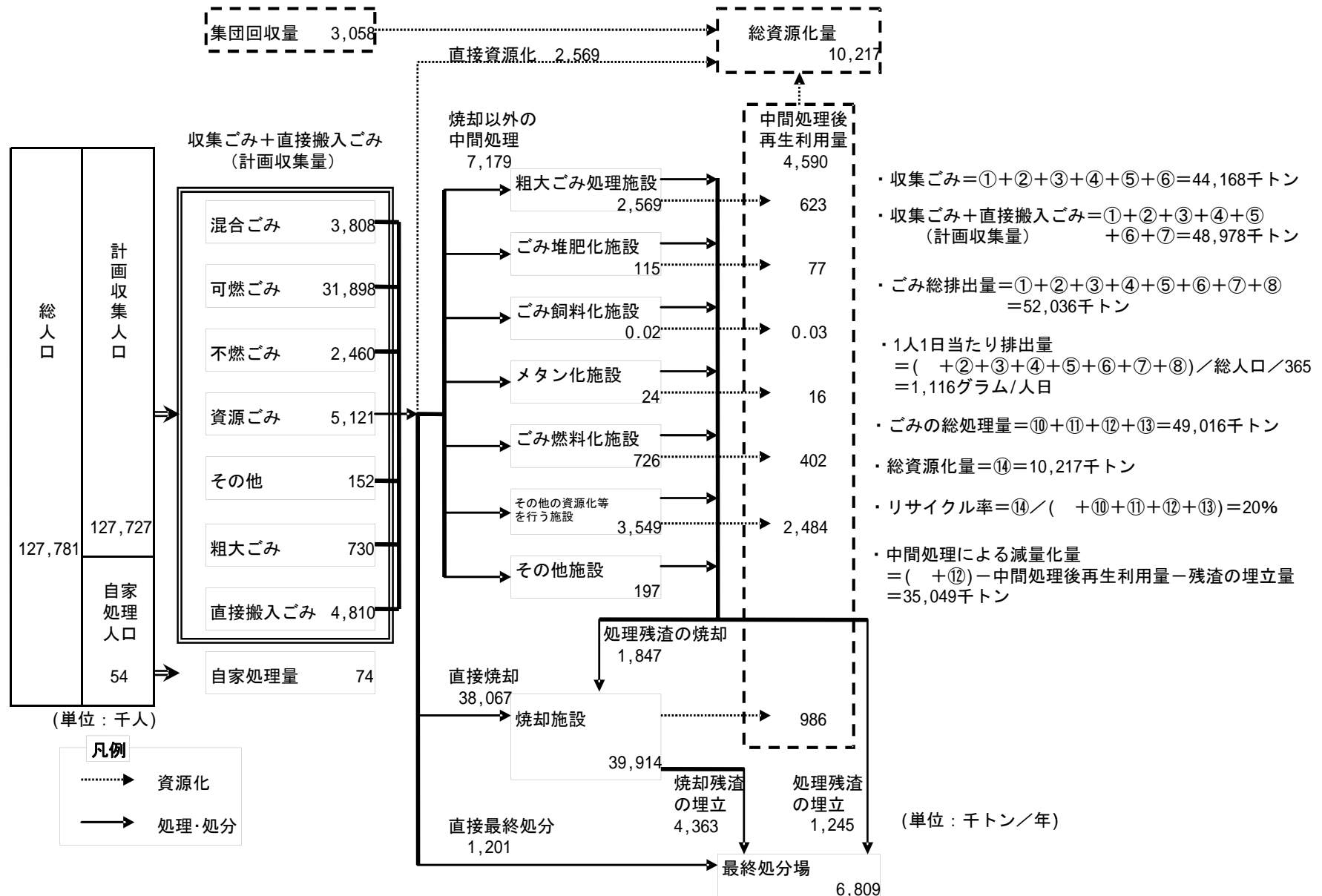


▶ 産業廃棄物の残余年数は7.7年分
(首都圏は3.4年分)(平成17年度)

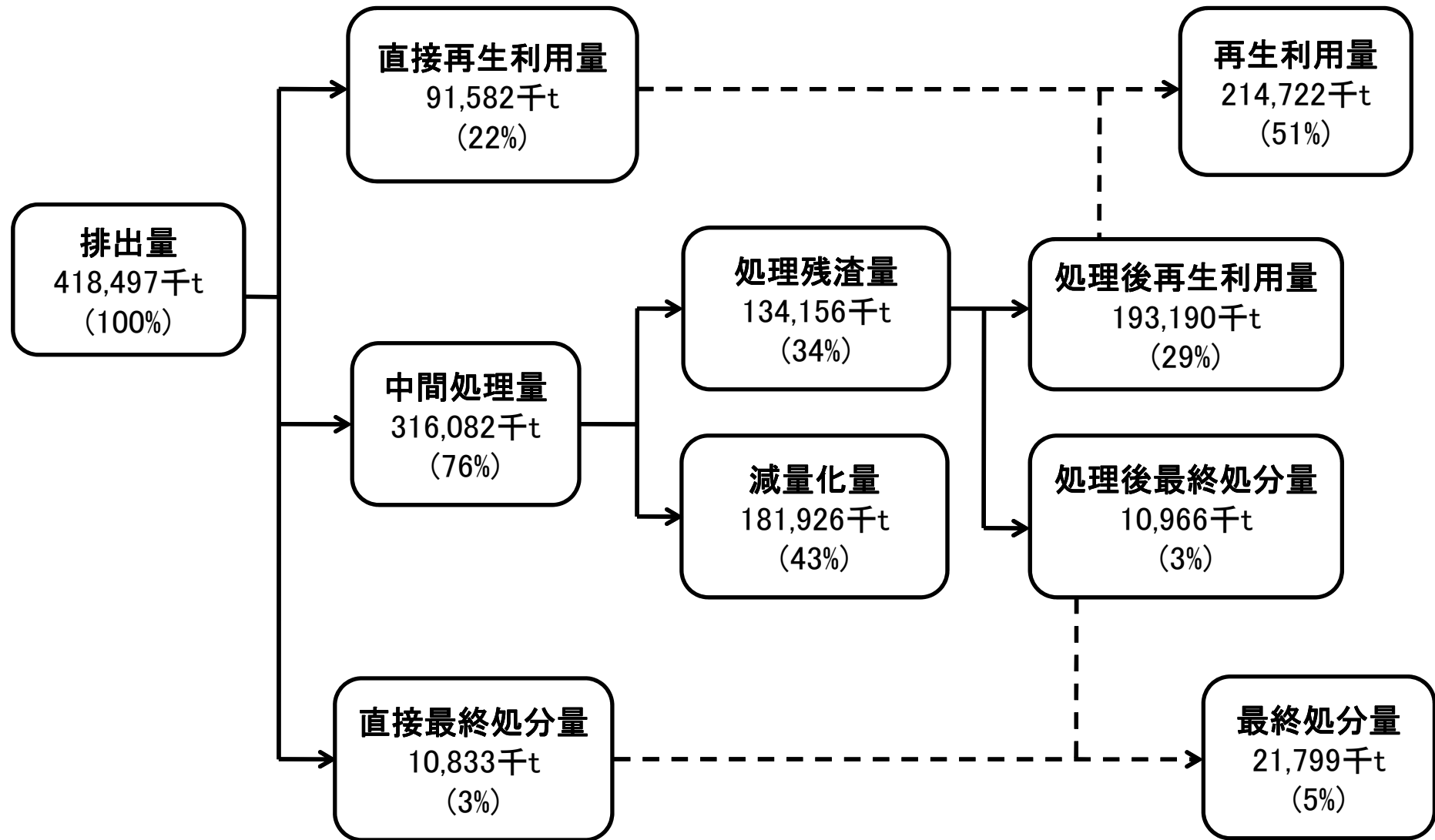
最終処分場の新規設置数は、平成10年度の136施設から、平成16年度は38施設、平成17年度は32施設(ともに許可件数)と激減



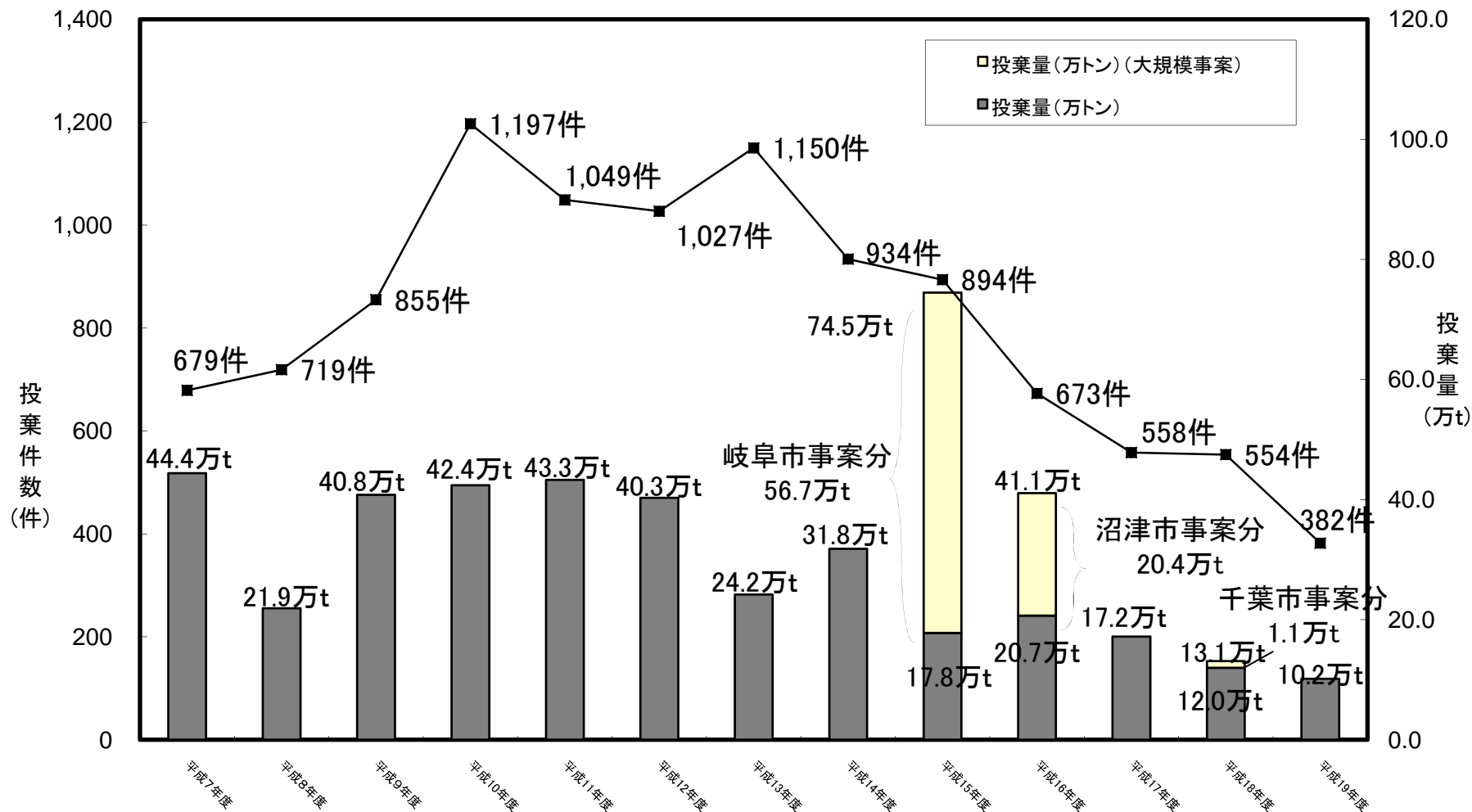
一般廃棄物の処理フロー（平成18年度）



産業廃棄物の処理フロー（平成18年度）



不法投棄件数及び投棄量の推移（新規発覚事案）



注1 投棄件数及び投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）を集計対象とした。

2 上記グラフの通り、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に発覚したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模事案として発覚した。

3 平成18年度の千葉県事案については、平成10年に発覚していたが、その際環境省への報告がされていなかったもの。

4 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。

なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これが不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県45カ所において確認され、そのうち38カ所で撤去が完了している（平成20年9月時点）。

平成19年度不法投棄（新規発覚分） 種類内訳

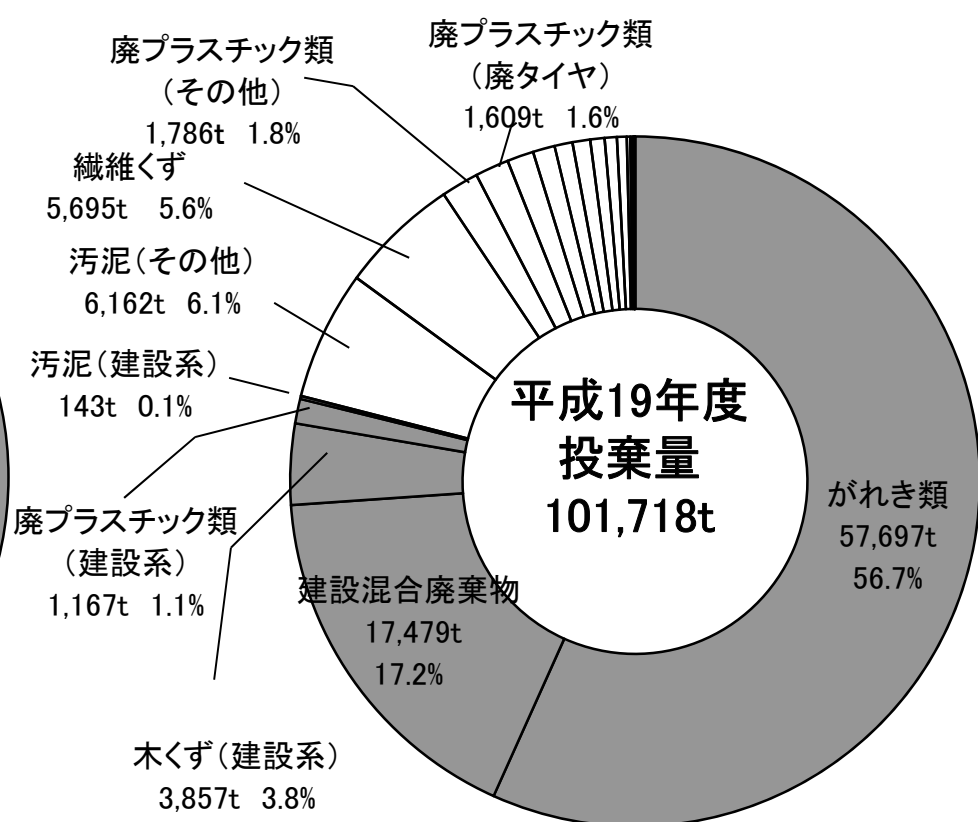
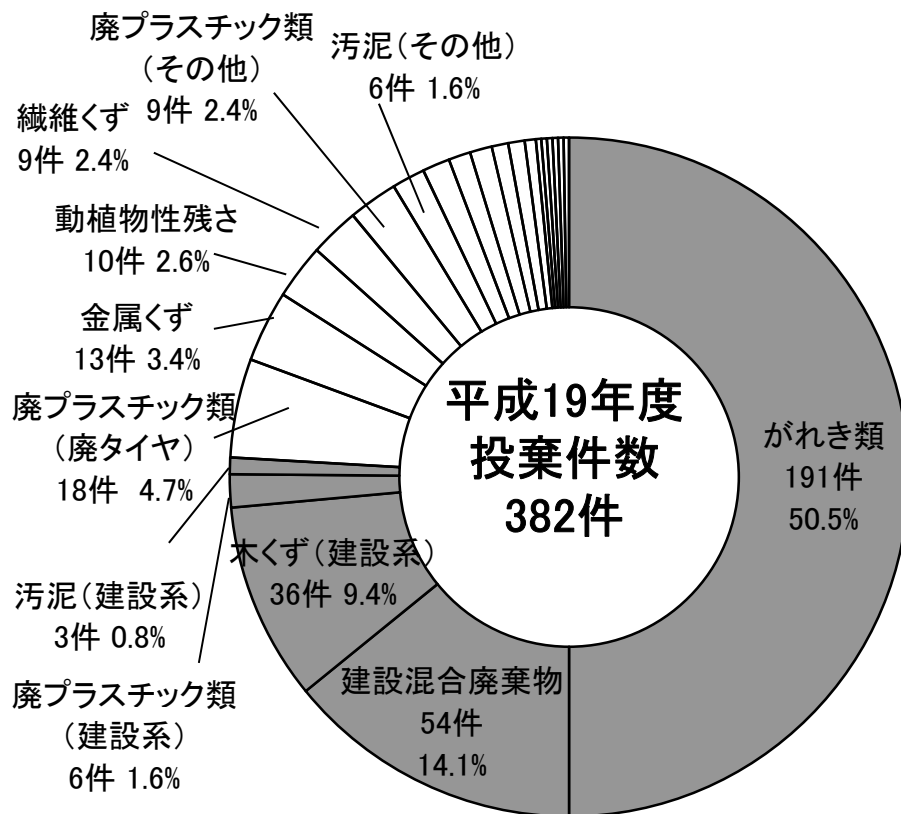
投棄件数・投棄量ともに建設廃棄物が多く、全体の約8割を占めている。

建設以外廃棄物計
92件 24.1%

建設廃棄物計
290件 75.9%

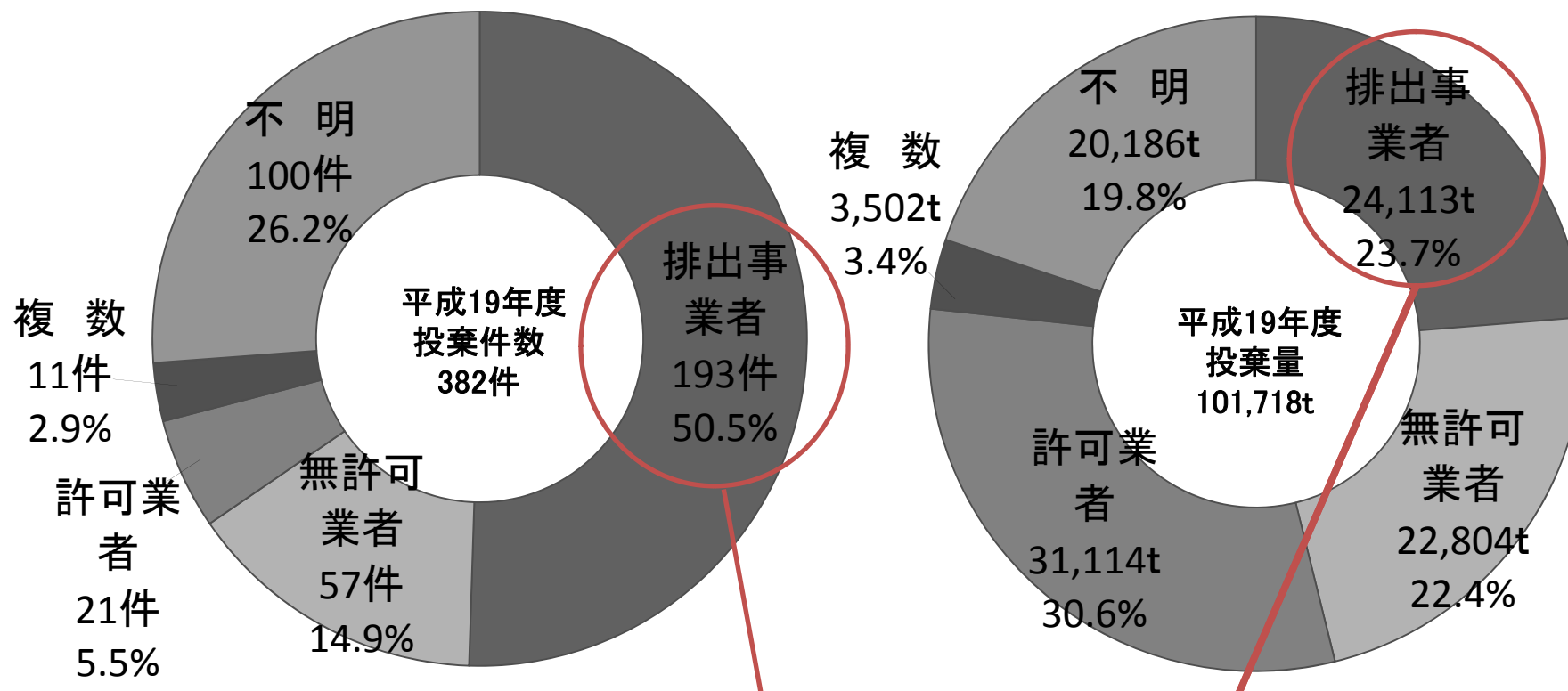
建設以外廃棄物計
21,375t 21.0%

建設廃棄物計
80,343t 79.0%



平成19年度不法投棄（新規発覚分） 実行者内訳

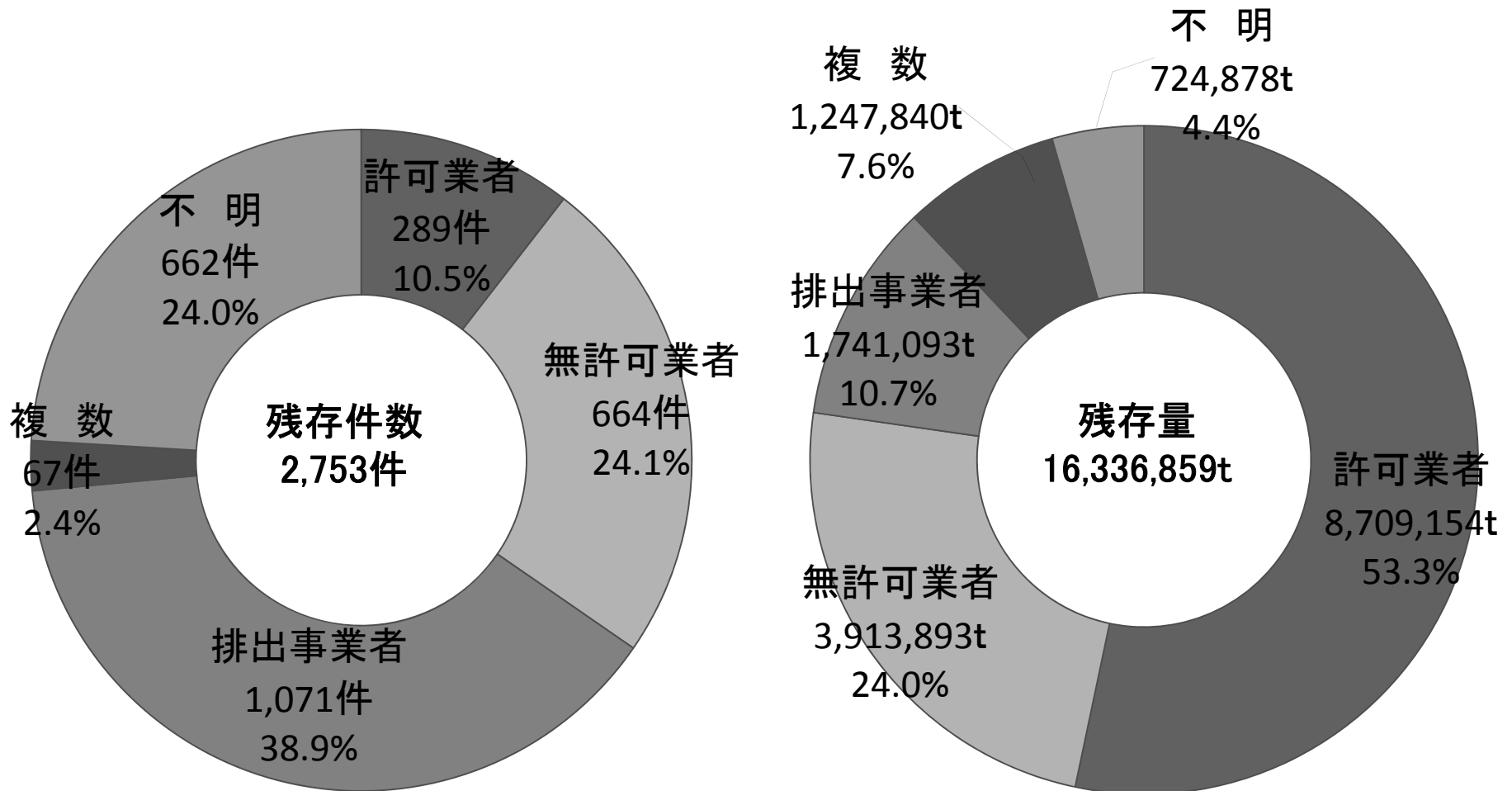
排出事業者が不法投棄実行者である場合が、
投棄件数では約51%と最も多く、投棄量では約24%となっている。



「排出事業者」のうち、141件(73.1%)、13,161t(54.6%)が建設系

平成19年度末時点 不法投棄残存事案

残存事案のうち、排出事業者が不法投棄実行者である場合が、
投棄件数では約40%と最も多く、投棄量では約10%となっている。



平成19年度末時点 不法投棄残存事案

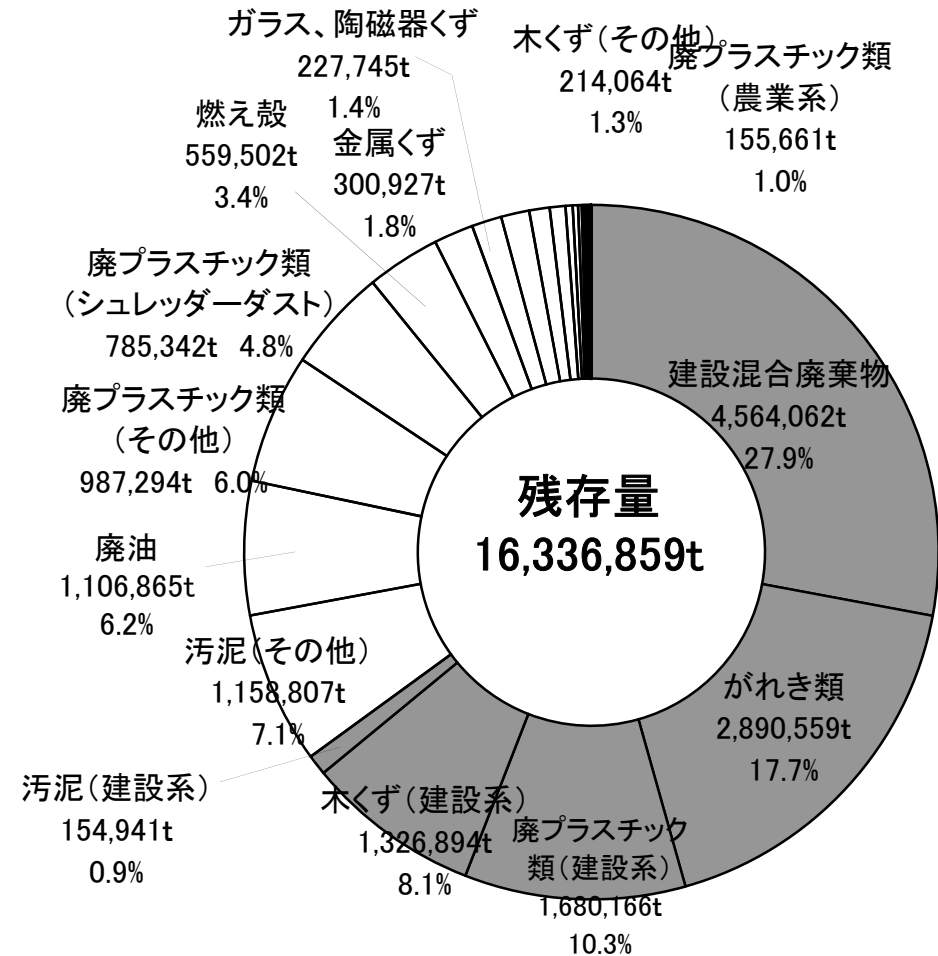
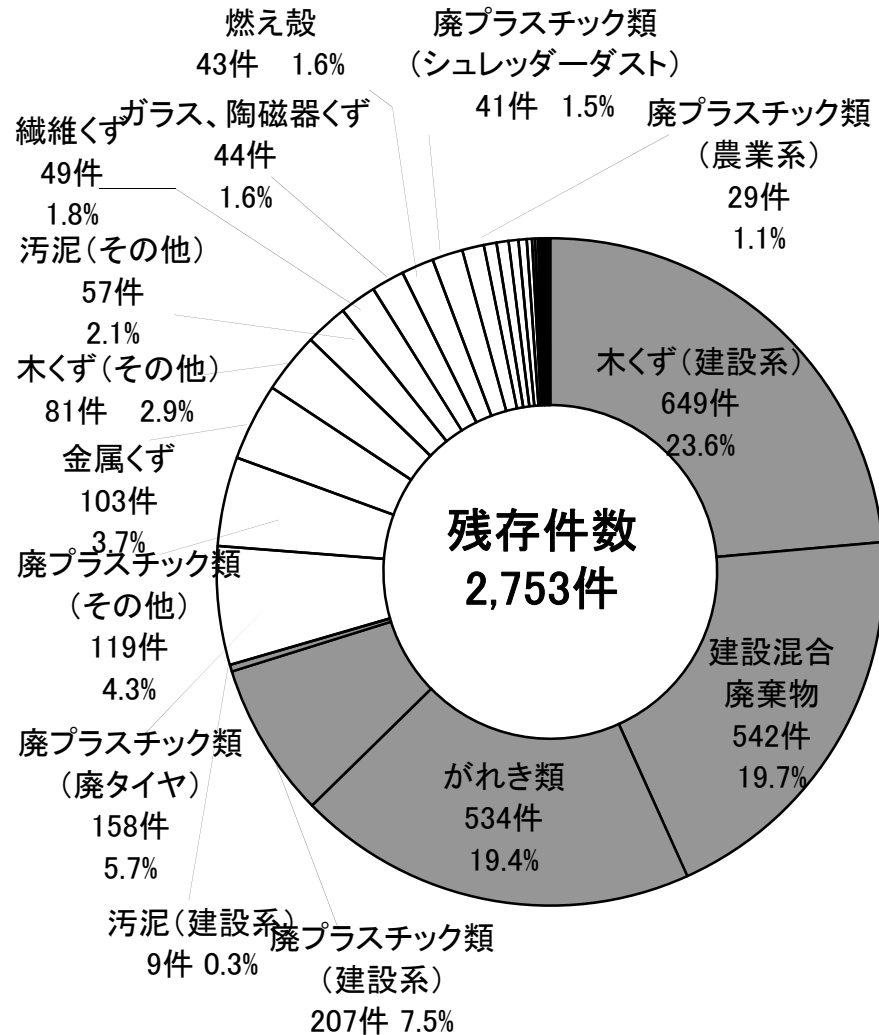
残存事案のうち、投棄件数・投棄量ともに建設廃棄物が多く、全体の約7割を占めている。

非建設系廃棄物計
812件 29.5%

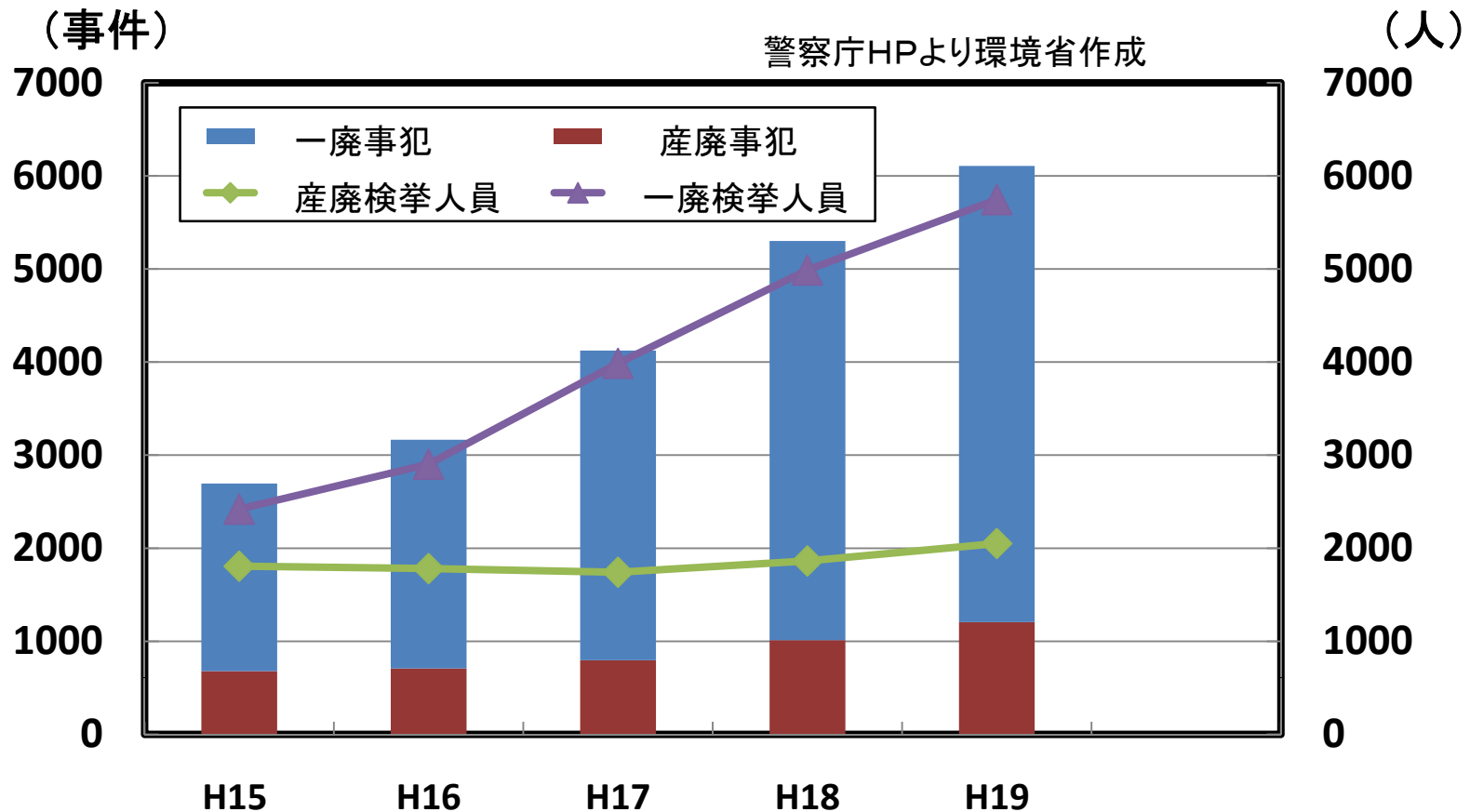
建設系廃棄物計
1,941件 70.5%

非建設系廃棄物計
5,720,237t 35.0%

建設系廃棄物計
10,616,622t 65.0%



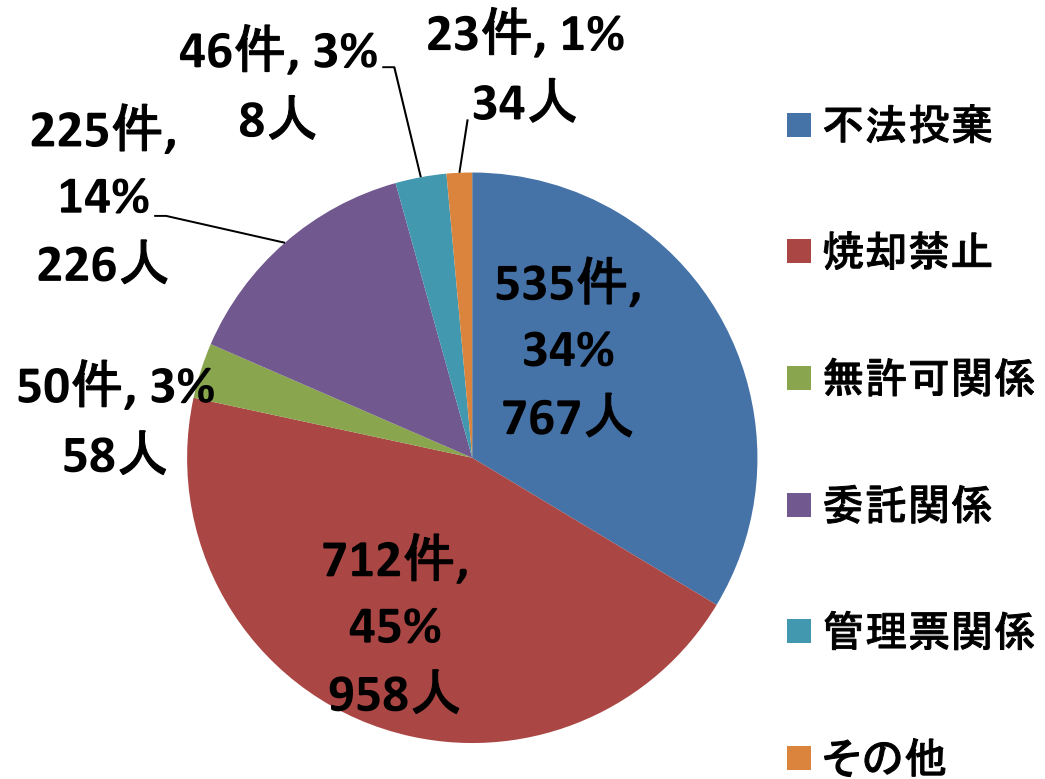
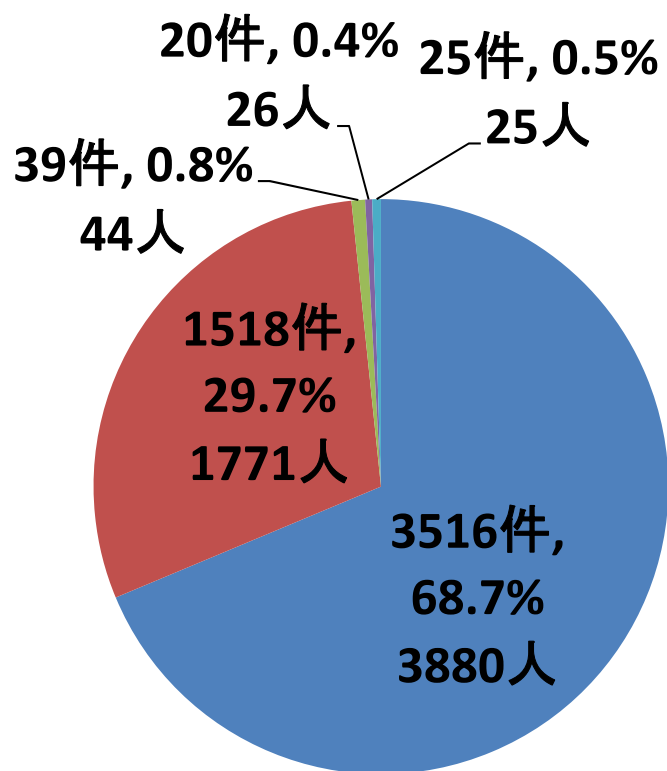
平成19年 廃棄物事犯の検挙事件数



1. 不法投棄事犯等を中心とした廃棄物事犯に対する取締りを強化する「環境犯罪対策推進計画」(平成11年 警察庁)が策定され、本計画に基づく現地レベルでの取組が次第に強化されてきている。
2. 平成12年の廃棄物処理法改正により、不法投棄について一般廃棄物と産業廃棄物の罰則上の区分が無くなり、法の適用が容易となった。

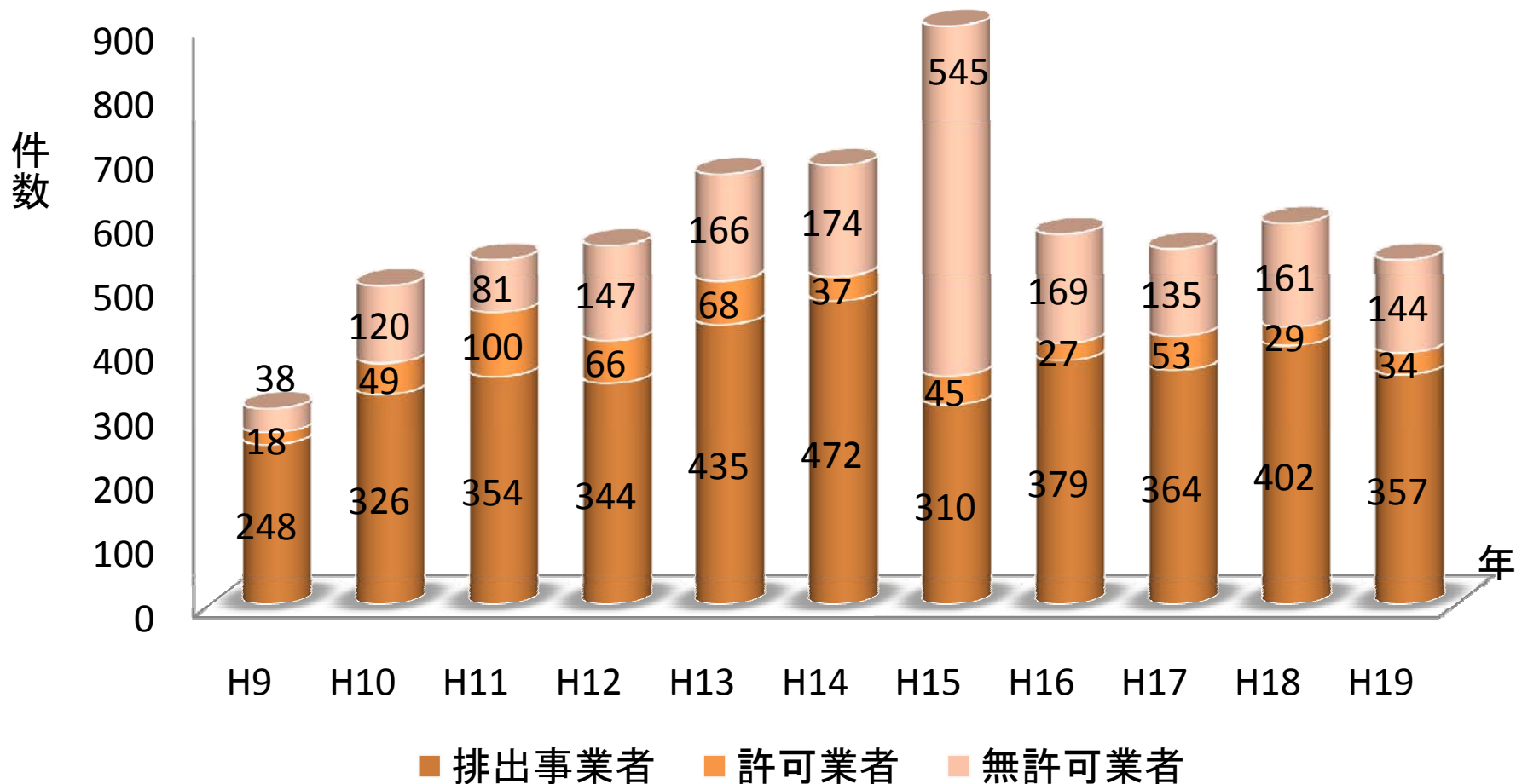
平成19年 検挙件数の内訳

| | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| <p>一般廃棄物 合計： 5118件、5746人</p> | <p>産業廃棄物 合計： 1591件、2051人</p> |
|----------------------------------|----------------------------------|

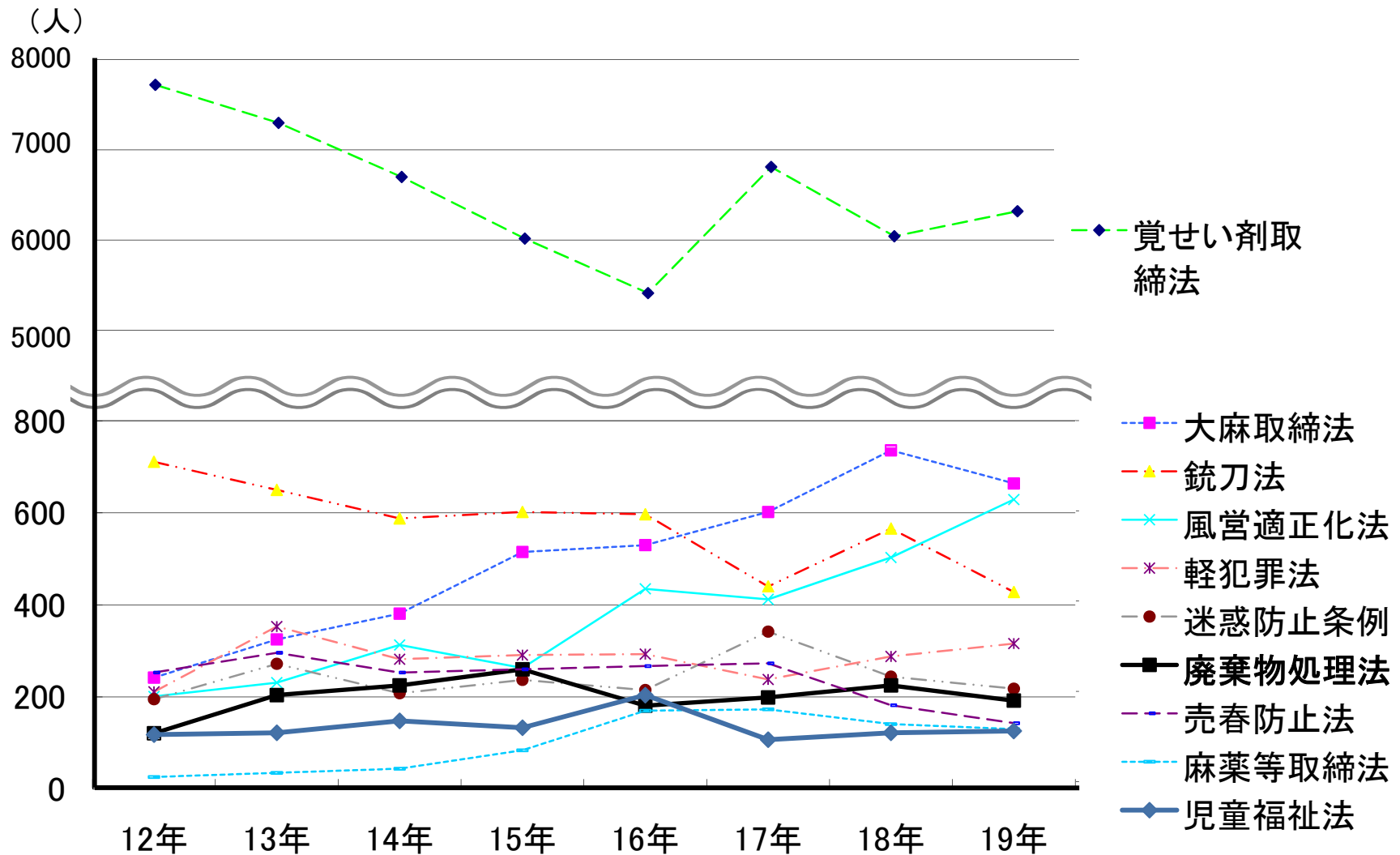


産業廃棄物事犯の不法投棄検挙件数 実行者ごとの件数

実行者が排出事業者である割合は、平成9年度から平成19年度における平均値として、約65%となっている。



暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙人員の比較



出典：平成19年暴力団情勢(平成20年4月 警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課、同部企画分析課)

暴力団等反社会的勢力の関与の状況について

廃棄物の不適正処理に関与している事例

(出典:「平成20年度暴力団の不当要求等介入事例実態調査事業報告書」
(環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課))

産業廃棄物処分料をコストダウンさせるために、無許可業者へ搬入しており、裏で反社会的勢力が関与していると聞いている。最終処分地の利権をめぐる抗争に暴力団等が関与していると聞いている。

ある管理型最終処分場では、正門からは廃棄物を正規に受け入れ、裏門からは暴力団関係会社が土砂運搬と称して残土処分場へ搬出しており、この処分場はいつまでも埋まらないこととなっている。

暴力団等反社会的勢力、政治家の同族会社から、産業廃棄物の収集運搬・処分をさせてほしいと要求された会社がある。日常的に工事現場や工事現場事務所に来るらしい。

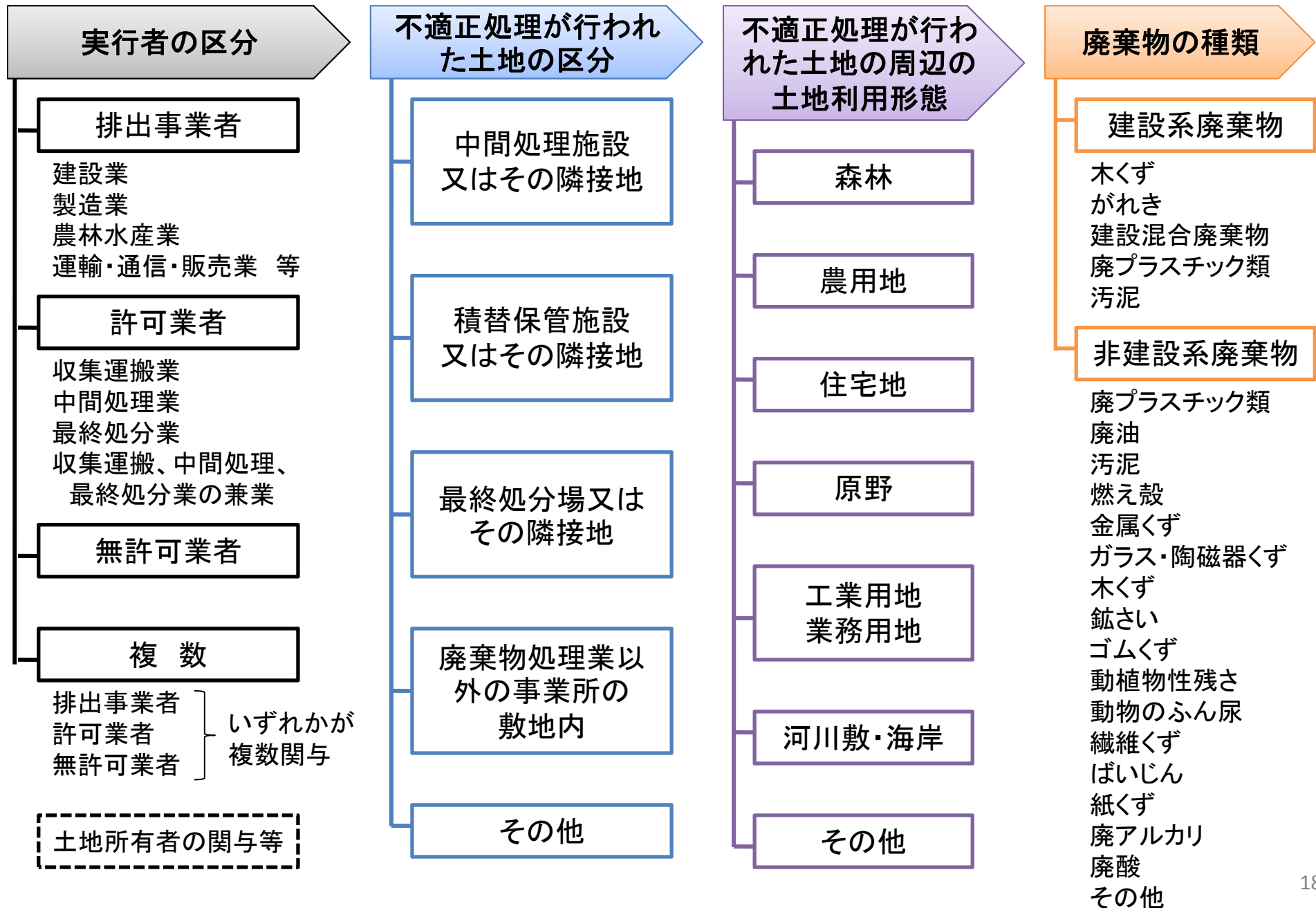
管理型最終処分場、安定型最終処分場等の場合には、設置許可後、計画者の資金ショートによりその権利が売買されることが多く、この場合はほぼ100%近く暴力団等が関与する。

暴力団を排除した事例

(出典:「平成19年の暴力団情勢」
(警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課、企画分析課))

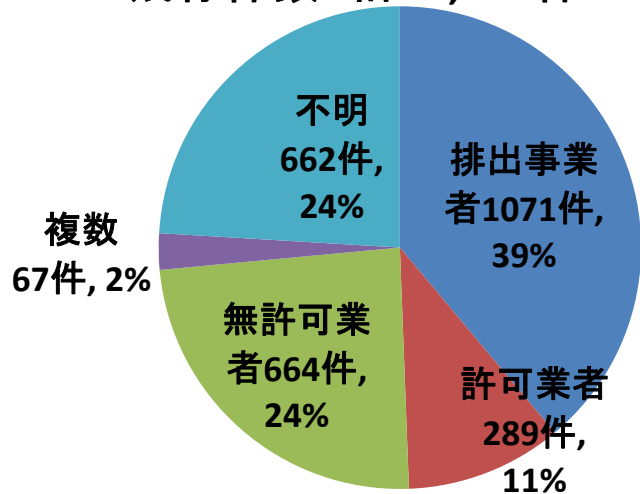
暴力団組長が、同人の妻が代表を務める産業廃棄物収集運搬業者の事業を支配していた事実が明らかになったことから、同業者の業許可を取り消した。

不法投棄等不適正処理の類型

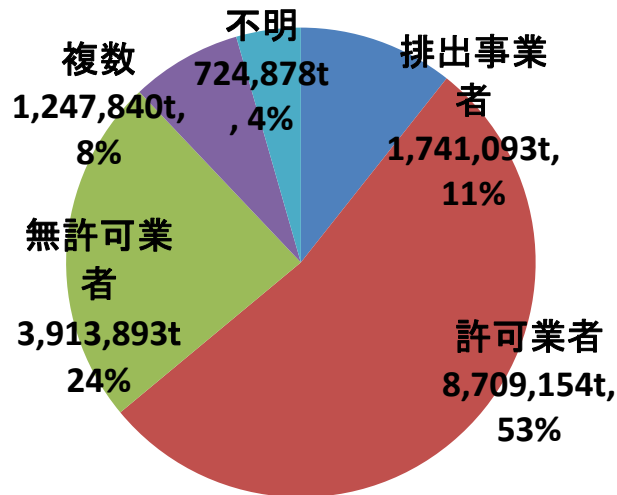


視点1 実行者の区分 (平成19年度末までの残存事案)

残存件数 計:2,753件

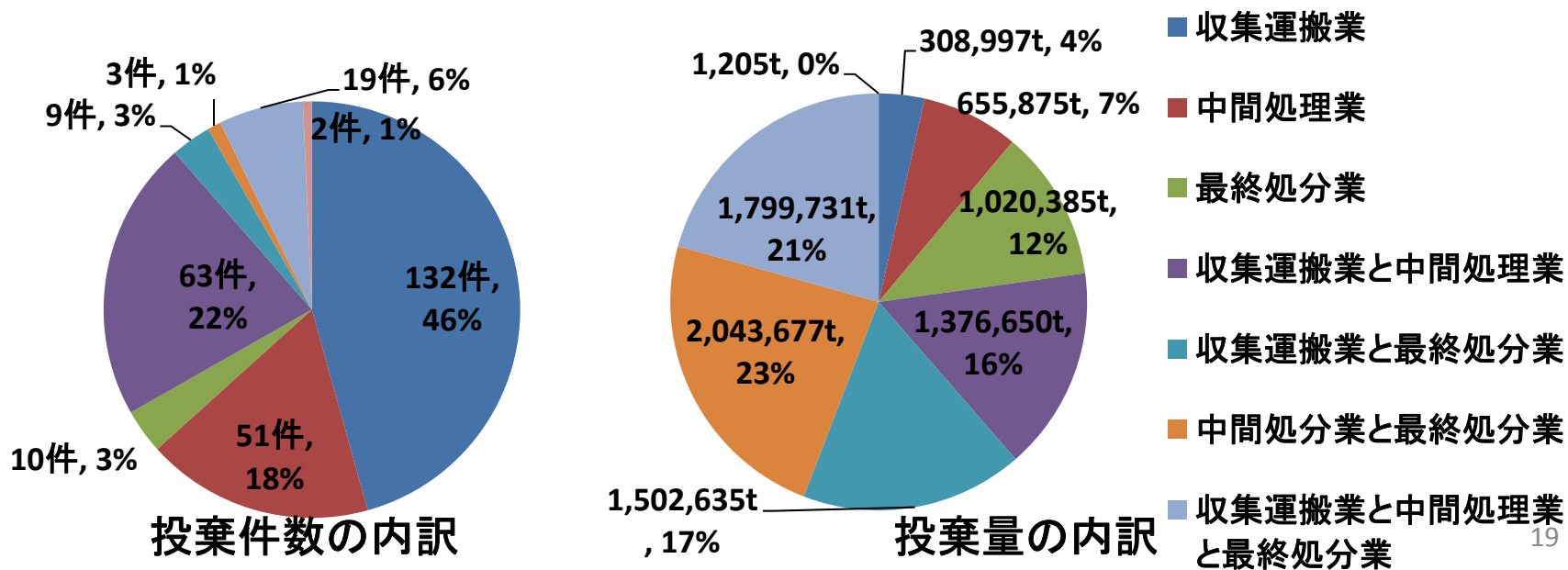


残存量 計: 16,336,859t



視点1-1 実行者のうち、許可業者の許可の種類

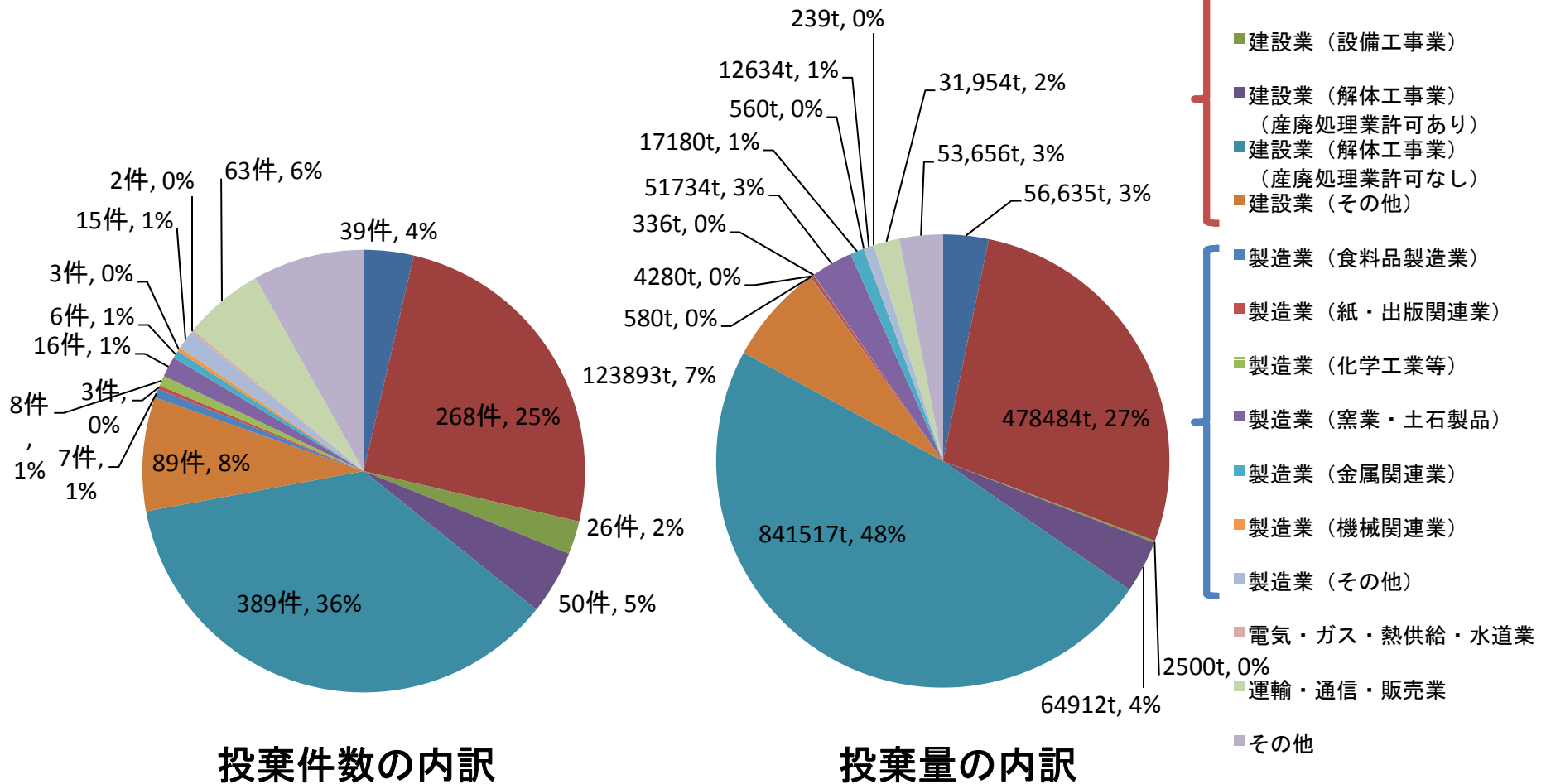
許可業者による不法投棄事案のうち、223件(78%)、4,988,013t(58%) は収集運搬業者が関与



視点1-2

実行者のうち、排出事業者の事業の種類

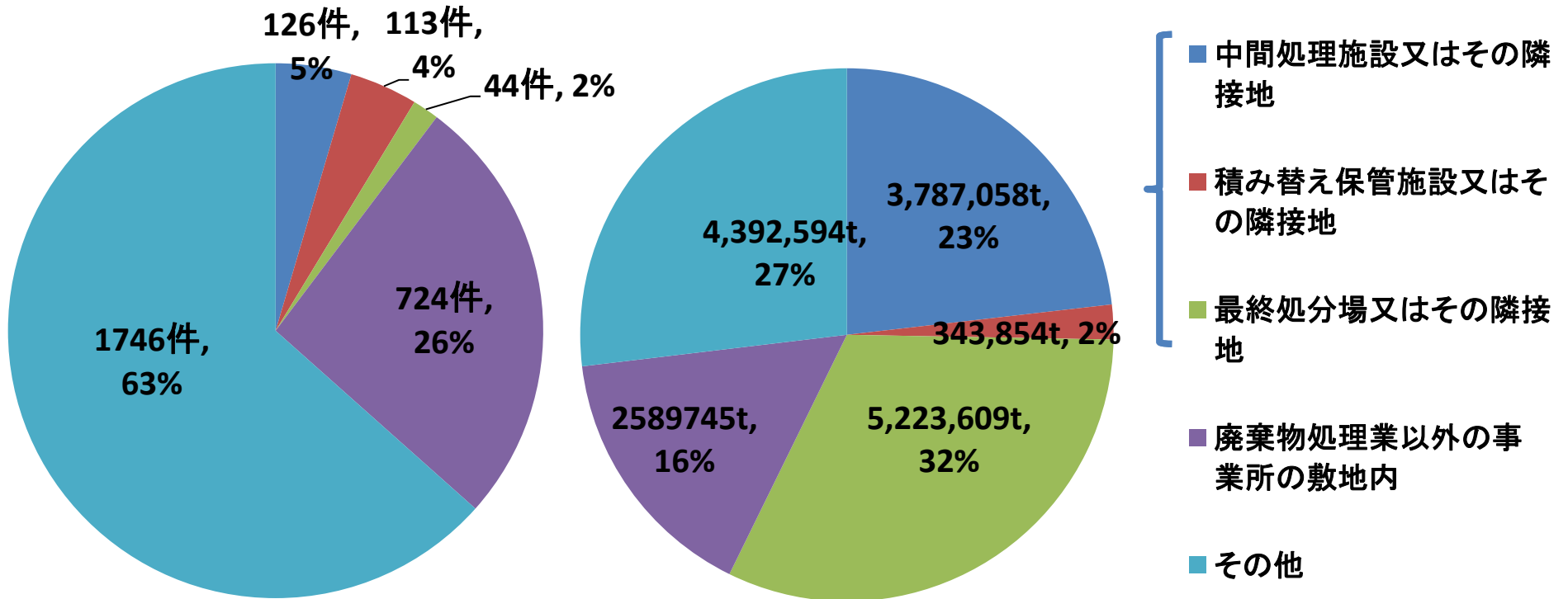
建設業 : 822件(約77%) 1,511,306 t(約87%)
 製造業 : 58件(約 5%) 87,303 t(約 5%)
 農林水産業 : 39件(約 4%) 56,635 t(約 3%)



視点2

不適正処理が行われた土地の区分（平成19年度末までの残存事案）

| | |
|----------------|---------------------|
| 廃棄物処理施設又はその隣接地 | : 283件、9,354,521 t |
| 廃棄物処理施設以外の隣接地 | : 724件、2,589,745 t |
| その他 | : 1746件、4,392,594 t |



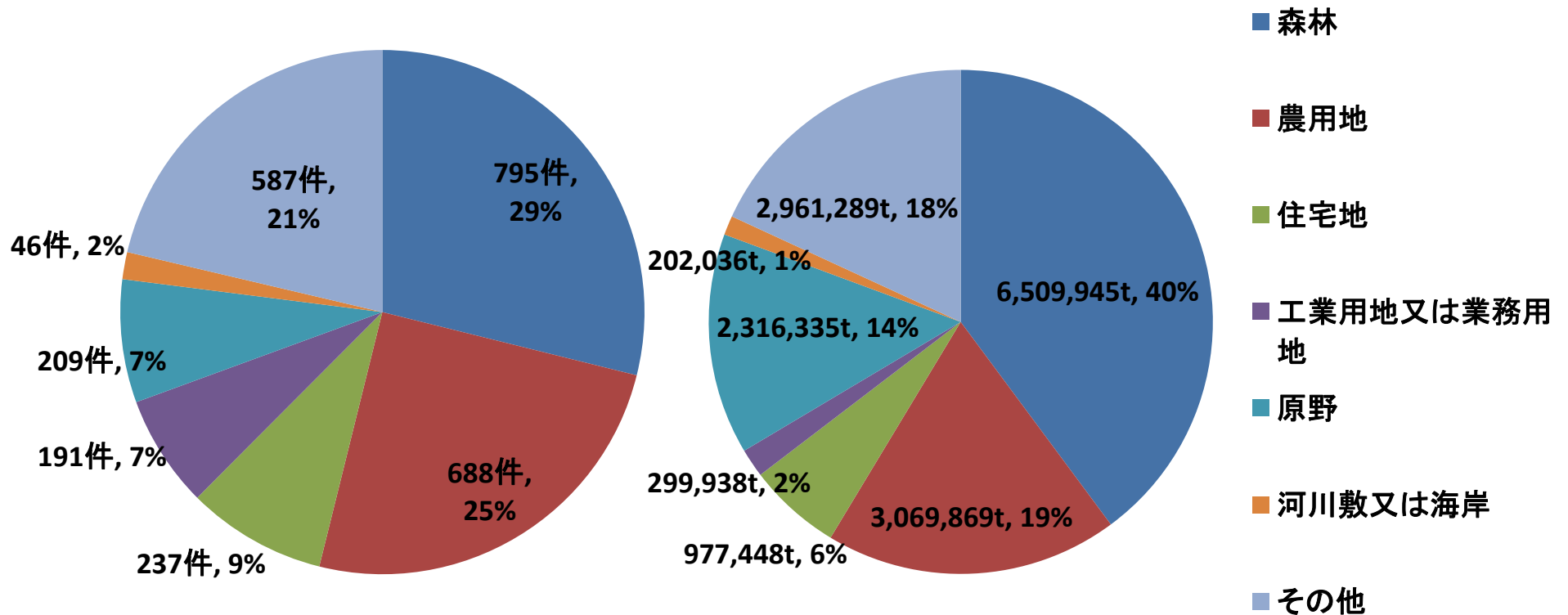
投案件数の内訳

投棄量の内訳

視点3

不適正処理が行われた場所周辺の土地の利用形態 (平成19年度末までの残存事案)

| | | |
|---------------------------|---------|--------------|
| 通常無人の土地(森林、農用地、原野、河川又は海岸) | 1,738件、 | 12,098,185 t |
| 通常有人の土地(住宅地、工業用地または業務用地) | 428件、 | 1,277,386 t |
| その他 | 587件、 | 2,961,289 t |



投案件数の内訳

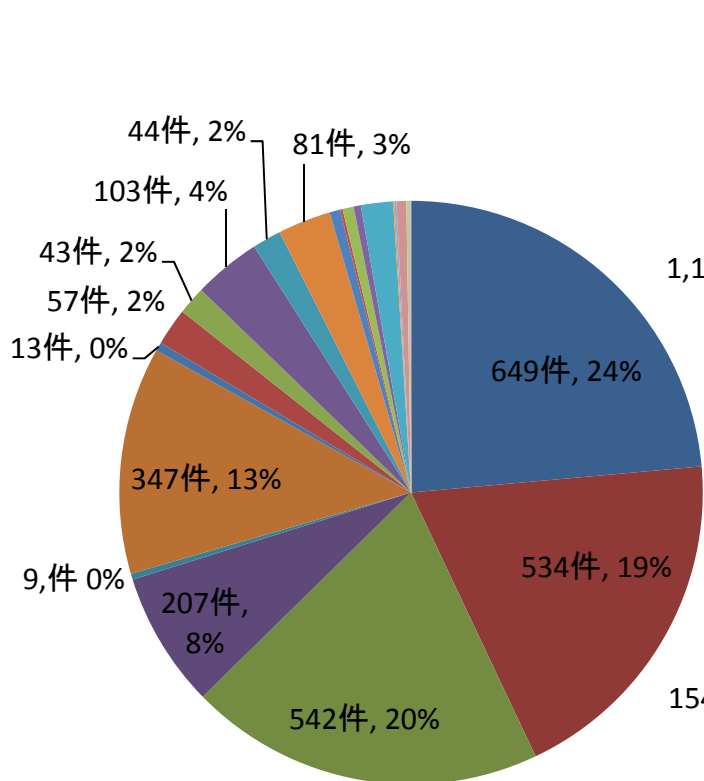
投棄量の内訳

視点4

代表的な廃棄物の種類

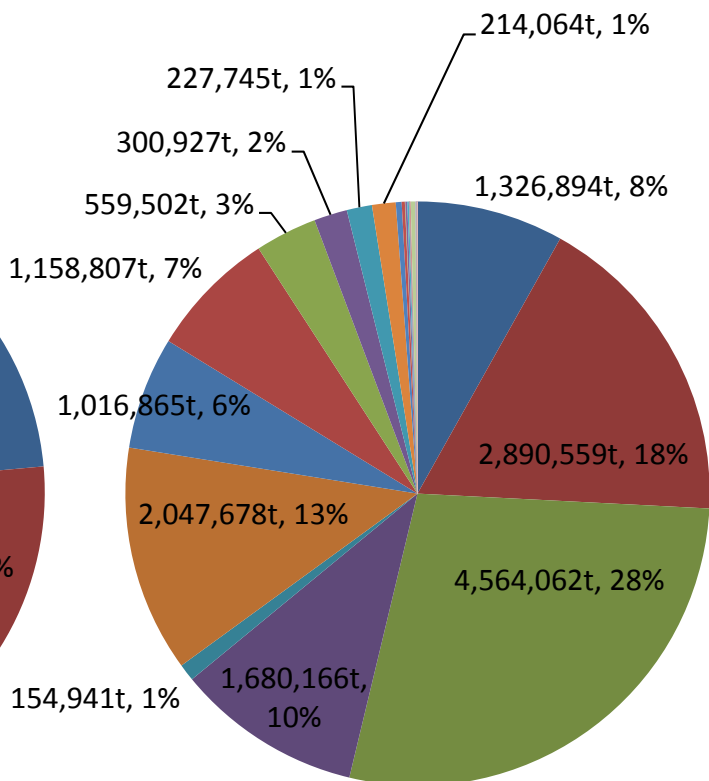
建設系廃棄物

平成19年度末までの残存事案



投案件数の内訳

建設系廃棄物
1,941件、10,616,622 t



投棄量の内訳

非建設系廃棄物
812件、5,720,237 t

- (建設系) 木くず
- (建設系) がれき
- 建設混合廃棄物
- (建設系) 廃プラスチック類
- (建設系) 汚泥
- 廃プラスチック類
- 廃油
- 汚泥
- 燃え殻
- 金属くず
- ガラス・陶磁器くず
- 木くず
- 鉱さい
- ゴムくず
- 動植物性残渣
- 動物のふん尿
- 繊維くず
- ばいじん
- 廃アルカリ
- 特管
- 産廃を処分するために処理したもの
- 不明
- 廃酸
- 獣畜・食鳥に係る固形状の不要物
- 紙くず
- 動物の死体

不法投棄の現場

排出事業者が行った事例



解体業者H社は、平成8年頃から他社の解体単価の7～8割の安価で解体を請け負い、解体に伴い発生した建設系廃棄物を自己所有地（自宅の敷地と親戚所有の近隣農地）で保管し、県からの再三にわたる指導を無視。

保管している廃棄物の撤去に応じないため、県は、平成18年7月に全量撤去を命じる措置命令を発出。

同月に県警が行為者を不法投棄で逮捕（平成19年5月に有罪確定。懲役刑2年・執行猶予3年、罰金刑100万円）

処理業者が行った事例

産業廃棄物収集運搬業（木くず、がれき類、汚泥、廃プラ等8品目）、処分業（木くず等の焼却、がれき類の破碎）の許可を取得し、産業廃棄物の処理を行っていたB社は、平成2年頃には、中間処理施設の敷地内に、約80,000 m³の建設系産業廃棄物を堆積させた。

市は、数十回にわたり行政指導を行ったが、B社は撤去指導に従うと主張しつつ、敷地内での堆積と並行し、隠蔽目的で隣接地に覆土しながら産業廃棄物をさらに埋め立てていた。

平成16年3月に不法投棄事案として発覚。平成17年に有罪が確定（法人：罰金刑1億円、実質的経営者：懲役刑3年8ヶ月、罰金1千万円）。



処理業者が行った事例



産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業等の許可を取得し、産業廃棄物の処理を行っていたE社は、平成8年頃から、処理きれない廃油等を滞留させはじめた。

県は、頻繁に行政指導を行ったが、平成13年には廃油類が入ったドラム缶等が2000本を超える状況となった。

その後平成14年にE社取締役（行為者）が死亡し、E社も破産したため、大量の廃油等が放置されたまま現在に至っている。

産業廃棄物処理業者及び排出事業者が行った事例

産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業を取得して産業廃棄物の処理を行いながら、自ら解体業を行っていたG社は、平成元年頃から解体業から発生した自社廃棄物と処理業として受託した産業廃棄物を、平成11年頃から、中間処理施設敷地内に保管し、徐々に堆積させた。

県は改善命令を発したが、履行せず、許可が失効。平成18年夏には、堆積廃棄物から火災が発生し、現在も燻焼している。



無許可業者が行い、土地所有者が関与（ ）した事例

「関与」とは、単に行為者に土地や倉庫を貸与した場合なども広く含まれ、不法投棄に加担している場合に限定されない。

M産業は、平成16年頃から、借りた複数の倉庫に、硫酸ピッチ、スラッジ、廃タイヤ、建設系混合廃棄物、廃プラスチック類等の大量の産業廃棄物を搬入。廃タイヤ等の一部を売却して有価物と偽装し、硫酸ピッチやスラッジを、大量の廃タイヤ等で覆い隠蔽を図っていたが、平成17年に発覚、有罪確定（懲役刑4年10ヶ月、罰金刑500万円）。硫酸ピッチについては行政代執行により撤去。

倉庫所有者の一部は、廃棄物を搬入していたとは知らなかったと主張して、県も、行為者に加担した明確な事実の確認ができないため、倉庫所有者に措置命令を発出していない。



産業廃棄物処理の構造改革

産業廃棄物の構造的問題

廃棄物=不要なもの

無責任状態での経済原則

処理コスト負担の動機付けがない

安かろう悪かろうの処理

悪貨が良貨を駆逐
(優良業者が市場の中で優位に立
てない)

不法投棄など不適正処理の横行

産業廃棄物に対する
国民の不信感の増大

処理の破綻

環境負荷等の悪影響

PPP(汚染者負担原則) に基づくあるべき姿

廃棄物=不要なもの

自己責任が伴う中での経済原則

排出事業者が最後まで責任を持つ

確実かつ適正な処理

排出事業者が優良業者を選択
(悪質業者が市場から淘汰される)

安全・安心できる適正処理の実現

産業廃棄物に対する
国民の信頼の回復

循環型社会の構築

将来世代にわたる
健康で文化的な生活の確保

構造を転換

累次の廃棄物処理法改正
に基づく構造改革

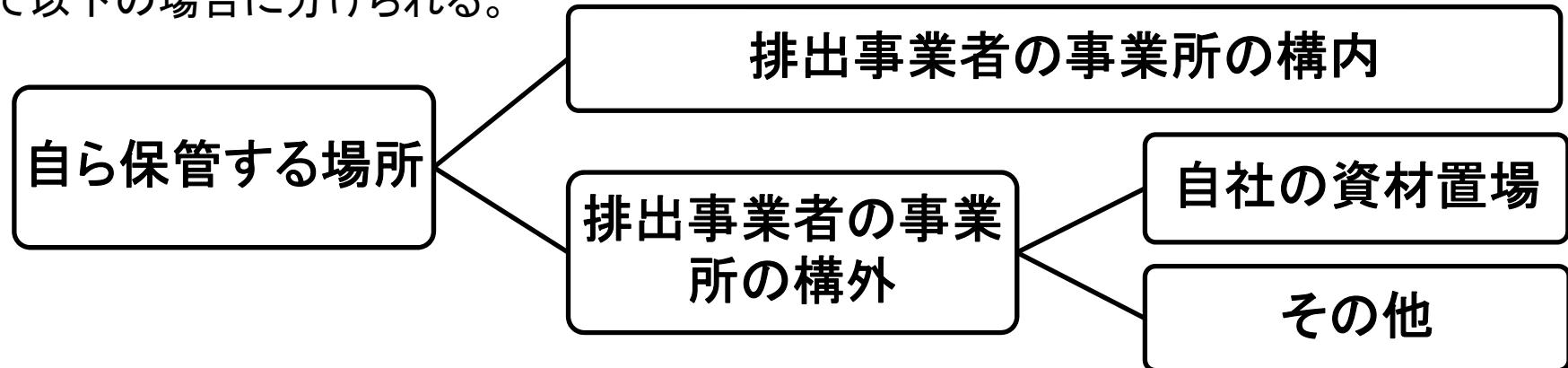
○排出事業者責任の徹底
・マニフェスト制度の強化
・原状回復命令の拡充

○不適正処理対策
・処理業者・施設の許可要件
の強化
・罰則強化
(懲役5年、罰金1億円)

○適正な処理施設の確保
・廃棄物処理施設設置手続きの
強化・透明化
・優良な施設整備の支援
・公共関与による補完
(廃棄物処理センター)

排出事業者が自ら保管を行う場合

排出事業者が、事業活動に伴い生じた廃棄物を自ら保管する場合は、大きく考えて以下の場合に分けられる。



排出事業者は、産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管しなければならない。

■ 保管場所

- ① 周囲に囲いが設けられていること、
- ② 見やすい箇所に、産業廃棄物保管場所であること・保管する産業廃棄物の種類・管理者の氏名と連絡先などを表示した縦横60センチ以上の掲示板を設けること

■ 飛散流出等の防止措置

- ① 汚水が生じるおそれがある場合、排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと
- ② 屋外で容器を用いず保管する場合、一定の高さを超えないようにすること

■ 衛生管理

ねずみ・蚊・はえ等の害虫が発生しないようにすること

■ 収集運搬・処分に伴い保管する場合、数量制限

収集運搬に伴う保管: 1日当たりの平均的搬出量の7日分の数量を超えないこと

処分に伴う保管: 処理施設の1日当たりの処理能力の14分の数量を超えないこと

排出事業者による廃棄物の不適正保管

事例1



土木建設業かつ解体工事業を営むA社が、家屋解体工事等に伴い生じた建設系廃棄物を約7年間にわたり、自社の資材置場に不適正に保管(約3500m³、面積850m²、高さ10m)。

廃棄物の飛散・流出、木くず等の発火、硫化水素の発生などのおそれがある。

事例2

解体業を営むB社が、解体工事に伴い生じた建設系廃棄物を約3年にわたり、購入した山林に不適正に保管した(約7000m³、面積約1800m²、高さ約10m)。

廃棄物の飛散・流出、崩落、木くず等の発火(内部温度が60℃以上になっている)などのおそれがある。



帳簿について

概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理業者と一定の排出事業者は、事業場ごとに、その日行った処理について帳簿を記載し、5年間保存しなければならない。

帳簿の備付け違反、未記載、虚偽記載、保存義務違反については、30万円以下の罰金の対象となる。

〔 帳簿は、行政が立入検査に入った際に重要な証拠書類となる。〕

帳簿義務の対象者

- ① 廃棄物処理業者
- ② 事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために許可施設を設置している排出事業者
- ③ 事業活動に伴い生ずる特別管理産業廃棄物を処理する排出事業者

排出事業者の帳簿記載事項(現行法上の上記②③の排出事業者)

| 行う処理の種類 | 記載事項(産業廃棄物の種類毎) |
|---------|--|
| 運搬 | ①運搬年月日、②運搬方法、運搬先ごとの運搬量、③積替保管を行う場合はその場所ごとの搬出量 |
| 運搬の委託 | ①委託年月日、②受託者の氏名・住所・許可番号、③運搬先ごとの委託量 |
| 処分 | ①処分年月日、②処分方法ごとの処分量、③処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量 |
| 処分の委託 | ①委託年月日、②受託者の氏名・住所・許可番号、③受託者ごとの委託の内容・委託量 |

立入検査等の際に証拠となる物件

| | 排出事業者 | | | | 産業廃棄物処理業者 |
|--------|----------------|---------------|--------------------|------------|-----------|
| | 産業廃棄物を自ら処理する場合 | | 特別管理産業廃棄物を自ら処理する場合 | 委託して処理する場合 | |
| | 許可施設を設置していない場合 | 許可施設を設置している場合 | | | |
| マニフェスト | × | × | × | | |
| 帳簿 | × | | | × | |

現場で排出事業者の特定が困難となるケース

建設廃棄物の不適正処理が発生するメカニズム

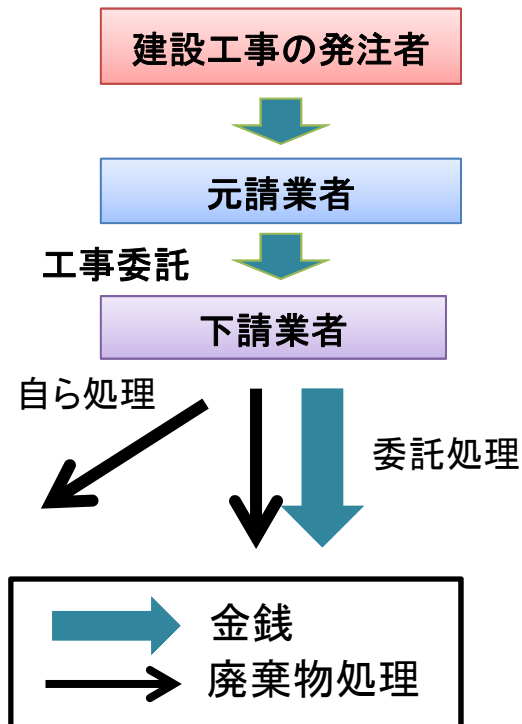
建設廃棄物適正処理の徹底については、自ら処理における適正処理の実施を確保するとともに、無許可業者への委託を防止することが不可欠である。

廃棄物処理法上は、産業廃棄物の処理に関して、排出事業者が責任を負うこととされており、建設工事等においては原則として元請業者が排出事業者とされているが、契約形態によっては、元請業者及び下請業者が排出事業者にも該当することもある。中にはこれを悪用して、本来排出事業者責任のないものが自ら処理をすると称して許可を取得せずに不適正な処理を行うことがあり、それが問題であるとする意見がある。

また、無許可業者への処理委託等による不適正な事例も問題とされている。

出典「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」

■ 建設工事における事例



元請業者から下請業者へ工事を委託する場合の委託方式の違いによる廃掃法上の取扱い

| 元請業者から下請業者への工事委託方式 | <原則>委託 | <例外>全部又は独立した一部を一括委託 | |
|--------------------|--------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 排出事業者となる者 | 元請業者 | 元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っているとき認められないとき | 元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っているとき認められるとき |
| 下請業者が行う処理の位置づけ | 委託処理 | 下請業者 | 元請業者と下請業者 |
| 下請業者の処理業許可 | 必要 | 自ら処理 | 自ら処理 |
| | | 不要 | 不要 |

なお、平成18年に改正された建築士法等の一部を改正する法律により、共同住宅を新築する建設工事における一括下請は、建設業法上禁止されている。

産業廃棄物の処理に関する排出事業者の責任について

原則

事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

自ら処理を行
行場合

適正な処理を行うこと



処理基準の遵守義務

他人に委託
して処理を
行う場合

委託相手が適切な者が
確認すること

委託契約を適正に締結
すること



委託基準の遵守義務

処理が適正に
行われたことを
確認すること

処理の流れを把握し
最終処分の終了まで
確認すること



マニフェスト制度の
遵守義務

処理の内容が適正
なものであったか
確認すること

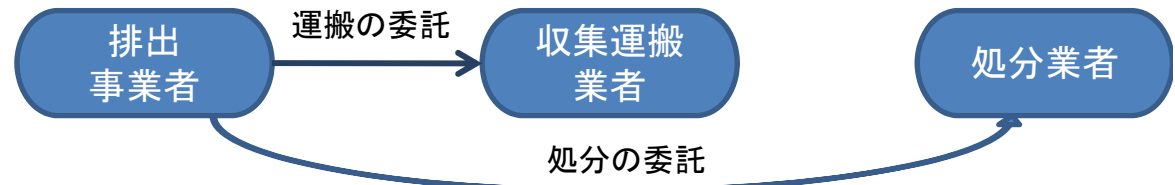


—

産業廃棄物の処理を委託する際の基準

排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する時は、以下の基準に従わなくてはならない。

- 運搬については収集運搬業者、処分については処分業者にそれぞれ委託すること。



- 委託しようとする処理が、その事業の範囲に含まれる者に委託すること。
- 委託契約は、以下の条項を含み、書面で行い、5年間保存すること。

- 委託する産業廃棄物の種類・数量
- 運搬の最終目的地所在地
- 処分の場所の所在地、方法、施設処理能力
- 委託契約の有効期間
- 委託者が受託者に支払う料金
- 受託者が許可業者の場合はその事業範囲
- 積替保管を行う場合はその場所の所在地、保管できる廃棄物の種類、保管上限
- 委託者の有する以下情報と、その情報が変更した場合の情報伝達方法
 - ◆ 産業廃棄物の性状・荷姿
 - ◆ 通常の保管状況下での腐敗、揮発など性状の変化
 - ◆ 他の廃棄物と混合することにより生ずる支障
 - ◆ 取扱う際に注意すべき事項
- 受託業務終了時の委託者への報告に関すること
- 契約解除時の処理されない産業廃棄物の取扱い

- 委託契約書には、以下の書面を添付すること。

- 受託者が、他人の産業廃棄物の処理を業として行うことであって、委託しようとする産業廃棄物の処理が、その事業範囲に含まれることを証する書面（許可証の写し、認定証の写しなど）

マニフェスト制度について

趣旨

廃棄物の処理の流れを把握することにより、不法投棄等に不適正処理を防止し、排出事業者責任に基づく適正な処理を確保すること。

概要

事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者(中間処理業者を含む。)に対して、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に、委託内容どおりに適正に処理されたことを、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付し、最終処分まで確認することを義務付けるもの。

マニフェスト交付者(排出事業者・中間処理業者)は、

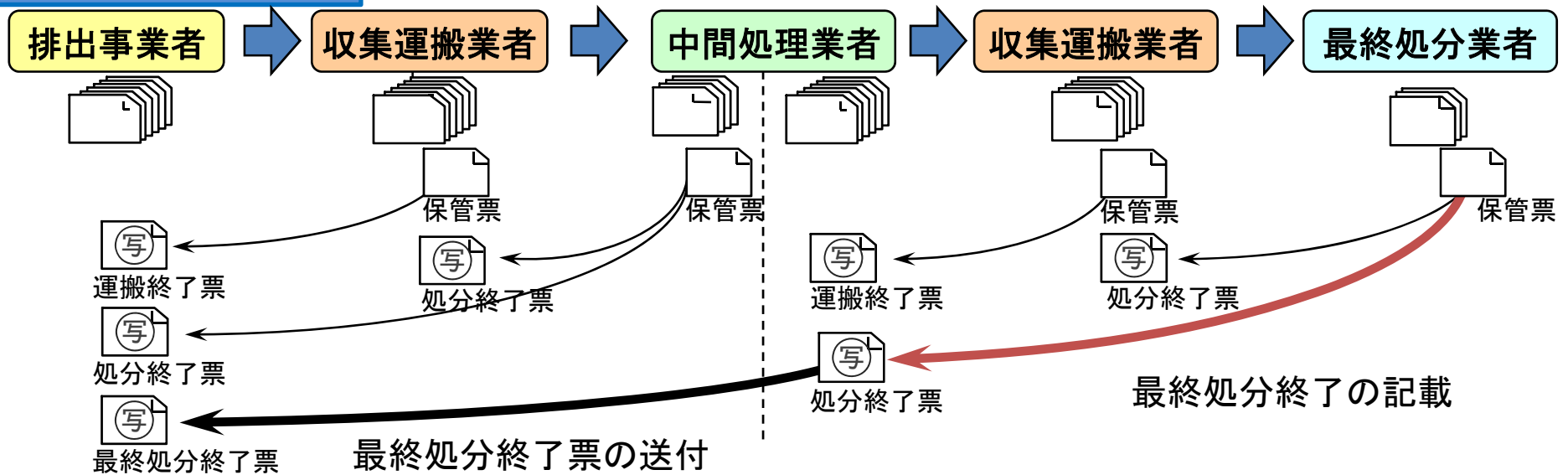
- ① マニフェストを一定期間内に受け取らないとき
- ② 受け取ったマニフェストが、必要な記載事項を欠き、または虚偽記載があるときは、適切な措置を講じなければならない。

講ずべき適切な措置

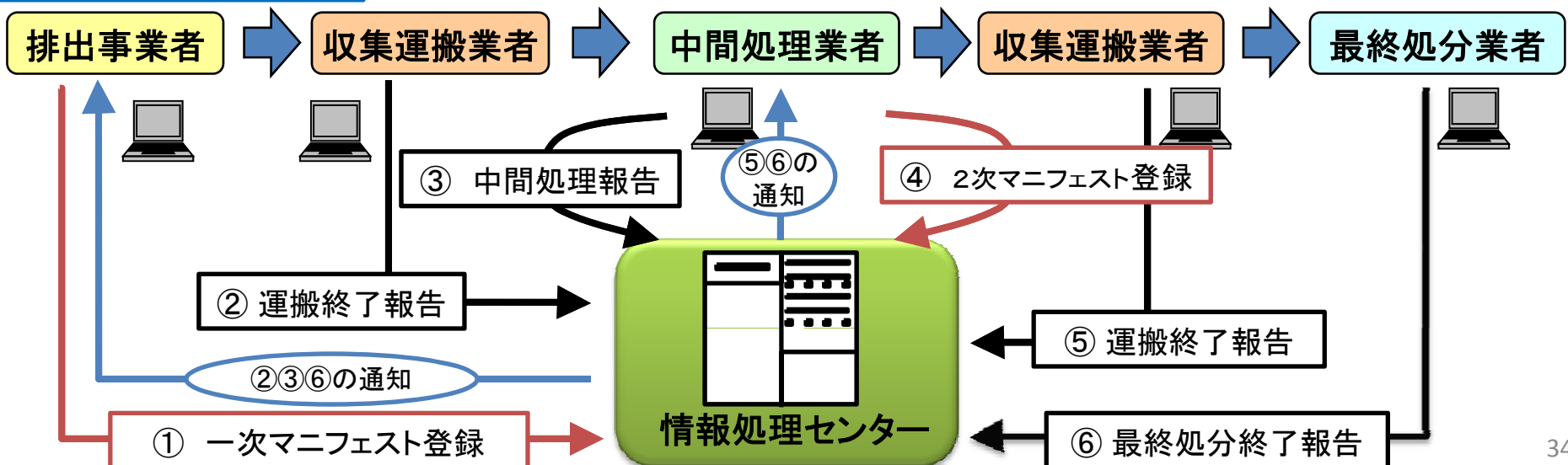
- ・生活環境保全上の支障の発生の防止及び支障の除去に必要な措置を講ずること
- ・その講じた措置の内容を都道府県知事に届け出ること

マニフェストの流れについて

紙マニフェスト



電子マニフェスト



電子マニフェスト制度の特徴、費用について

利 点

- 紛失・破棄のおそれがない(センターが一括保存)
- 記載漏れが防止できる
- 登録後の情報改ざん、偽造がなされにくい
- 迅速かつ正確な情報整理が可能
- 事務費用が軽減できる

課 題

- 電子マニフェスト導入時の初期コストがかかる
- 少量・少頻度排出事業者にとっては、コスト増
- そもそもマニフェスト違反を企図する場合は、防止できない(紙マニフェストも同様)

利用料金体系(排出事業者)

| 料金区分 | A料金(税込) | B料金(税込) | C料金(税込) (少量排出事業者団体加入) |
|---------------|---------|----------------|--------------------------|
| 加入料 | 5,250円 | 3,150円 | 3,150円 |
| 基本料(年額) | 2,6250円 | 2,100円 (40件まで) | 不 要 |
| 登録料(1件) | 10.5円 | 63円 (41件から) | 63円 |
| メリットがでる年間登録件数 | 509件以上 | 34 ~ 508 件 | 33件以下 |

年間のマニフェスト利用件数ごとの費用の試算

| | | 利用件数30件 | 利用件数100件 | 利用件数500件 |
|--------|--|-----------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 登録 | 登録・送信確認 : 3分/件 | 90分(30件×3分) | 300分(100件×3分) | 1500分(500件×3分) |
| 処理終了確認 | ・運搬終了の通知確認: 1分/件 ・中間処理終了の通知確認: 1分/件 ・最終処分終了の通知確認: 1分/件 | 90分 (30件×1分×3) | 300分 (100件×1分×3) | 1500分 (500件×1分×3) |
| 伝票の保管 | 不要 | — | — | — |
| 人件費 | 時給1000円×年間作業時間 | 1000×3(90分×2) | 1000×10(300分×2) | 1000×50(1500分×2) |
| 利用料金 | 加入料、基本料、登録料 | 5040円 (3150+63×30) | 9030円 (3150+2100 +63×(100-40)) | 34230円 (3150+2100+ 63×(500-40)) |
| 総コスト | | 3時間、8040円 | 10時間、19030円 | 50時間、84230円 |

(筆記用具やパソコン、通信費は除く。)

電子マニフェストについて講じてきた普及促進策

マニフェストに関する附帯決議 平成17年法改正(第162回国会)

衆議院環境委員会(平成十七年四月八日)

産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大をする方策を検討すること。

また、利用者に対するインセンティブの付与、公共工事等における電子マニフェストの活用促進、モデル事業の計画的実施などを含む普及拡大策を早急かつ積極的に実施すること。

1. 電子マニフェストシステムの改善

- システムを改善し(通信高速化、大量処理化、迅速化など)、新システムへ移行
- 運用ルールを改善し、利便性を向上

2. 加入者に対するサービスの向上

- 料金体系を見直し、少量排出事業者が取り入れやすい料金体系を新たに導入
- 加入時の事務手続の簡素化
- 行政への各種報告の作成を支援するシステムを構築
- 加入処理業者情報の検索システムの提供

3. 関係者との連携強化

- 関係省庁、地方公共団体と連携し、公共工事等における活用を促進
- ASP事業者との連携

4. 普及啓発活動の強化

- 業界団体、地方公共団体等と共同でモデル事業を実施
- 導入の利点を定量化し、広く情報提供
- 普及啓発促進ツール(ビデオ、小冊子、ポスター、ガイドブック)の開発、提供

5. キャンペーン等の実施

- 加入料が無料となる普及促進キャンペーンの実施
- 業界団体、地方公共団体等と連携した説明会等の推進キャンペーンの実施

電子manifestの普及状況

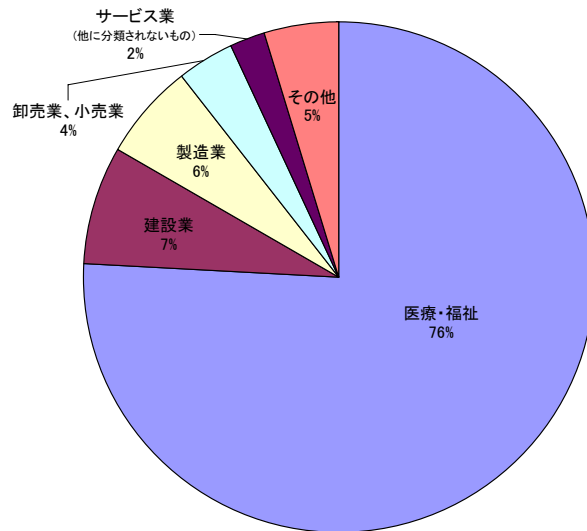
(平成21年6月30日現在)

1) 電子manifest加入状況の推移

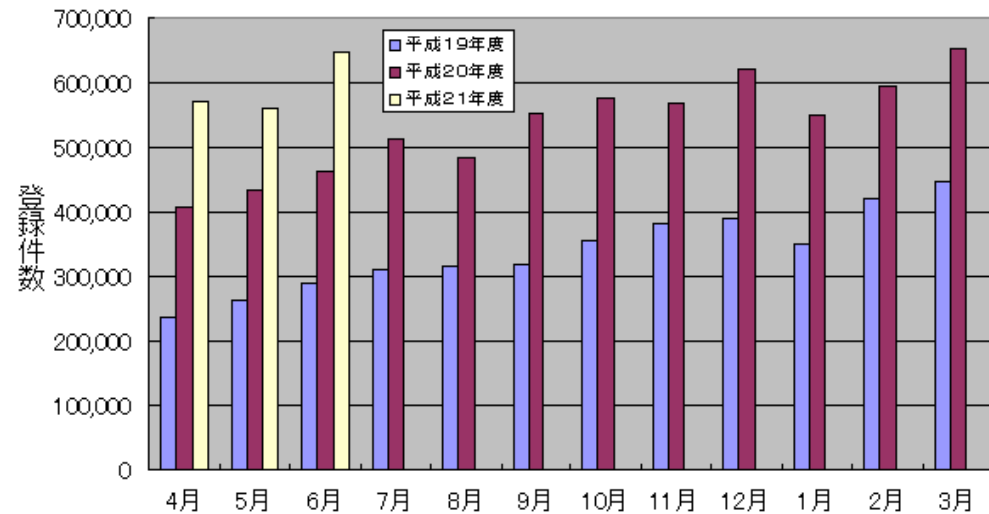
| 年度 | 加入者数 | 加入者数の内訳 | | | manifest年間登録件数 | 普及率 |
|--------|--------|---------|--------|-------|----------------|-----|
| | | 排出事業者 | 収集運搬業者 | 処分業者 | | |
| 平成18年度 | 7,784 | 4,083 | 1,921 | 1,780 | 2,388,069 | 5% |
| | (100%) | (52%) | (25%) | (23%) | | |
| 平成19年度 | 30,705 | 23,164 | 4,300 | 3,241 | 4,076,448 | 9% |
| | (100%) | (75%) | (14%) | (11%) | | |
| 平成20年度 | 43,493 | 33,718 | 5,775 | 4,000 | 4,076,448 | 14% |
| | (100%) | (78%) | (13%) | (9%) | | |
| 平成21年度 | 47,410 | 36,740 | 6,392 | 4,278 | 1,778,946 | - |
| | (100%) | (77%) | (13%) | (9%) | | |

四捨五入の関係で合計が100%とならない年度がある

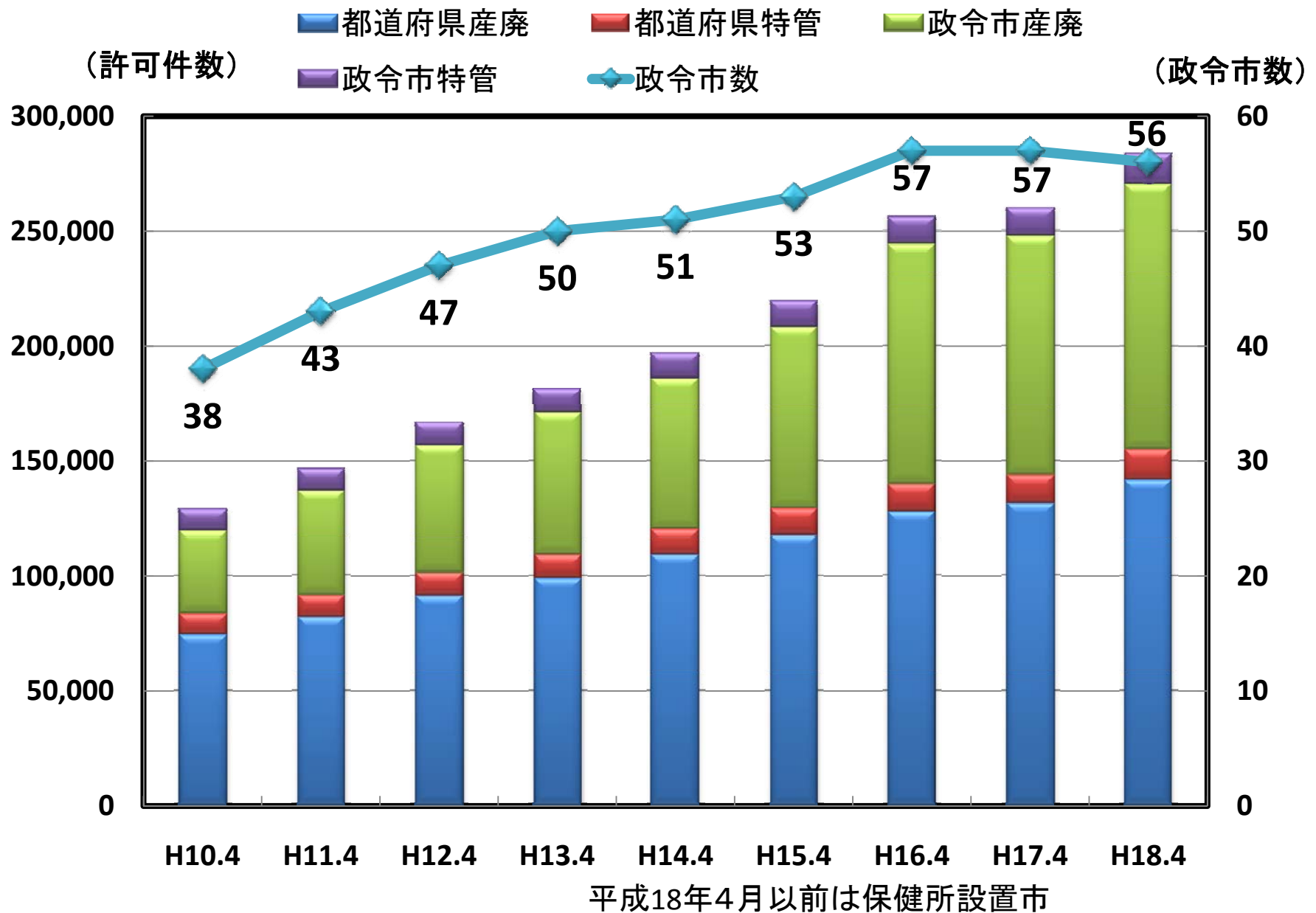
2) 排出事業者業種区分(加入者数の構成比)



3) 月別電子manifest登録状況



産業廃棄物処理業許可件数の推移

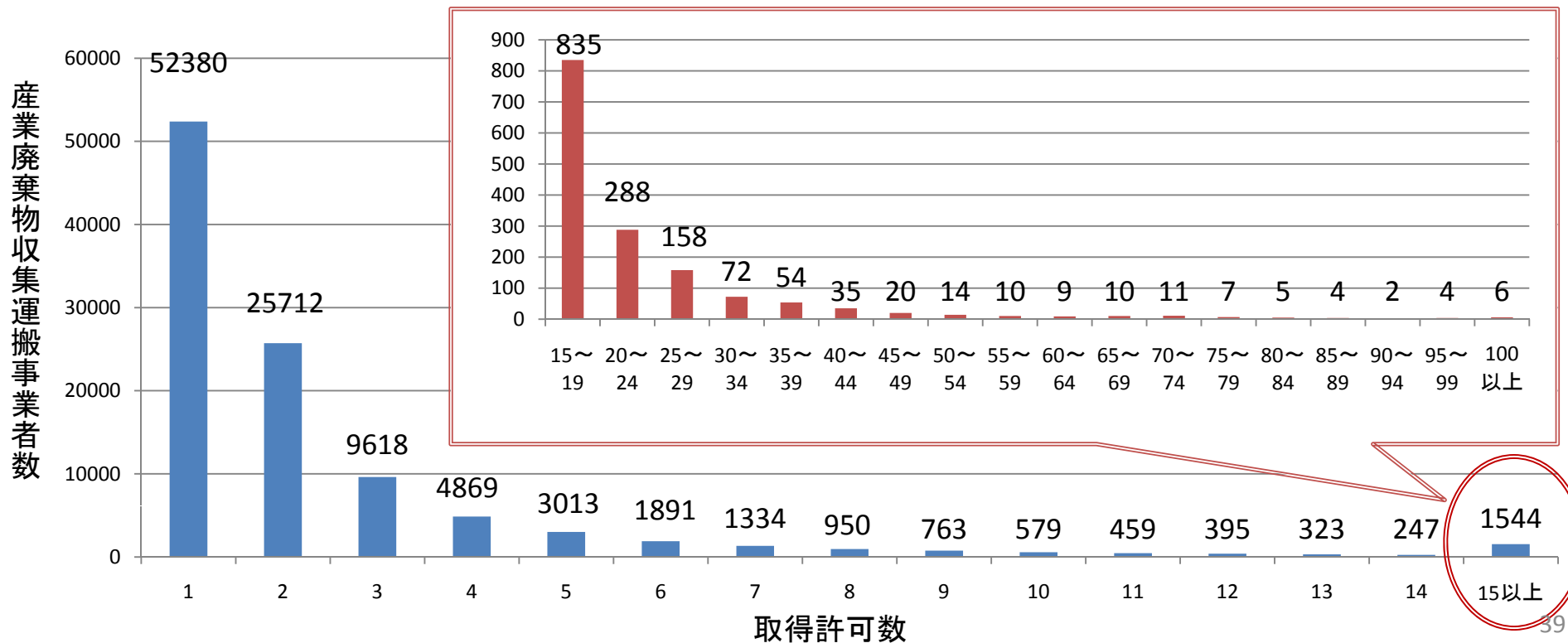


産業廃棄物処理業の許可件数

| | 収集運搬業 | | | | | 処分業 | | | | | | |
|------|-------|------|--------|-------|--------|-------|------|------|------|-------|------|-------|
| | 積替あり | | 積替なし | | 計 | 中間処理 | | 最終処分 | | 中間・最終 | | 計 |
| | 産廃 | 特管産廃 | 産廃 | 特管産廃 | | 産廃 | 特管産廃 | 産廃 | 特管産廃 | 産廃 | 特管産廃 | |
| 都道府県 | 9201 | 977 | 122423 | 11845 | 144446 | 8869 | 539 | 422 | 29 | 606 | 24 | 10489 |
| 政令市 | 2386 | 390 | 109782 | 11557 | 124115 | 3026 | 285 | 107 | 21 | 125 | 4 | 3568 |
| 全国計 | 11587 | 1367 | 232205 | 23402 | 268561 | 11895 | 824 | 529 | 50 | 731 | 28 | 14057 |

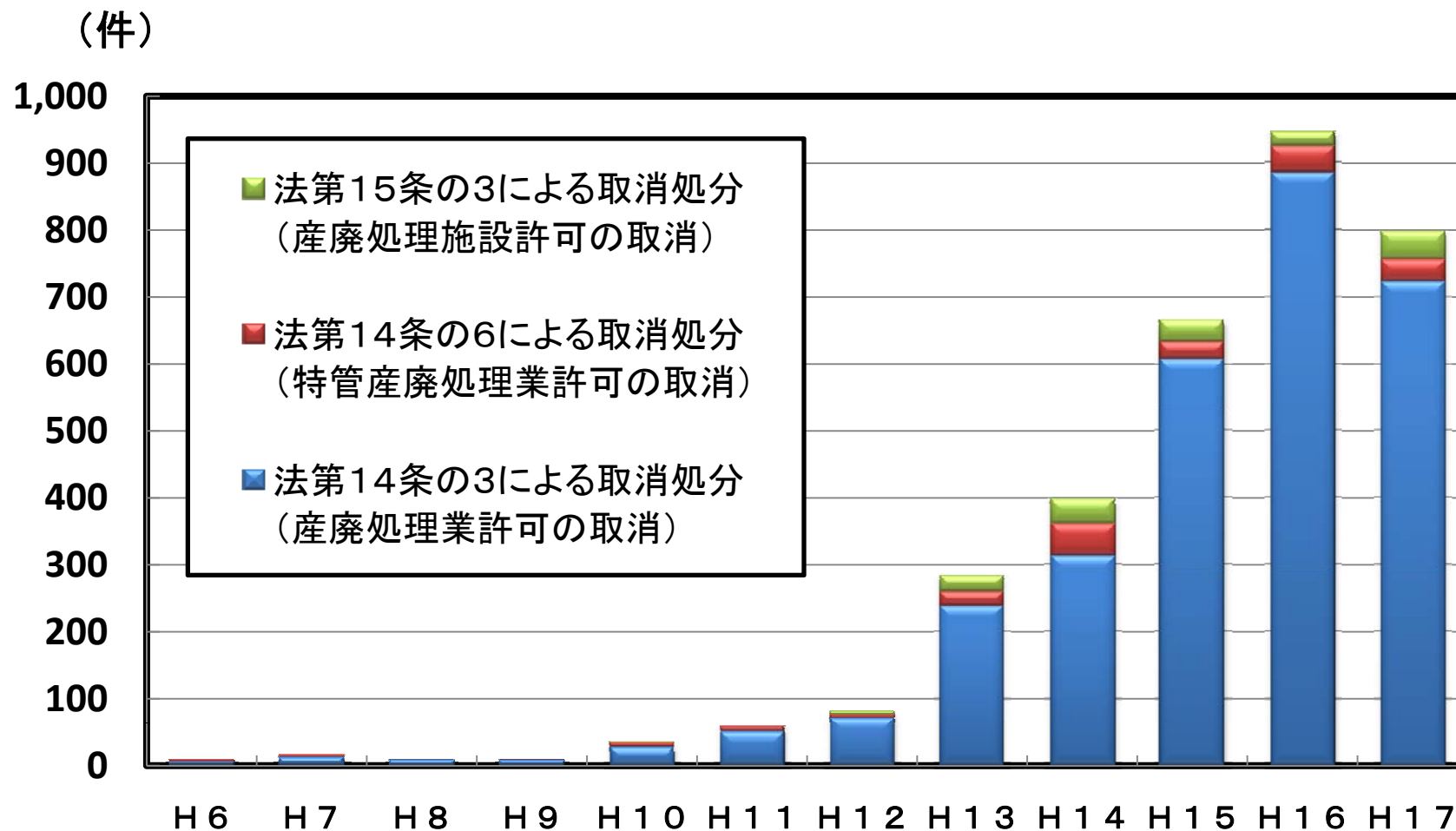
(産業廃棄物行政組織等調査報告書 平成17年度実績より)

産業廃棄物収集運搬事業者の許可取得件数



廃棄物処理法に基づく許可取消件数の推移

1. 平成12年の廃棄物処理法改正により、同年10月から廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が追加されるなどの規制強化措置が講じられた。
2. 平成15年の廃棄物処理法改正により、同年12月から廃棄物処理業者及び処理施設設置者が許可の欠格要件に該当した場合に、取消しが義務化された。



産業廃棄物処理業の許可の基準

1 事業に用いる施設

処理業を的確に、かつ継続して行うに足りるものであること

収集運搬業

- ① 廃棄物が飛散・流出し、悪臭が漏れるおそれのない運搬施設を有すること
- ② 積替施設を有する場合、廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が漏れるおそれのないように必要な措置を講じた施設であること

処分業

- ① 廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること
- ② 保管施設を有する場合には、廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が漏れるおそれのないように必要な措置を講じた施設であること

2 申請者の能力

処理業を的確に、かつ継続して行うに足りるものであること

- ① 収集運搬又は処分を的確に行うに足りる知識・技能を有すること
- ② 収集運搬又は処分を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

3 欠格要件

申請者が、欠格要件に該当しないこと

経理的基礎について

適正処理の確保のためには廃棄物処理業者の質の向上が必要

平成3年改正

許可申請者の能力について、技術的要件だけでなく、資力要件も考慮できることとした

現行の経理的基礎の考え方

- 事業の開始に要する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書面などの内容を審査し、経理的基礎を有するか否かを判断する。
- 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にする。
- 事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すると判断するためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましい（少なくとも債務超過の状態でないことが相当）。
- 経理的基礎を有しないと判断する場合は、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じ提出させ、また、商工部局、労働経済部局等の協力も求めるなどして、慎重に判断する。

経理的基礎の判断のため許可申請書に添付する書類

① 申請事業の開始に要する資金の総額の資料

事業の開始・継続に必要とされる一切の資金をいい、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料などが含まれる。

② 申請事業の開始に要する資金の調達方法を記載した書類

資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載したもの。

利益をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載したもの。

③ 申請者が法人の場合

直前3年の、
各事業年度の貸借対照表、損益計算書、
法人税の納付すべき額、納付済額を証する書類
(確定申告書の写し・納税証明書)

③ 申請者が個人の場合

資産に関する調書、
直前3年の
所得税の納付すべき額、納付済額を証する書類
(確定申告書の写し・納税証明書)

廃棄物の処分等を行うに当たり保管を行う場合の基準①

1 保管場所

- ① 周囲に構造耐力上安全な囲いが設けられた場所であること
- ② 保管場所の掲示板を設置し、必要な事項()を表示していること
(保管する廃棄物の種類、保管場所管理者の氏名・名称・連絡先、屋外で容器を用いずに保管する場合は積み上げられる高さの上限)

2 保管場所からの廃棄物の飛散流出等の防止

公共の水域・地下水の汚染防止

汚水が生ずるおそれがある場合は、水質汚染を防止するために必要な排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと

廃棄物の積上げ高さの制限

屋外で容器を用いずに保管する場合に飛散流出や崩落等のおそれが生じないように、保管の場所の囲いの状況に応じた積上げの高さが、高さ基準を超えないようにすること

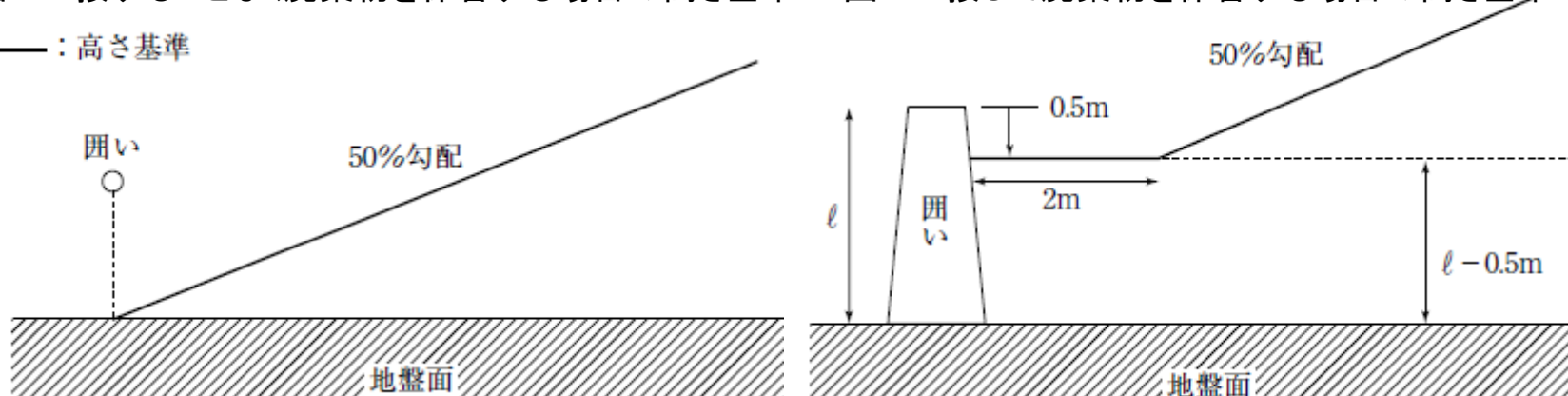
その他必要な措置

廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭発散を防止するため必要な措置を講ずること

囲いに接することなく廃棄物を保管する場合の高さ基準

囲いに接して廃棄物を保管する場合の高さ基準

———：高さ基準



廃棄物の処分等を行うに当たり保管を行う場合の基準②

3 公衆衛生上の管理

ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること

4 保管期間の制限（産業廃棄物）

適正な処分等を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えないこと

産業廃棄物の処分等の方法は、その産業廃棄物の種類、性状等に応じて、脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破碎、コンクリート固化、ばい焼、分解、溶融、洗浄、分離等多種多様にある。

適正な処分等を行うために必要となる保管の期間は、こうした処分等の方法や処理施設の処理能力によって異なるものであるため、一律に保管期間を規制するのではなく、処理施設の処理能力に応じて、保管数量の上限を個々に定めることとされている。

5 保管数量の制限（産業廃棄物）

産業廃棄物の処分等を行うための保管と称した過剰保管を防止するため、処分等のための保管数量が、原則として、処理施設の一日当たりの処理能力の14日分を超えないこと

中間処理施設における保管のイメージ

焼却施設において廃プラスチック類を保管する場合の例

廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭発散を防止するために必要な措置を講ずること

害虫が発生しないようにすること

保管数量が処理施設の一日当たりの処理能力の14日分を超えないこと

見やすい場所に掲示板を設けること

- ・廃棄物の種類
- ・保管場所の管理者氏名
- ・連絡先
- ・最大保管高さ
- ・最大保管数量

汚水が生ずるおそれがある場合は排水溝を設けるなどの対策を講じるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと

積み上げる高さが制限を超えないこと

安全な囲いが設けられた場所であること

保管期間は、適正な処分等を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えないこと

縦横それぞれ60cm以上

| 産業廃棄物保管場所 | |
|-----------|-----|
| 廃棄物の種類 | |
| 数 | 量 |
| 管理者 | 氏名 |
| | 連絡先 |
| 保管の高さ | |

中間処理業者による廃棄物の過剰保管

事例1



廃棄物処分業（破砕）、収集運搬業の許可を有するA事業者が、中間処理施設（破砕施設）敷地内に、平成14年頃から廃棄物（中間処理前及び中間処理後のもの）を不適正に保管（廃プラスチック類、木くず等を約50,000m³（面積約6,400m²、高さ約18m））。

改善命令を発出したが履行しなかったため、平成18年に業許可取消処分。平成19年に、改善命令違反等により、法人は300万円、実質的経営者は懲役2年6月、罰金300万円、執行猶予5年の刑に処せられた。

屋外で容器によらず積み上げてあり、飛散・流出・崩壊、木くず等の発火などのおそれがある。

事例2

廃棄物処分業（中間処理）の許可を有するB事業者が、中間処理施設（破砕施設）敷地内に、平成10年頃から廃棄物（中間処理前及び中間処理後のもの）を不適正に保管（自動車等破砕物等を約9,500m³（面積約2,000m²、高さ約4.5m））。

改善命令を発出中。

屋外で容器によらず積み上げてあり、飛散・流出・崩壊、発火などのおそれがある。



行政処分の指針について（概要）

平成17年8月12日環廃産第050812003号
各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部局長宛
産業廃棄物課長通知

行政処分の迅速化について

- ◆ 違反行為を把握した場合、速やかに行政処分を行うこと。
- ◆ 不法投棄を把握した場合、①速やかに処分者等を確認し、措置命令により原状回復措置を講ずるよう命ずること、②不法投棄として告発すること、③命令に従わないときは命令違反として積極的に告発すること、④捜査機関と連携しつつ、許可を速やかに取り消すこと。

行政指導について

- ◆ 行政指導は、迅速かつ柔軟な対応という観点から効果的だが、相手方の任意の協力を前提とするため、相手方が従わないことに法的効果は生じない。
- ◆ 緊急の場合・必要な場合には躊躇することなく行政処分を行うなど、違反行為に対しては厳正に対処すること。

刑事処分との関係について

- ◆ 行政処分は将来にわたる行政目的の確保を主目的とするもので、過去の行為を評価する刑事処分とは目的が異なる。
- ◆ 違反行為の事実を把握した場合には、刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

事実認定について

- ◆ 行政処分を行うためには、違反行為の事実が客観的に認定されれば足りるのであり、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思等が不明であることを理由に、行政処分を留保すべきではない。

行政処分の公表について

- ◆ 排出事業者が適正な処理業者に処理委託できるよう、行政処分（取消処分、停止処分、改善命令、措置命令）を発出した場合には、その内容を積極的に公表されたいこと。この場合、処理業者等から非公開を条件として提供された情報などと異なり、処理業者や無許可業者に対し行政処分を行った旨の情報は、排出事業者に対する情報提供を目的として、特段の法令上の根拠がなくとも公表することが可能。なお、改善命令及び措置命令については、命令内容の履行がなされた場合にはその旨も公表することが望ましい。
- ◆ 公表手段としては、行政処分を行った時点で速やかにHP等を用いて一定期間公表することが考えられるが、具体的な手法については情報の迅速性や排出事業者にとっての簡便性を考慮した上で各都道府県で判断されたいこと。

欠格要件、許可取消処分の義務化について

法に従った適正な業の遂行を期待できない者を産業廃棄物処理業から排除するため、以下の対象者が欠格要件に該当する場合、都道府県知事は、廃産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設設置許可を取り消さなければならない。(法第14条の3の2第1項第1号)

対象者

- 申請事業者
- 法人の役員(5%以上の株主等の実質的な支配者(黒幕(自然人に限る。))を含む。)、
使用人(支店長など) など

欠格要件

○ 破産者 等

○ 禁錮以上の刑に処せられてから五年を経過しない者

○ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 廃棄物処理法、環境保全法令、刑法()などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから(＊)五年を経過しない者

刑法のうち、傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、危険運転致死罪、脅迫罪、背任罪に違反した場合のみ

* 刑について判決が確定してから、該当することとなる。

○ 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消しの日から五年を経過しない者(廃業した場合も同じ)

○ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

例) ・過去、繰り返し許可取消処分を受けている者

・廃掃法、環境保全法令、刑法などの法律違反によって、検察から公訴を提起されている者

・環境保全法令違反を繰り返し行政指導が累積している者 など

□ : 法人を含むもの

欠格要件、取消要件を強化してきた背景

対行政暴力事件

暴力団等、悪質な者の介入

後を絶たない不法投棄

安かろう悪かろうの処理が横行し、優良業者が産業廃棄物処理の市場で優位に立てないという状況

欠格要件

産業廃棄物処理業者としての適性を類型化した欠格要件を強化することにより、悪質業者の新たな参入を排除しつつ、既に産業廃棄物処理業を行っている者が欠格要件に該当した際には、確実に放逐することにより業界の浄化を図る必要。

累次の改正により欠格要件を拡大。

- 暴力団対策法違反で罰金以上の刑から5年を経過しない者(平成9年)
- 許可取消法人の役員(平成9年)
- 実質的に役員同等の支配力を有する者(黒幕)(平成9年)
- 暴力団員、暴力団員等が事業活動を支配する者(平成12年)
- 施設設置許可に欠格要件を導入(平成12年)
- 聴聞通知後に廃業した者(平成15年)
- 暴力団員等が事業活動を支配する個人(平成17年)

効果

● 法令を遵守し、適正処理能力を備える産業廃棄物処理業者のみによる業の運営を図ることにより、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭。

取消要件

欠格要件に該当した場合には、「取り消すことができる」規定(裁量規定)

- ・平成12年改正で、暴力団排除条項を追加
- ・悪質業者の淘汰による廃棄物業界の優良化

年間の取消件数は数十件程度にとどまる。

平成13年に厳格な処分を行うよう自治体に通知(「行政処分の指針」)

自治体に対する行政暴力

聴聞等の手続を要するため手続が遅延

平成15年法改正によって、欠格要件に該当した場合には、「取り消さなければならない」規定とされる(取消処分の義務化)

現在の取消件数は年間700件程度。

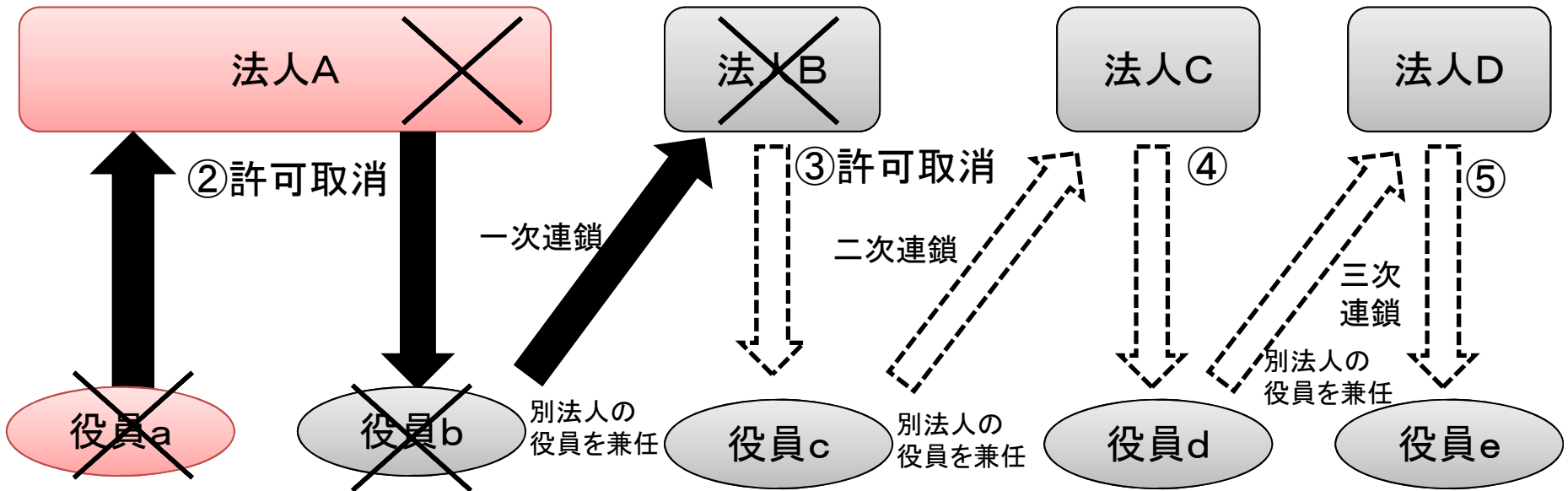
効果

- 裁量がなくなることで、自治体に対する行政暴力等の圧力が減少。
- 罰金刑、禁錮刑等、欠格要件に該当することが明らかでない場合、聴聞が不要なので迅速な対応が可能となる。

欠格要件の無限連鎖について

いわゆる無限連鎖問題とは、法人A又は役員aが欠格要件に該当したことを発端として、別役員が他法人に兼任していれば、法理論上は、無限に他法人の取消しが続く構造のこと。

①法人が欠格要件に該当



①法人Aの役員a
が欠格要件に該当

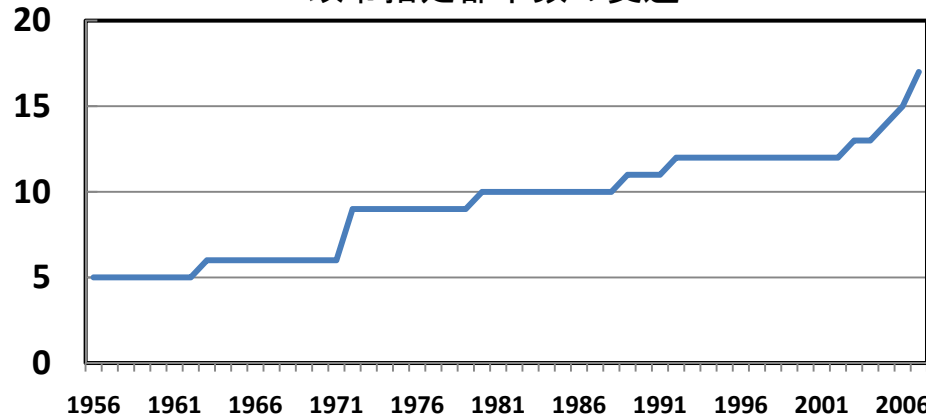
第1次欠格要件の在り方検討会の結論を踏まえ、一次連鎖(法人Bの取消し)で止め、二次連鎖以降を取り消すのは、法の趣旨ではないことを通知で示している。

産業廃棄物収集運搬業許可に係る手続負担の経緯

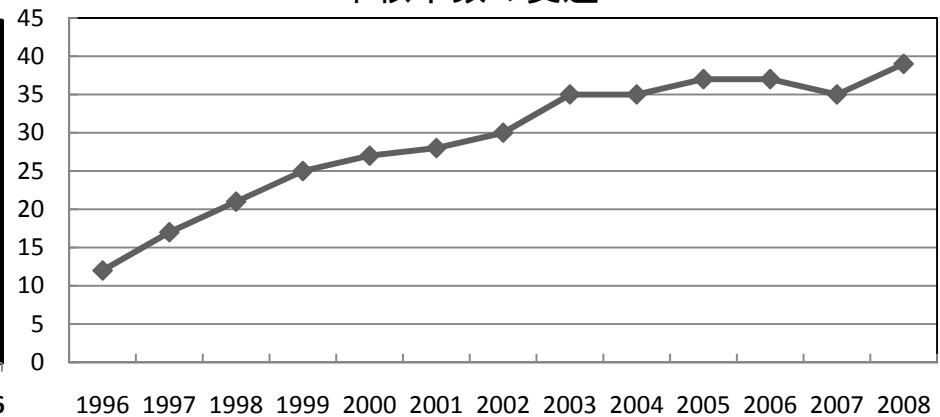
産業廃棄物処理の事務を処理する地方公共団体の変更

1. 都道府県
2. 廃棄物処理法施行令で定める市(いわゆる政令市)
 - ① 地方自治法上の政令指定都市
 - ② 地方自治法上の中核市
 - ③ その他施行令で定める市

政令指定都市数の変遷



中核市数の変遷



政令市数は、平成9年の38市から、平成21年には62市へ増加

申請書記載項目等の変更

H
3

- 処理業許可を、収集運搬業許可と処分業許可に細分化
- 許可基準に、資力要件を追加

- 事業範囲に積替えの有無等の記載を追加
- 経理的基礎に関する書類を追加

H
9

- 欠格要件における役員の範囲に、法人に対し実質的支配力を有する者を追加
- 積替保管の適正化、収集運搬業者への委託の適正化

- 一定比率以上の株主、出資者に関する事項(氏名・住所・住民票等)を追加
- 積替保管に関する事項を追加

H
17

- 欠格要件に該当した場合の届出義務の新設

- 申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書を追加

産業廃棄物収集運搬業の許可申請書について

許可申請書の記載項目

| |
|---|
| 氏名・名称（法人はその代表者氏名）、住所 |
| 申請者が未成年である場合、その法定代理人 申請者が法人である場合、その役員 申請者に使用人がある場合はその使用人 |
| 申請者が法人の場合、 ・発行済株式総数の5%以上を有する株主 ・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の、氏名、名称、保有株式数又は出資金 |
| 事業の範囲 |
| 事務所・事業場の所在地 |
| 事業の用に供する施設の種類・数量 積替保管を行う場合それに関する事項 |
| ①所在地 ②面積 ③積替保管を行う産廃の種類 ④積替保管上限 ⑤積上高さ上限 |

許可申請書の添付書類

| |
|--|
| 住民票の写し、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 |
| 申請者が未成年である場合、その法定代理人 申請者が法人である場合、その役員 申請者に使用人がある場合はその使用人 |
| 申請者が法人の場合、 ・発行済株式総数の5%以上を有する株主 ・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 |
| 申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書 |
| 申請者が法人の場合、定款・寄附行為、登記事項証明書 |
| 事業計画の概要 |
| 事業の用に供する施設の構造図等、設計計算書、施設付近の見取り図 |
| 施設の所有権・使用権原を有することを証明書 |
| 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 |
| 経理的基礎に関する書類 |
| 事業開始に要する資金総額と調達方法 申請者が法人の場合、 直前3年の貸借対照表、損益計算書、法人税納付額、納付済証明書類 申請者が個人の場合、 資産調書、直前3年の所得税納付額、納付済証明書類 |

先行許可証の提示により、
県の判断で省略させることが可能。

収集運搬に伴う積替保管の問題事例

収集運搬業者B社が、廃プラスチック類等を、約1年間にわたり、積替保管施設において、不適正に保管(約9300m³、面積1500m²、高さ14m)。

県は立入検査による発覚後、適正処理及び撤去する旨行政指導したが、改善が進まないばかりか、さらに約4000m³積み上げ、不適正な状態が継続・悪化した。

屋外でうずたかく積み上げられており、囲いの破損等も見られ、廃棄物の飛散、流出、崩壊、火災発生のおそれがある。



優良性評価制度について

優良性評価制度とは

産業廃棄物処理業者からの申請に基づき、都道府県が、遵法性、情報公開、環境保全の取組の観点から設定した評価基準に適合することを確認する制度。

適合確認された産業廃棄物処理業者については、許可更新・変更時に申請書類の一部を省略することが可能。

優良性評価の基準

遵法性

- 5年以上の業の実績があり、過去5年間に不利益処分を受けていないこと

情報公開性

- 処理行程・処理実績、処理料金等をインターネットで公開し、決められた頻度で最新の内容に更新していること

環境保全の取組

- ISO14001、エコアクション21またはこれと相互認証された環境マネジメントシステム(EMS)の取得

ワンランク上の優良企業を目指す
処理事業者の自主的取組の後押し

排出事業者が処理委託先を
選ぶ際の判断基準

産業廃棄物処理業の健全な発展と適正処理の推進

産業廃棄物処理業者優良性評価制度の施行状況

適合確認状況

(平成21年6月30日現在)

| | 許可件数 | 事業者数 |
|------------------|--------|--------|
| 国の制度による適合確認 | 2,316件 | 280事業者 |
| 都道府県独自の制度による適合確認 | 637件 | 164事業者 |

※ 適合確認されてから把握されるまで数週間程度要するため、数は暫定値。

優良性評価認定を受けていることを入札要件としている取組

- (独)国立環境研究所において、平成20年度不用試薬類の収集運搬及び処分業務の入札要件化

仕様書の一般事項(抜粋・要旨)

- ・電子マニフェストを使用すること
- ・いずれかの都道府県政令市で優良性評価基準の適合確認を受けていること



- 地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターにおいて、産業廃棄物(ガラス屑、金属屑、廃プラスチック類)の収集・運搬及び処分業務の入札要件化

入札説明書の入札参加資格(抜粋)

- ・大阪府産業廃棄物処理業者遵法性・情報公開性・環境配慮の取組に係る基準適合確認実施要領に規定する基準に適合していること

廃棄物処理施設設置許可手続について

申請者

申請に必要な資料

- ・申請書 ー 氏名、設置場所 ー 施設の設置計画 ー 施設の種類 ー 施設の維持管理計画 等
- ・設置することが周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書

申請

都道府県・政令市

- ・施設設置に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水に係る調査項目の現況
- ・自然的条件及び社会的条件の現況
- ・生活環境への影響の程度の分析結果 等

公告縦覧手続

- ・施設設置場所、施設種類等の公告縦覧
- ・申請書及び生活環境影響調査結果書の公告縦覧
- ・関係市町村長の意見聴取
- ・利害関係者は意見書を提出することができる

許可の基準

- ・設置計画及び維持管理計画が周辺の生活環境の保全等について適正な配慮がなされたものであること
- ・申請者の能力が設置及び維持管理を的確かつ継続的に行うに足りるものであること
- ・申請者が業の許可と同様の欠格要件に該当しないこと

生活環境保全上必要な条件を付することができる。

許可

施設建設

使用前検査

稼働

専門的知識を有する者の意見聴取

廃棄物最終処分場の管理の流れ

都道府県知事の廃棄物処理施設設置許可を取得

10～20年程度

埋立期間

- 使用前検査
- 維持管理基準に従い維持管理を行う義務
- 維持管理積立金を積み立てる義務

埋立終了時には、都道府県知事へ届出

安定型処分場：平均 3年
管理型処分場：平均18年

維持管理期間

- 維持管理基準に従い維持管理を行う義務
- 維持管理のために維持管理積立金を取り戻すことができる

最終処分場の廃止について、都道府県知事へ届出

廃止基準へ適合していると都道府県知事が確認

特別の維持管理を行わなくても、掘削等による遮水工の破損や、埋立廃棄物の攪乱等がなされなければ、生活環境保全上の支障が生じるおそれがない状態であると確認

最終処分場を廃止

跡地形質変更届出制度上の指定区域に都道府県知事が指定

土地の形質を変更する者は、都道府県知事へ届出

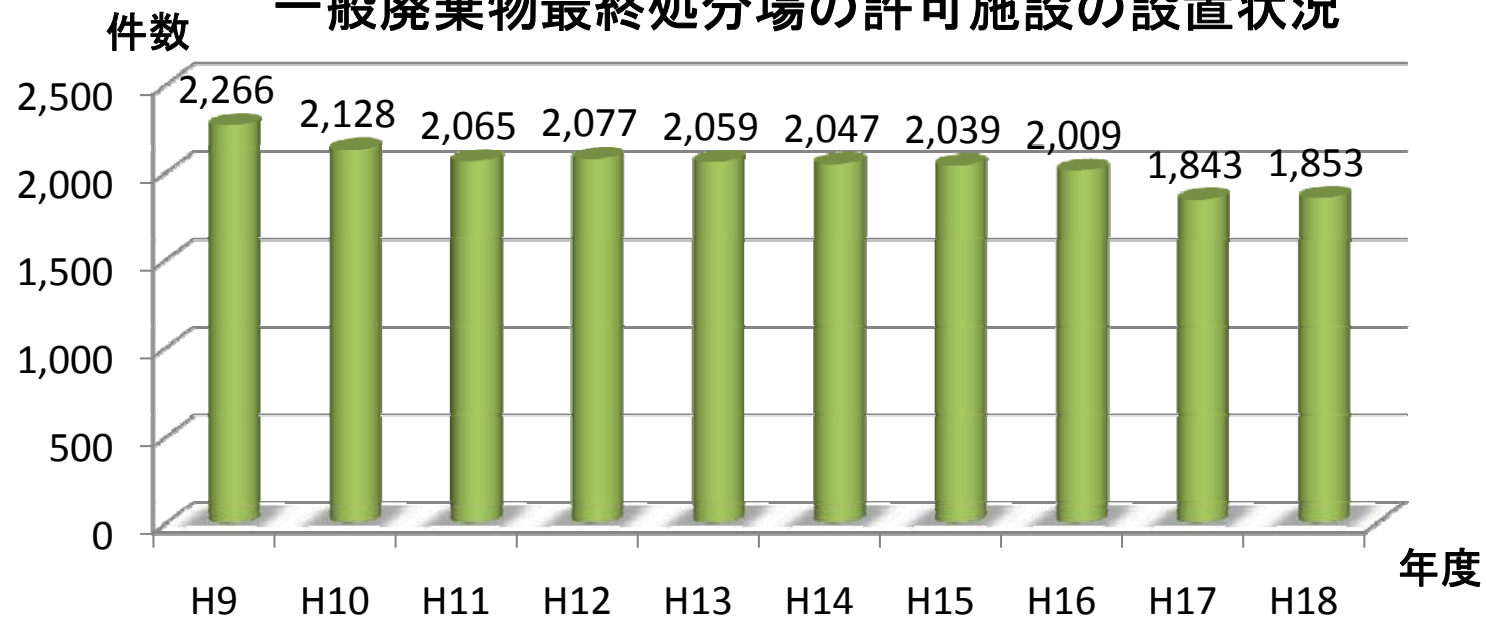
一般廃棄物処理施設の設置状況

(平成18年度実績)

一般廃棄物処理施設の設置状況

| 区 分 | 施設数 |
|--------|-------|
| ごみ焼却施設 | 1,301 |
| 民間 | 319 |
| 最終処分場 | 1,853 |
| 民間 | 114 |

一般廃棄物最終処分場の許可施設の設置状況



産業廃棄物処理施設の設置状況

■ 産業廃棄物中間処理施設の施設数及び新規設置数

(平成18年4月現在)

| 中間処理施設の区分 | 施設数 | 平成17年度分新規施設数 |
|---------------------------------|--------|--------------|
| 汚泥の脱水施設 | 4,810 | 79 |
| 汚泥の乾燥施設(機械) | 242 | 15 |
| 汚泥の乾燥施設(天日) | 73 | 2 |
| 汚泥の焼却施設 | 679 | 16 |
| 廃油の油水分離施設 | 256 | 9 |
| 廃油の焼却施設 | 639 | 14 |
| 廃酸・廃アルカリの中和施設 | 186 | 3 |
| 廃プラスチック類の破碎施設 | 1,286 | 192 |
| 廃プラスチック類の焼却施設 | 1,052 | 18 |
| 木くず又はがれき類の破碎施設 | 8,135 | 571 |
| コンクリート固型化施設 | 40 | 8 |
| 水銀を含む汚泥のばい焼施設 | 8 | 1 |
| シアン化合物の分解施設 | 194 | 0 |
| PCB廃棄物の焼却施設 | 0 | 0 |
| PCB廃棄物の分解施設 | 16 | 1 |
| PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設 | 16 | 4 |
| その他の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く) | 1,532 | 31 |
| 合計 | 19,164 | 964 |

■ 産業廃棄物最終処分場の新規設置数

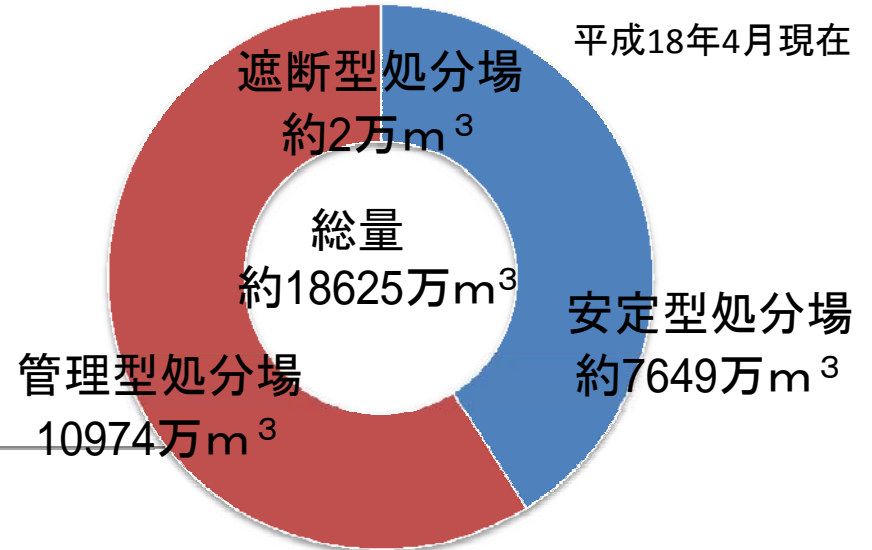
(平成18年4月現在)

| | 安定型処分場 | | | | 管理型処分場 | | | | 遮断型処分場 | | | |
|-------|--------|------|----|----|--------|------|----|----|--------|------|----|---|
| | 排出事業者 | 処理業者 | 公共 | 計 | 排出事業者 | 処理業者 | 公共 | 計 | 排出事業者 | 処理業者 | 公共 | 計 |
| 都道府県計 | 0 | 11 | 0 | 11 | 3 | 5 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政令市計 | 1 | 8 | 1 | 10 | 0 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全国計 | 1 | 19 | 1 | 21 | 3 | 7 | 1 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 |

産業廃棄物最終処分場の状況について

産業廃棄物最終処分場の残存容量

平成18年4月現在



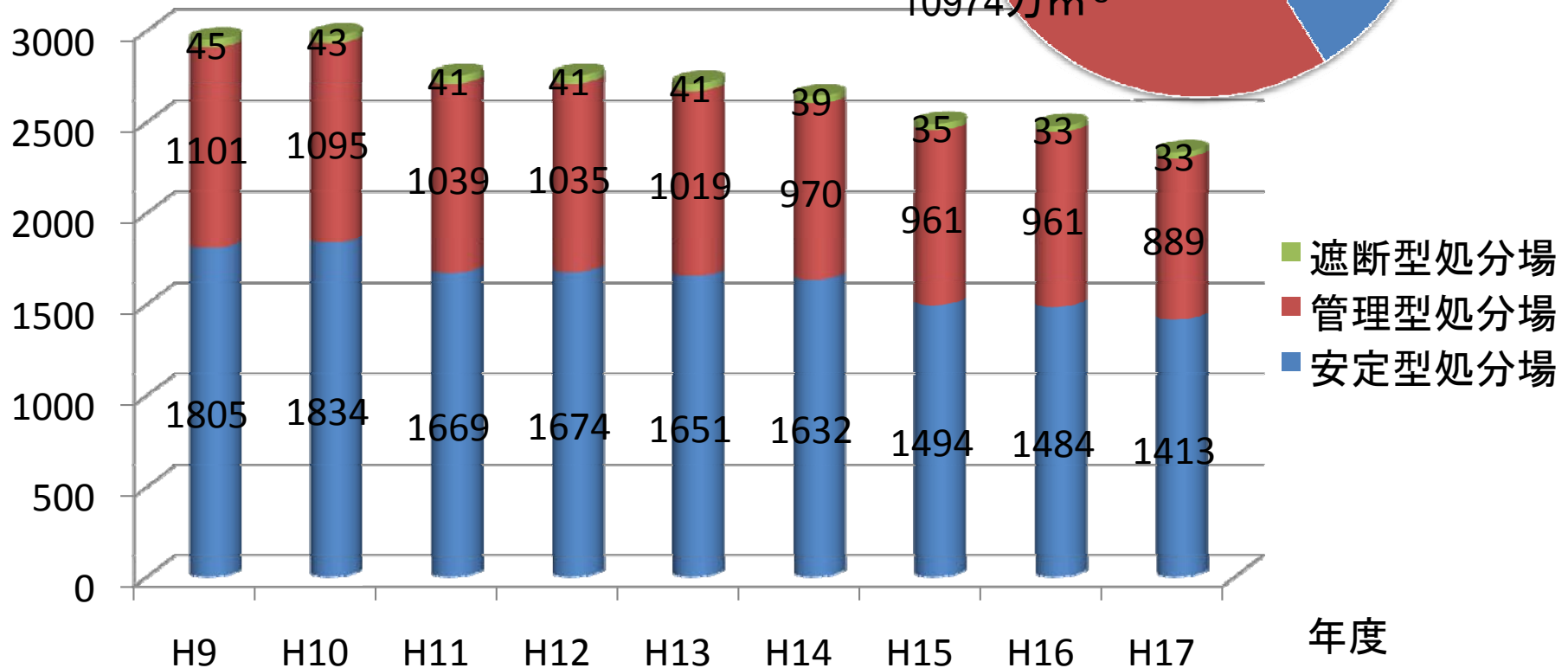
安定型最終処分場の割合

- 最終処分場残存容量の総量の約40%
- 最終処分場施設数の約60%

産業廃棄物最終処分場の許可施設数

平成18年4月現在

件数



産業廃棄物処理施設の許可の状況

■産業廃棄物処理施設の新規許可件数

○焼却施設

平成9年12月 構造基準及び維持管理基準の強化(ダイオキシン対策)

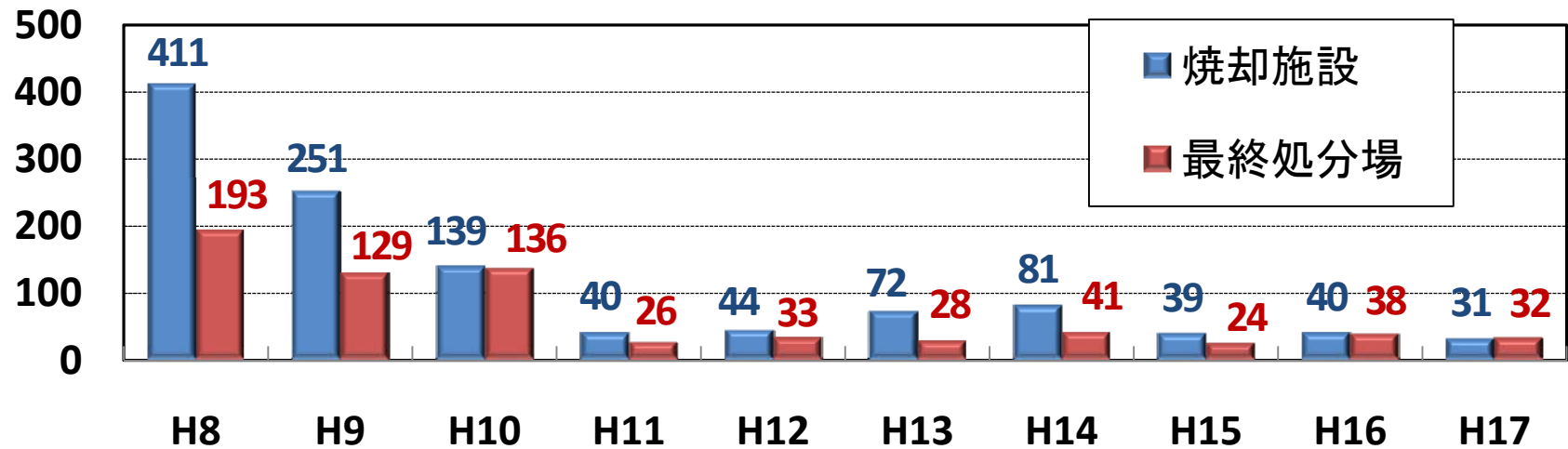
平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

○最終処分場

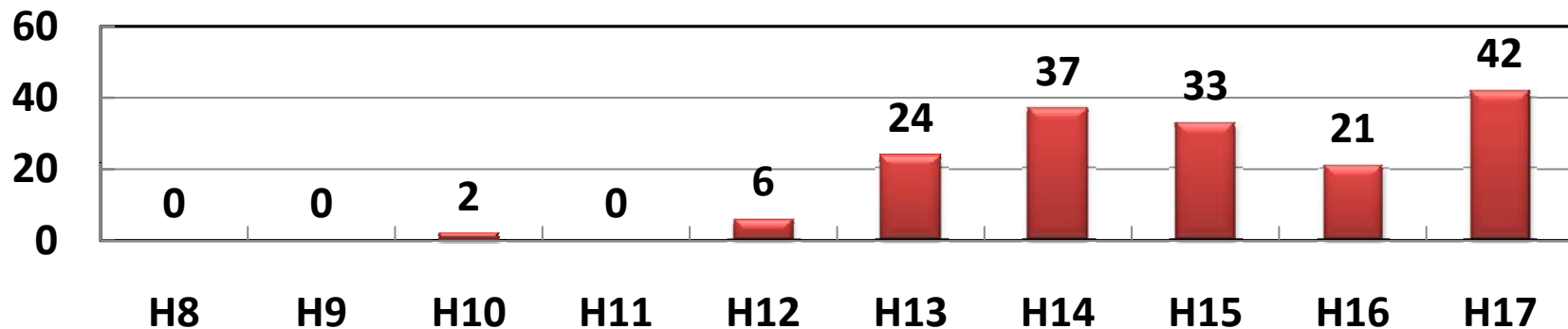
平成9年12月 面積要件の撤廃(規模の裾切りの撤廃)

平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

(件)



■法第15条の3に基づく施設許可取消処分件数

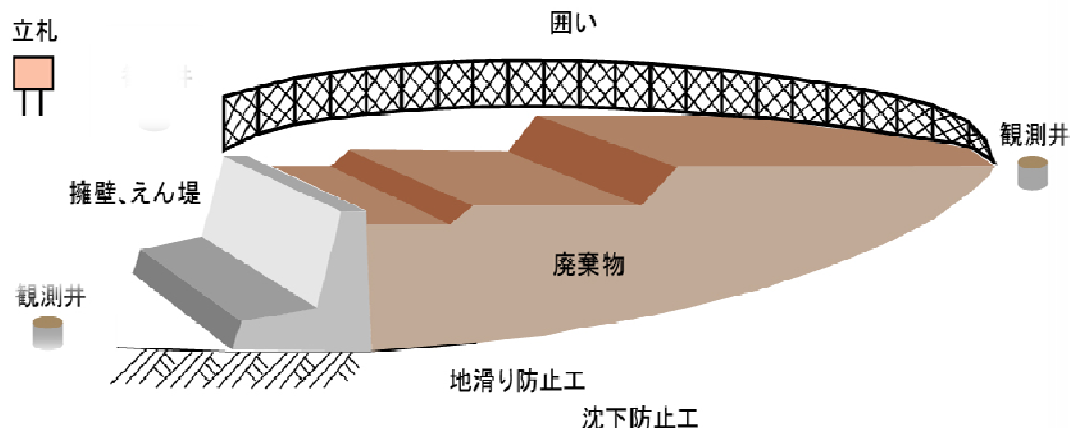


安定型最終処分場について

安定型最終処分場とは、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の、分解せず安定型である一定の産業廃棄物(安定型産業廃棄物)を、埋立処分することが認められている処分場のこと。

安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物を搬入しないよう、展開検査が義務付けられている。

■ 構造のイメージ



■ 安定型産業廃棄物

廃プラスチック類

ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)を除く。

ゴムくず

がれき類

金属くず

ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板を除く。

ガラス・陶磁器くず

ただし、自動車等破砕物、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)、廃ブラウン管の側面部、廃石膏ボードを除く。

環境大臣が指定する産業廃棄物

石綿含有廃棄物を、処理基準にのっとり溶融又は無害化処理して生じた産業廃棄物、溶融又は無害化処理して生じたばいじんを基準にのっとり溶融して生じた産業廃棄物 など

最終処分場の埋立終了後の維持管理コスト

維持管理費用の項目

埋立終了時

最終覆土費用
法面保護工事費用
植栽費用
雨水排水設備費用
ガス抜き設備費用()

埋立終了後から廃止までの期間

人件費
施設・機器の点検費用
施設・機器の補修費用
浸出液処理設備運転管理費用()
水質検査等モニタリング費用
(保有水、放流水、地下水等のモニタリング)等

廃止時

管理事務所の撤去費用 等

管理型処分場のみ。

(計 算 例)

管理型最終処分場

- ◆ 埋立面積 30,000 m²
- ◆ 埋立期間 10年
- ◆ 維持管理年数 18年
(燃え殻、焼却灰等が埋立物に含まれる施設を想定)
- ◆ 浸出液処理施設能力 150m³/日

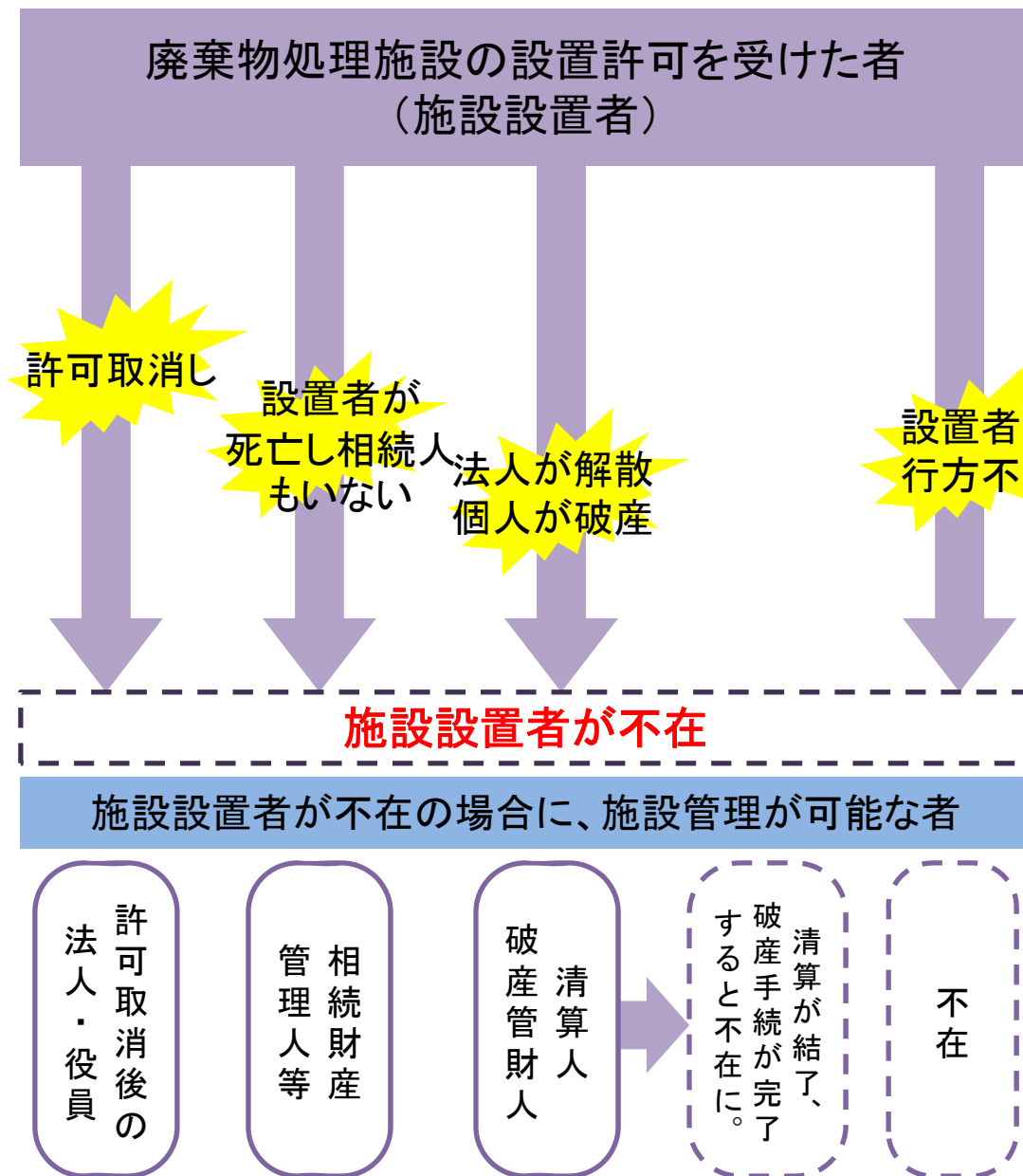
(総額)約12億円

安定型最終処分場

- ◆ 埋立面積 30,000 m²
- ◆ 埋立期間 10年
- ◆ 維持管理年数 3年

(総額)約8千万円

最終処分場の設置者が不在となる場合



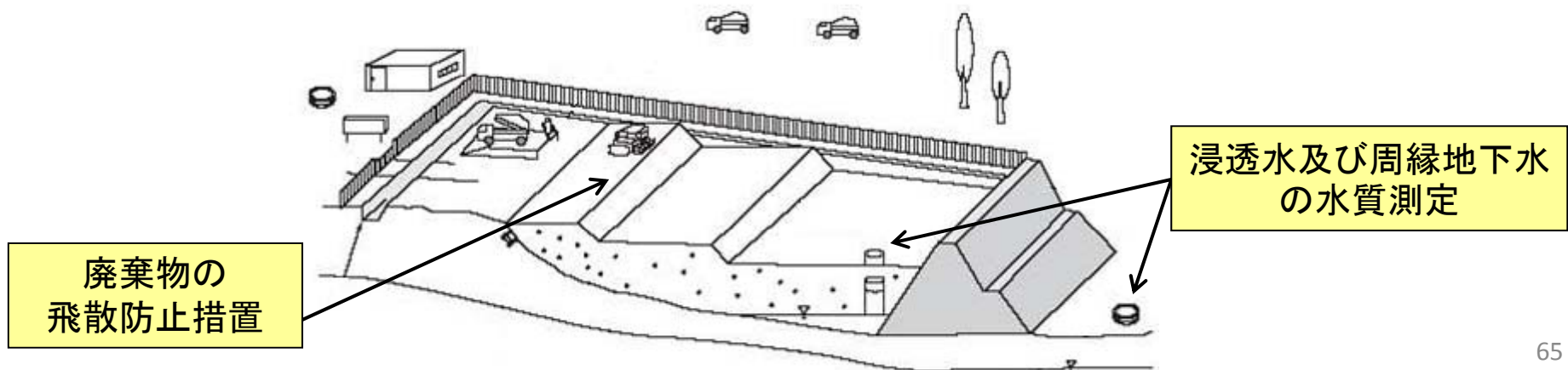
- 最終処分場の維持管理義務
- 維持管理積立金の積立義務
- 埋立終了の届出義務
- 廃止の届出義務、都道府県による廃止確認を受ける義務
- 維持管理するために維持管理積立金を取り戻すことができる。

- 施設設置者の代わりに施設管理が可能な者であっても、維持管理義務等の責任を負う仕組みになっていない。
- 施設管理が可能な者がいないために行政が公費を投入して管理せざるをえない場合があるが、維持管理積立金を利用できる仕組みになっていない。

最終処分場が放置され問題となった事例

- A市に設置されたB事業者のC処分場(安定型)について、A市が立入検査を行ったところ、著しい容量超過が判明。
- A市はB事業者に対し、改善命令を発出したが、B事業者には命令を履行する資力が無く休眠状態に。
- A市は周辺住民の不安解消のため、C処分場についての維持管理を代行。
 - ✓ 浸透水及び周縁地下水の水質測定
 - ✓ 表出している廃棄物の飛散防止措置
- A市は施設の設置者ではないため、当該維持管理にかかる経費について維持管理積立金を取り戻すことができない。

同様の問題は、設置者が許可取消処分を受けた場合や行方不明となった場合などにも起こり得る。



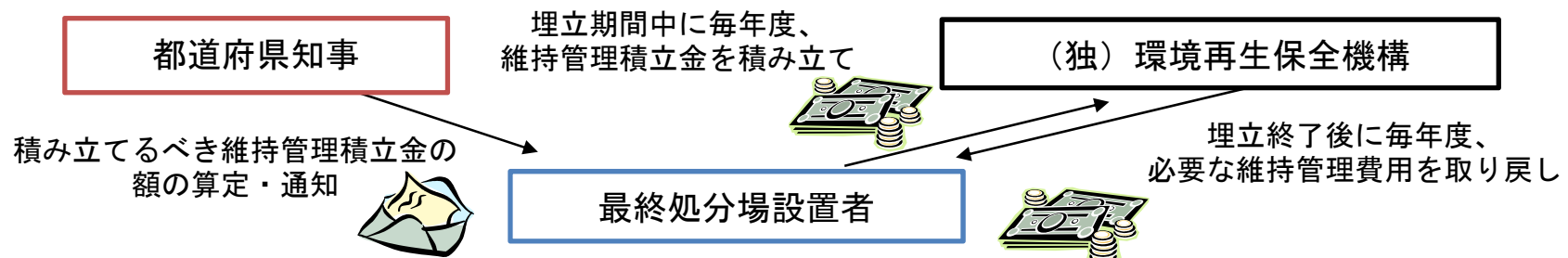
最終処分場維持管理積立金制度

制度の趣旨

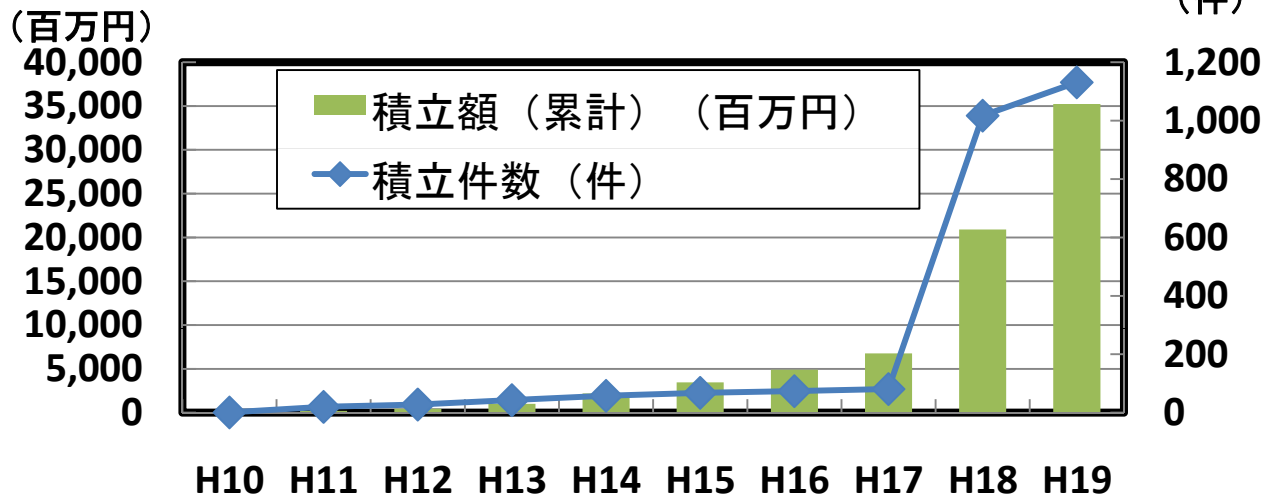
最終処分場は、埋立終了後は収入がなくなる一方で、埋立終了後、廃止までの間、必要な維持管理を行わなければならないため、埋立終了後の最終処分場の適正な維持管理を確保するため、最終処分場の設置者に対し、埋立終了後に必要となる維持管理費用をあらかじめ積み立てることを義務づけるもの。

制度の仕組み

- ① 最終処分場の設置者は、埋立期間中、毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てる。
- ② 最終処分場設置者は、埋立終了後、毎年度、維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構から取り戻す。



■ 積立額(累計)及び積立件数



■ 平成17年の法改正により、最終処分場の維持管理積立金制度の対象を全ての許可処分場に拡大

■ 積立金未収納件数
 {=(通知件数)-(積立件数)}
 H19:176件 (H18:195件)

廃棄物処理センター制度

■産業廃棄物処理施設整備に係る公共関与の形態

| 形態 | | 内容 |
|-----------------------|--------|--|
| 経営参加 | | 事業主体への出資 |
| 経済的手法 (ハード的支援) | 用地確保支援 | 公共用地の無償提供・賃貸・売却 等 |
| | 補助等の助成 | 施設整備費に対する補助・低利融資・債務保証 等 |
| 規制・誘導・支援策 (ソフト的支援) | 地元説明 | 立地について理解を得るための住民説明 |
| | 申請手続き等 | アセスメント支援、都市計画審議会申請業務 等 |
| | その他 | 安全で安心できる施設に廃棄物が集まる環境づくり、リサイクル品流通支援、残渣処分先確保の協力、情報提供 等 |

公共の信用力を活用して安全性・信頼性の確保を図りつつ、民間の資本・人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、公的主体の関与した一定の法人等を環境大臣が廃棄物処理センターとして指定し支援

■産業廃棄物処理事業の事業主体

| 事業主体 | 事業主体の性質・特徴 |
|---------------------|------------|
| ① 民間事業者 | |
| ② PFI選定事業者 | |
| ③ 株式会社(公共の1/3以上の出資) | |
| ④ 財団法人 | |
| ⑤ 公共直営 | |

廃棄物処理法第15条の5

廃棄物処理センターの指定実績及び稼働状況

- 18法人を指定(平成21年6月現在)
- うち、13法人の処理施設が稼働
稼働中

未稼働

| 都道府県 | 法人名 | 指定日 | 事業実施状況 | 都道府県 | 法人名 | 指定日 |
|------|-------------------|-----------|--|------|-----------------|----------|
| 岩手県 | (財)クリーンいわて事業団 | H5.1.7 | 最終処分場、焼却施設、破碎施設が稼働(平成7年9月～) | 香川県 | (財)香川県環境保全公社 | H6.3.14 |
| 愛媛県 | (財)愛媛県廃棄物処理センター | H5.11.25 | 焼却施設が稼働(平成12年1月～) | 高知県 | (財)エコサイクル高知 | H6.8.1 |
| 新潟県 | (財)新潟県環境保全事業団 | H6.6.29 | 焼却施設、最終処分場等が稼働(平成11年4月～) | 和歌山県 | (財)紀南環境整備公社 | H17.12.1 |
| 兵庫県 | (財)兵庫県環境クリエイトセンター | H7.11.27 | 最終処分場が稼働(平成13年10月～) | 愛知県 | (財)愛知臨海環境整備センター | H18.6.14 |
| 三重県 | (財)三重県環境保全事業団 | H11.11.22 | 焼却施設が稼働(平成14年12月～) 平成21年度から最終処分場を建設予定 | 熊本県 | (財)熊本県環境整備事業団 | H20.3.17 |
| 神奈川県 | (財)かながわ廃棄物処理事業団 | H12.11.2 | 焼却施設が稼働(平成13年6月～) | | | |
| 宮崎県 | (財)宮崎県環境整備公社 | H12.12.20 | 最終処分場、焼却施設等が稼働(平成17年11月～) | | | |
| 島根県 | (財)島根県環境管理センター | H12.12.20 | 最終処分場が稼働(平成14年4月～) | | | |
| 茨城県 | (財)茨城県環境保全事業団 | H13.12.17 | 最終処分場、焼却施設が稼働(平成17年8月～) | | | |
| 佐賀県 | (財)佐賀県環境クリーン財団 | H14.3.11 | 最終処分場、焼却施設が稼働(平成21年4月～) | | | |
| 山梨県 | (財)山梨県環境整備事業団 | H14.11.25 | 最終処分場が稼働(平成21年5月～) | | | |
| 滋賀県 | (財)滋賀県環境事業公社 | H14.11.25 | 最終処分場が稼働(平成20年10月～) | | | |
| 岩手県 | いわて県北クリーン(株) | H18.10.30 | 焼却施設が稼働(平成21年4月～) | | | |

廃棄物処理センターに対する支援制度

国庫補助

- ① 産業廃棄物処理施設モデル的整備費補助
 - ・一定規模以上の産業廃棄物の焼却施設、最終処分場等の整備につき、施設整備費の1/4を上限として、都道府県負担額と同額を補助
 - ・都道府県の負担については地方債措置の適用あり
- ② 廃棄物処理施設整備費補助
 - ・一般廃棄物及び公共系産業廃棄物受入分に対する補助
- ③ 広域的廃棄物埋立処分施設整備費(安全性等確保事業)補助
 - ・最終処分場の安全性確保のための事業(環境アセスメント、水質検査設備の整備等が対象)に対する1/2補助

税制上の特例措置

- ・ 廃棄物処理センターの基金に対する事業者の出えん金についての損金算入の特例

廃棄物処理センター整備基本計画調査(センター調査)

- ・ 廃棄物処理センターの整備促進のため、経営等の基礎調査を実施

産業廃棄物処理特定施設整備法に関する支援措置

- ・ 特定債務保証対象施設の整備に当たり、振興財団の債務保証

廃棄物処理施設に関するリスクコミュニケーション



廃棄物処理施設
の設置事業者

住民
関係市町村

県知事
政令市長

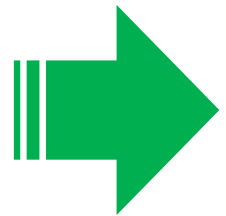
- 定期点検結果、維持管理状況
の情報公開
- 帳簿、維持管理情報等の閲覧

- 許可審査
- 定期点検
(維持管理状況、
施設構造の確認)
- 報告徴収・立入検査等
による適正処理指導

- 許可申請
- ミニアセス結果
の提出
- 生活環境保全の見地
からの意見に対する
事業者の見解

- 施設設置に関して
告示・縦覧
- 行政処分情報
の公開

- 施設設置に関して
生活環境保全の見地
からの意見



廃棄物の処理による生活環境リスクの共有
情報不足による不安感・忌避感を払拭

- : 現行法において定められている仕組み
- : 現行法では定められていない仕組み

不法投棄撲滅アクションプラン

(平成16年6月15日策定)

1. 不法投棄の現状

■不法投棄の件数及び投棄量

- ・新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、近年40万t前後(1,000件前後)で推移。
- ・15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万t(約2,500件)。

■不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境面での影響はもちろん、原状回復費用(香川県豊島:総額447億円、青森・岩手県境:総額655億円)等の経済的損失をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、社会的な影響も極めて大きい。

2. アクションプランのねらい

- ・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その未然防止を図ることが不可欠。
- ・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措置に加え、廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)が必要。
- ・これにより、不法投棄対策の当面の目標である「5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。」の実現を目指す。

3. アクションプランのポイント(3つの視点)

■地域における意識の向上

身近な散乱ごみ対策の強化(破れ窓理論の応用)

- ・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進 等

■廃棄物処理体制の強化

受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上

- ・車両へのステッカー貼付、行政処分 of 徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
- ・処理施設の効率的整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化 等

■制度を支える人材の育成

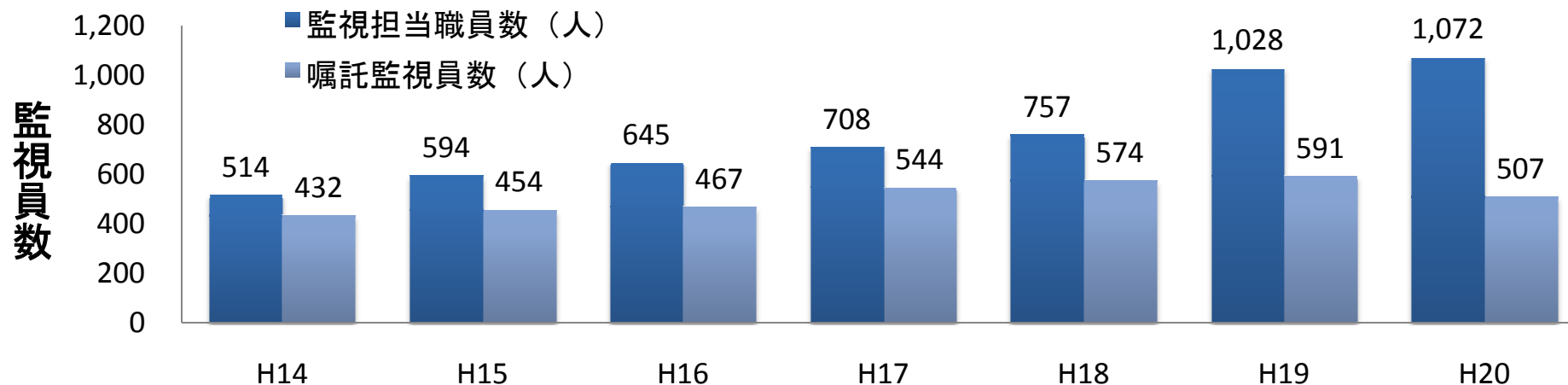
優良処理業者の育成や行政における体制整備

- ・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
- ・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
- ・地方環境対策調査官事務所の充実・強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 等

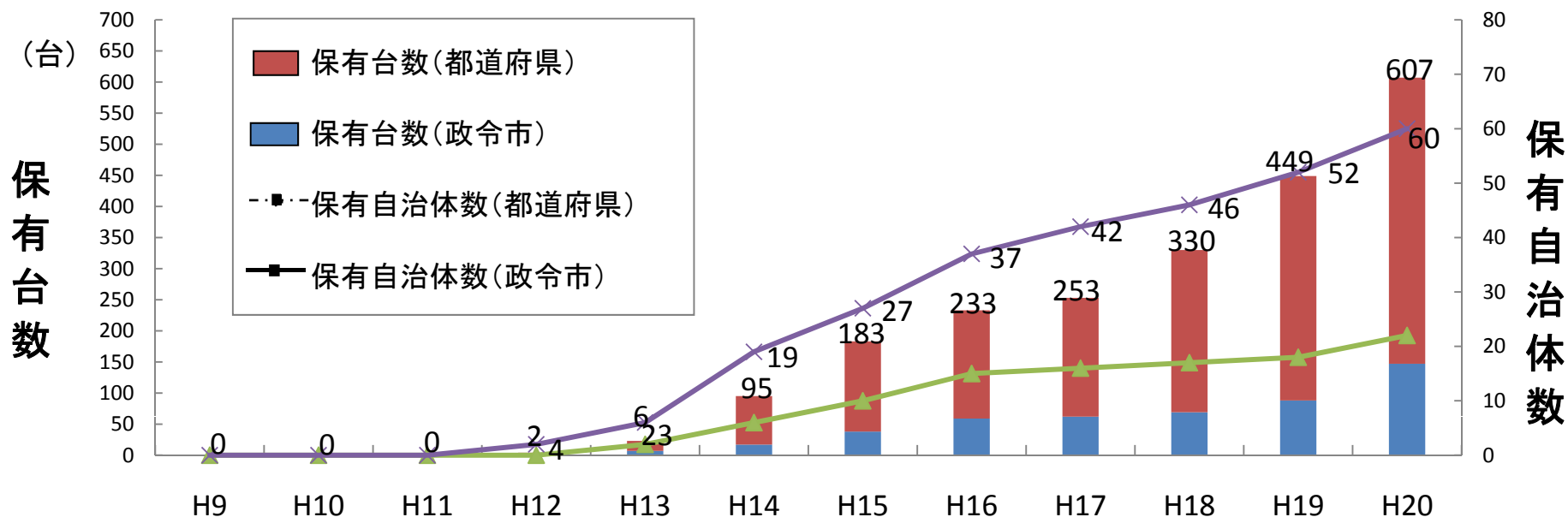
※ 当面の目標「平成21年までに大規模事案(5000トン以上)をゼロにする」

不法投棄監視体制について

■不法投棄等の監視・適正処理の指導担当職員数



■全国の固定式監視用カメラ保有自治体数と台数



報告徴収について

概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、行政は、廃棄物の処理、施設構造・維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。拒否・虚偽報告については、30万円以下の罰金の対象となる。

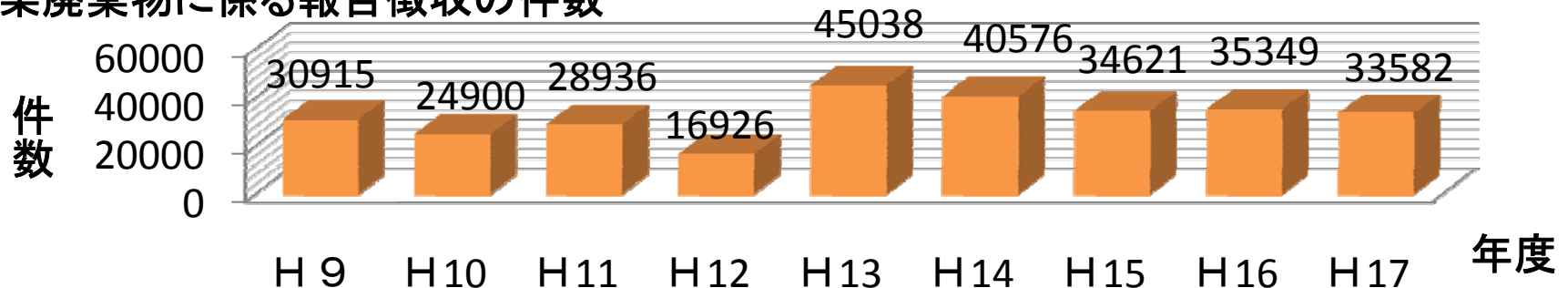
報告徴収の対象者

- ① 排出事業者
- ② 廃棄物・廃棄物である疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者（無許可業者も含む。）
- ③ 廃棄物処理施設の設置者
- ④ 情報処理センター（電子マニフェスト情報に関する報告徴収）
- ⑤ 廃棄物が地下にある土地（旧最終処分場など）の土地所有者
- ⑥ 指定区域（廃棄物が地下にある土地で都道府県知事に指定された区域）において土地の形質変更を行う者

廃棄物の不適正処理がされた土地の所有者

実行者と認められなければ、現行法では、法律に基づく報告徴収の対象とはならない。

産業廃棄物に係る報告徴収の件数



○ 平成12年法改正により、許可の欠格要件・取消要件の強化、保管基準、委託基準等の強化、措置命令対象拡大、罰則の引き上げなど一連の対策強化を図り、これを受け、平成13年に「行政処分の指針について」(通知)を発出し、行政処分を積極的かつ厳正に実施するべきであることを明確にした。

○ 平成15年法改正により、廃棄物の疑いがある物についても報告徴収を可能にした。

立入検査について

概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、行政は、その職員に、廃棄物の処理、施設の構造・維持管理に関し、帳簿書類等の物件を検査させ、試験のために廃棄物を無償で収去させることができる。
拒否、妨害、忌避行為については、30万円以下の罰金の対象となる。

立入検査の対象

- ① 排出事業者の事務所・事業場
- ② 廃棄物・廃棄物である疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者の事務所・事業場（無許可業者による不法投棄現場、無許可設置施設を含む。）
- ③ 廃棄物処理施設のある土地・建物
- ④ 廃棄物が地下にある土地（旧最終処分場など）

廃棄物の不適正処理がされた土地の所有者の事務所

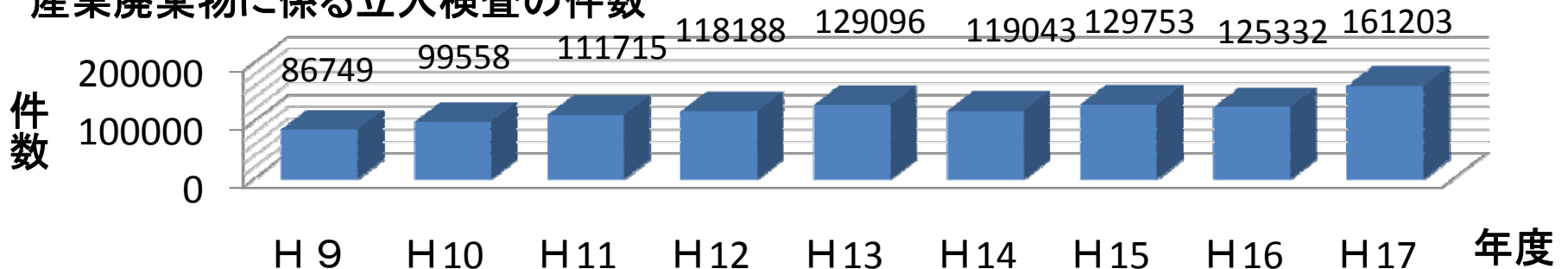
実行者と認められなければ、現行法では、法律に基づく立入検査の対象とはならない。

産業廃棄物の不法投棄の疑いが相当程度確実と思われる土地に立入検査を行うこととし、土地所有者へ当該土地への立入り等の承諾を求めたところ、土地所有者が私有地への立入を拒否する事例あり。

収集運搬車両

現行法では、法律に基づく立入検査の対象とはならない。（運転席にある書類の検査などができない。）

産業廃棄物に係る立入検査の件数



○ 平成12年法改正により、許可の欠格要件・取消要件の強化、保管基準、委託基準等の強化、措置命令対象拡大、罰則の引き上げなど一連の対策強化を図り、これを受け、平成13年に「行政処分の指針について」(通知)を発出し、行政処分を積極的かつ厳正に実施するべきであることを明確にした。

○ 平成15年法改正により、廃棄物の疑いがある物についても立入検査を可能にした。

措置命令について

概要

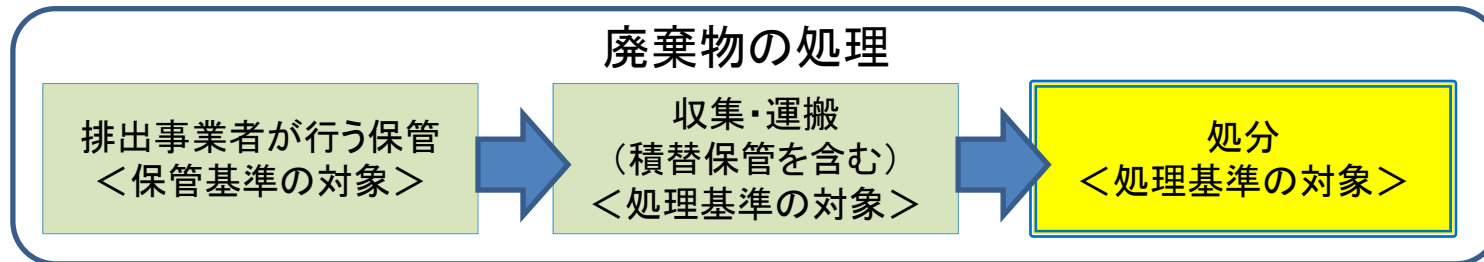
既に行われた違法な処分に起因する、生活環境保全上の支障等の除去・発生の防止のために必要な措置を講ずることを、行政が処分者等に対し命ずるもの。

発出要件

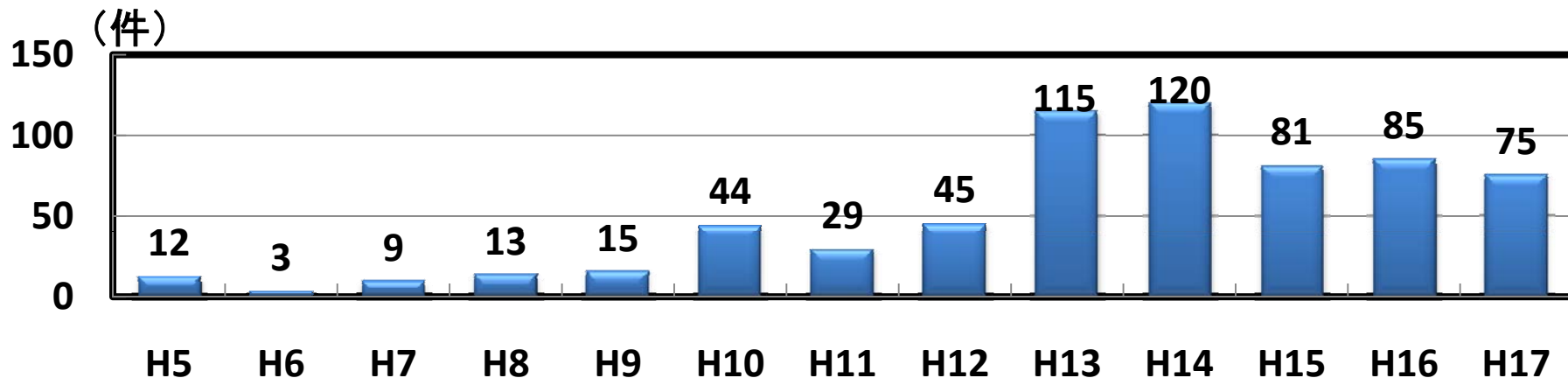
以下①②のいずれも満たすときに、発出することができる。

- ① 廃棄物の廃棄物処理基準に適合しない不適正な処分が行われたとき
- ② 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

現行法上、措置命令の対象となっている行為の範囲



■措置命令(第19条の5)発出件数



罰則規定について

| 対象となる違反行為 | 罰則 |
|--|---|
| <p>不法投棄・不法焼却(未遂も含む) 無許可営業、無許可施設設置 許可の不正取得 事業停止命令違反、措置命令違反 委託違反 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の処理基準違反 など</p> | <p>5年以下の懲役 1000万円以下の罰金 又はこれらの併科 * 下線は、法人重課の対象であり、法人に対して、 1億円以下の罰金刑()</p> |
| <p>委託基準違反、再委託基準違反、 施設の改善・使用停止命令違反、改善命令違反 施設の無許可譲受・借受、 不法投棄・不法焼却目的の収集運搬(予備罪) など</p> | <p>3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこれらの併科</p> |
| <p>欠格要件に該当した場合の届出違反 使用前検査の受検義務違反 マニフェスト義務違反 など</p> | <p>6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金</p> |
| <p>帳簿義務違反、維持管理記録義務違反、 報告徴収の拒否・虚偽報告 立入検査・収去の拒否・妨害・忌避 など</p> | <p>30万円以下の罰金</p> |

法人重課: 両罰規定において、法人に対する罰金額の上限を違反した行為者よりも高くすること。

産業廃棄物適正処理推進センターの支援

平成9年6月の廃掃法改正により、産業廃棄物の適正処理確保のための事業者の自主的な活動を推進することを目的として指定した法人であり、産業廃棄物適正処理推進基金の運営等を行っている。

不法投棄等の不適正処分

【廃棄物処理法上の処理基準（法第12条第1項又は法第12条の2第1項）に違反する処分】

生活環境の保全上の支障又は生ずるおそれ

都道府県知事等による措置命令（支障の除去等を命令）

【法第19条の5：処分者、委託基準違反の排出事業者等】 【法第19条の6：注意義務違反の排出事業者等】

（原因者による支障の除去等がなされない場合）

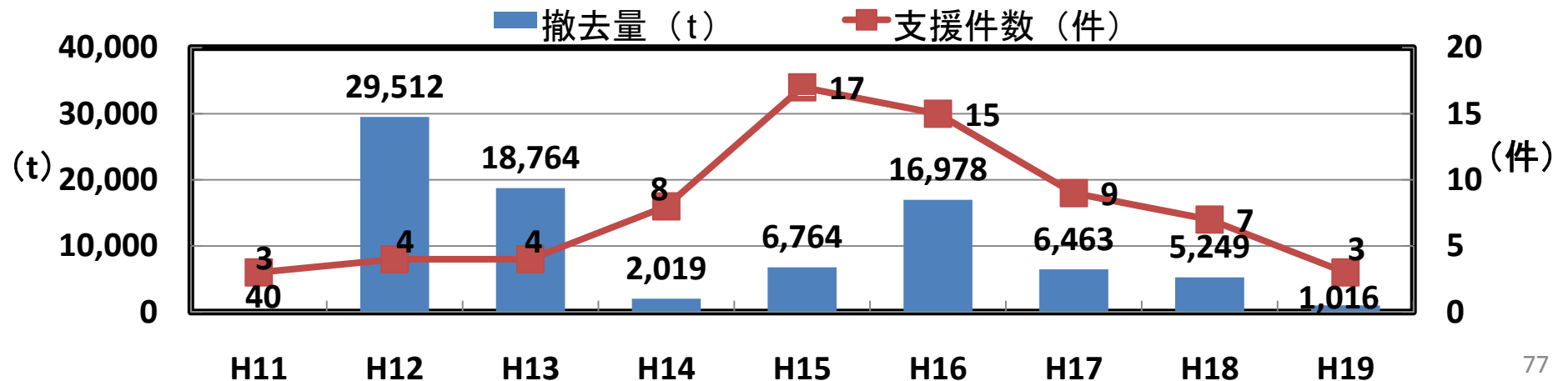
原因者による支障の除去等

都道府県等による行政代執行（知事等の裁量。費用は原因者に求償）
【法第19条の8】

（都道府県等が要した費用について支援）

産業廃棄物適正処理推進センターの基金による財政支援（改正法施行（平成10年6月）以降のもの）

産業廃棄物適正処理推進センターによる支援の実績



多量排出事業者処理計画制度の概要

平成3年改正

- 事業者に対して都道府県知事が個別に処理計画の作成を指示

平成9年改正

- 事業者の作成する処理計画に関して、廃棄物の減量の視点が明確に

平成12年改正

- 前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン(特管産廃は50トン)以上の事業場を設置している排出事業者は、処理計画の提出・計画の実施状況の報告を義務付け
- 都道府県知事は、計画及びその実施状況について、1年間公衆の縦覧に供する方法で公表

処理計画の基準

- 当該事業場の事業概要を記載すること
- 以下の事項を定めること
 - ・ 計画期間
 - ・ 処理に係る管理体制に関する事項
 - ・ 排出抑制・分別・再生利用・処理に関する事項
- 以下を記載した処理計画書を添付すること
 - ・ 前年度の産業廃棄物発生量
 - ・ 以下の本年度の目標量
 - ① 産業廃棄物発生量
 - ② 自己直接再生利用量
 - ③ 自己直接埋立処分・海洋投入量
 - ④ 自己中間処理量
 - ⑤ 自己中間処理残さ量
 - ⑥ 自己中間処理後の再生利用量
 - ⑦ 自己中間処理後の自己埋立処分・海洋投入量
 - ⑧ 直接委託・自己処理後委託処分量

実施状況報告

- 以下を記載した処理計画実施報告書を提出すること
 - ・ 産業廃棄物発生量の目標
 - ・ 処理計画の以下事項の実施状況
 - ① 産業廃棄物発生量
 - ② 自己直接再生利用量
 - ③ 自己直接埋立処分・海洋投入量
 - ④ 自己中間処理量
 - ⑤ 自己中間処理残さ量
 - ⑥ 自己中間処理後の再生利用量
 - ⑦ 自己中間処理後の自己埋立処分・海洋投入量
 - ⑧ 直接委託・自己処理後委託処分量

処理計画は6月30日までに提出
実施状況報告は、翌年度の6月30日までに提出

多量排出事業者処理計画・実施状況報告書の提出状況

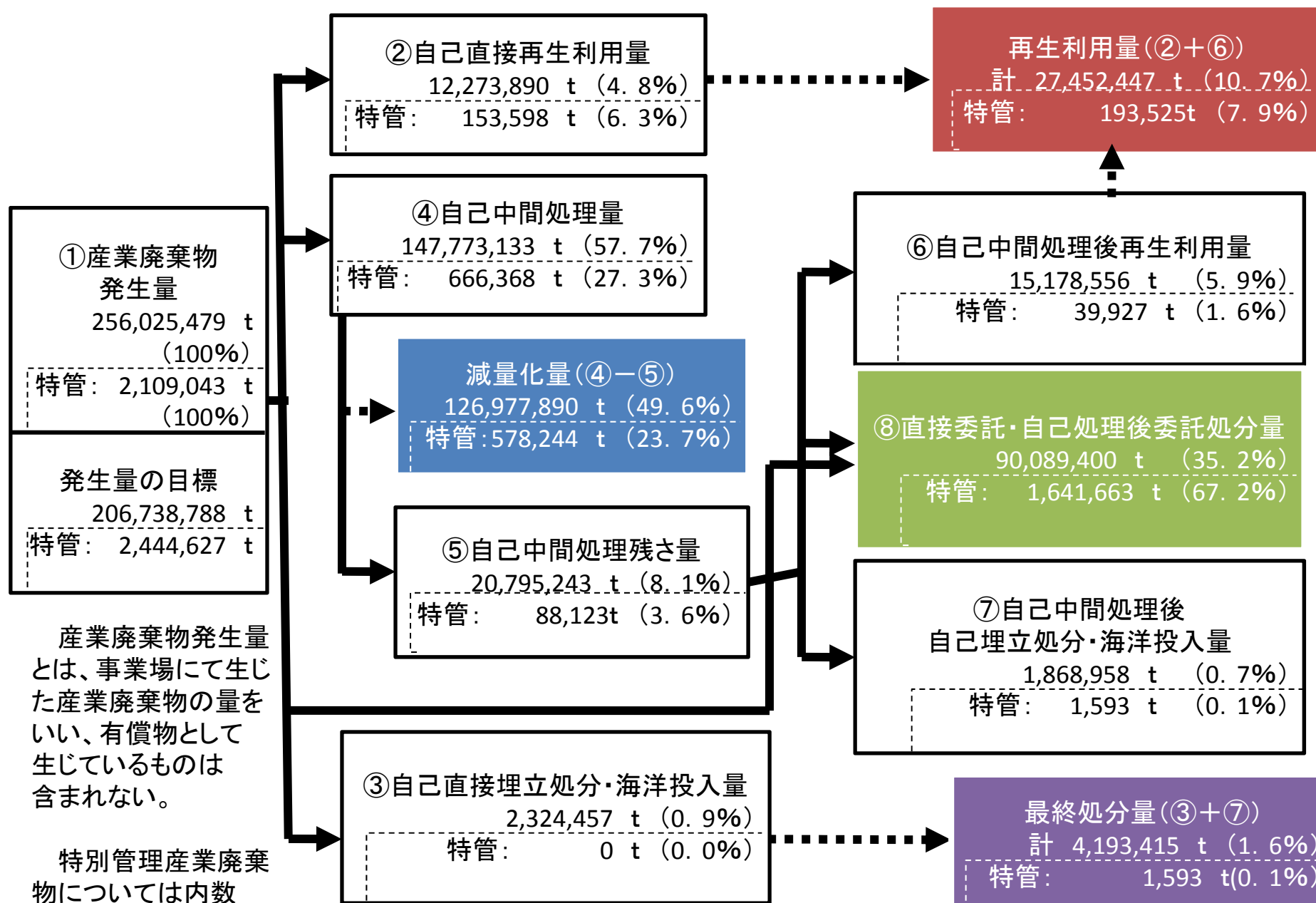
| 業種 | 処理計画の提出事業場数 | 実施状況報告書の提出事業場数 |
|-------------------|-------------|----------------|
| 農業 | 22 | 22 |
| 林業 | 0 | 0 |
| 漁業 | 0 | 0 |
| 鉱業 | 50 | 49 |
| 建設業 | 4328 | 4386 |
| 製造業 | 4703 | 4700 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 876 | 872 |
| 情報通信業 | 53 | 56 |
| 運輸業 | 13 | 13 |
| 卸売・小売業 | 12 | 13 |
| 飲食店・宿泊業 | 0 | 0 |
| 医療、福祉 | 552 | 545 |
| 教育、学習支援業 | 10 | 11 |
| 複合サービス業 | 5 | 5 |
| サービス業(他に分類されないもの) | 60 | 55 |
| 公務 | 67 | 68 |
| その他 | 9 | 9 |
| 合計 | 10760 | 10804 |

(平成17年度実績。事業者からの報告の集計値のため、各値に差異が生じている。)

多量排出事業者の業種別産業廃棄物発生量等

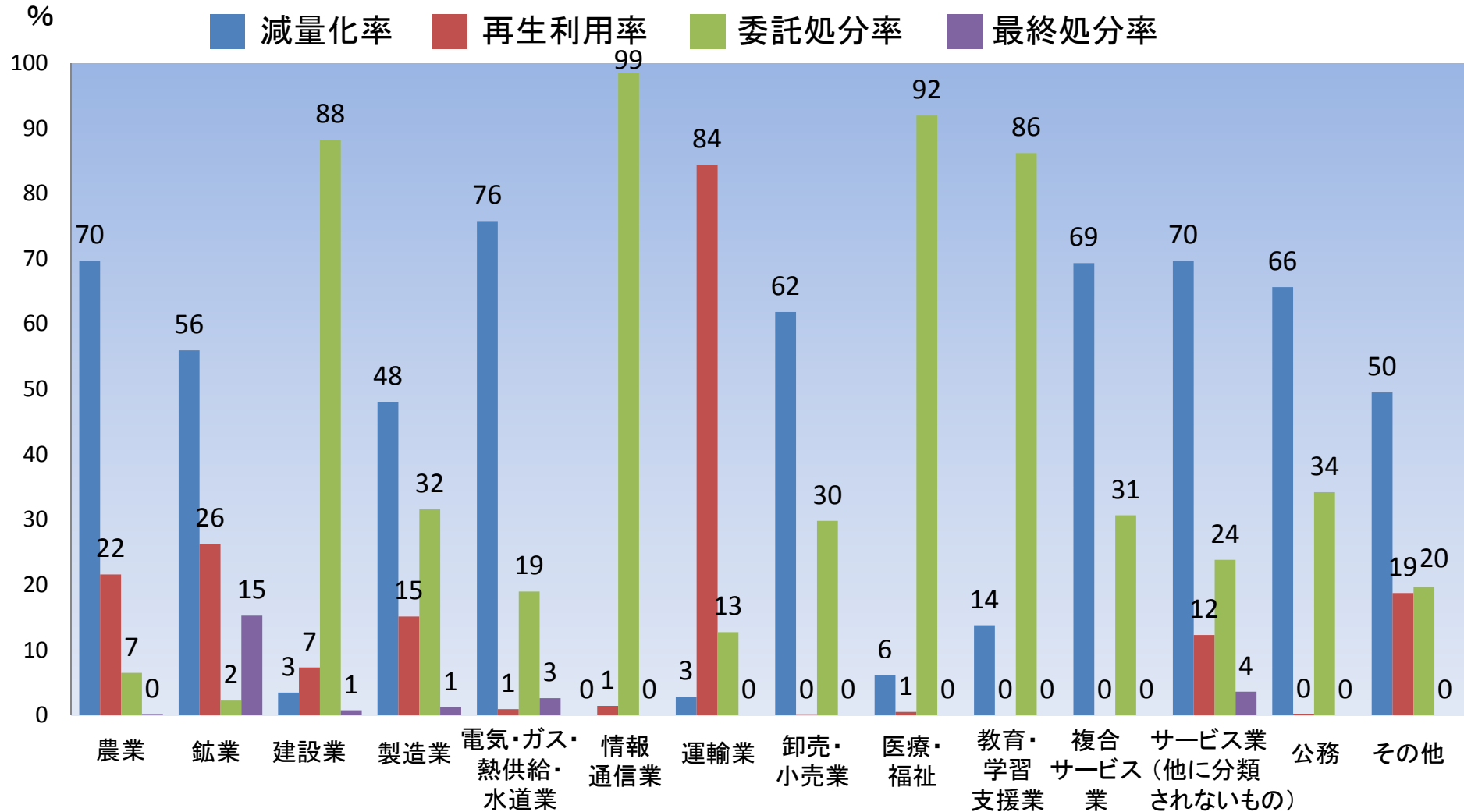
| 業種 | 発生量の 目標 | 計画の実施状況 | | | | | | | |
|-----------------------|-------------|-------------|---------------------|---------------------|--------------|--------------------|---------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | | ①発生量 | ②自己直 接再生利 用量等 | ③自己直 接埋立処 分量等 | ④自己中 間処理量 | ⑤自己 中間処理 残さ量 | ⑥自己 中間処理 後再生利 用量 | ⑦自己中 間処理後 自己埋立 処分量等 | ⑧直接 委託・自己 処理後委 託処分量 |
| 農 業 | | 308,729 | 1,300 | 200 | 281,515 | 66,358 | 65,358 | 0 | 20,113 |
| 林 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 漁 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鉱 業 | 2,413,207 | 2,407,713 | 31,670 | 244,079 | 2,047,934 | 700,432 | 601,068 | 123,530 | 54,562 |
| 建 設 業 | 32,320,614 | 32,569,199 | 407,828 | 227,794 | 2,735,020 | 1,603,715 | 1,978,746 | 23,142 | 28,736,489 |
| 製 造 業 | 110,961,495 | 157,207,159 | 11,758,290 | 311,713 | 91,793,253 | 16,218,200 | 12,060,053 | 1,640,727 | 49,619,374 |
| 電気・ガス・熱供 給・水道業 | 58,478,828 | 61,475,695 | 197,373 | 1,531,595 | 48,517,470 | 1,927,736 | 382,236 | 81,515 | 11,663,005 |
| 情報通信業 | 68,843 | 86,814 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,250 | 0 | 85,564 |
| 運 輸 業 | 15,540 | 130,643 | 948 | 0 | 113,257 | 109,518 | 109,285 | 0 | 16,663 |
| 卸売・小売業 | 193,055 | 167,796 | 0 | 0 | 112,633 | 8,858 | 64 | 0 | 50,023 |
| 飲食店・宿泊業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 医療、福祉 | 165,487 | 196,795 | 0 | 0 | 14,969 | 2,930 | 1,001 | 0 | 180,997 |
| 教育、学習支援 業 | 1,935 | 2,253 | 0 | 0 | 477 | 167 | 0 | 0 | 1,942 |
| 複合サービス業 | 18,259 | 18,129 | 0 | 0 | 13,172 | 604 | 0 | 0 | 5,561 |
| サービス業(他に 分類されないもの) | 239,834 | 296,034 | 28,899 | 9,076 | 243,109 | 36,817 | 7,534 | 1,638 | 70,556 |
| 公 務 | 3,607,352 | 3,558,293 | 0 | 0 | 2,537,025 | 200,576 | 4,661 | 0 | 1,217,400 |
| そ の 他 | 37,202 | 44,855 | 1,180 | 0 | 29,666 | 7,457 | 7,227 | 0 | 8,817 |

多量排出事業者の産業廃棄物発生量等のフロー



実施状況報告書に基づく業種ごとの減量化率、再生利用率等

平成17年度実施状況報告 提出数:10804
 平均減量化率:49% 平均再生利用率:11% 平均委託処分率:35% 平均最終処分率:2%



- (注1) 減量化率 : 産業廃棄物発生量のうち、自己中間処理量から自己中間処理残さ量を除いた量の割合。
 (注2) 再生利用率: 産業廃棄物発生量のうち、自ら再生利用した量の割合。委託後の再生利用量は含まない。
 (注3) 委託処分率: 産業廃棄物発生量のうち、直接又は自ら処理後、他社に処理委託した量の割合。
 (注4) 最終処分率: 産業廃棄物発生量のうち、直接又は自ら処理後、自ら埋立処分又は海洋投入した量の割合。委託後の最終処分量は含まない。 82

再生利用認定制度

制度の趣旨・背景

- ・廃棄物処理施設の設置を巡る住民紛争が激化
 - ・処理施設の設置が非常に困難
- ↑
- ・再生利用の大規模・安定的な推進

生活環境の保全を十分に担保しつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要。

制度の概要

認定対象者

安定的な生産設備を用いた再生利用を自ら行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる

認定品目

廃ゴム製品
廃プラスチック類
シリコン汚泥
廃肉骨粉
廃木材(一廃)
建設汚泥(産廃)

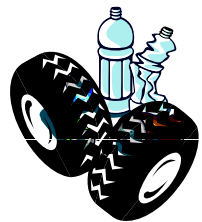
【平成19年10月追加】

金属を含む廃棄物
(バーゼル規制対象物)

非鉄製錬・精錬業、製鉄業による再生利用

概念図

簡単に腐敗、揮発したりして生活環境保全上支障の生じない廃棄物

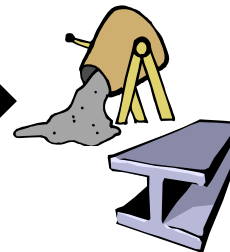


原材料として投入



生産設備等
(製鉄所、セメントキルン等)

再生利用

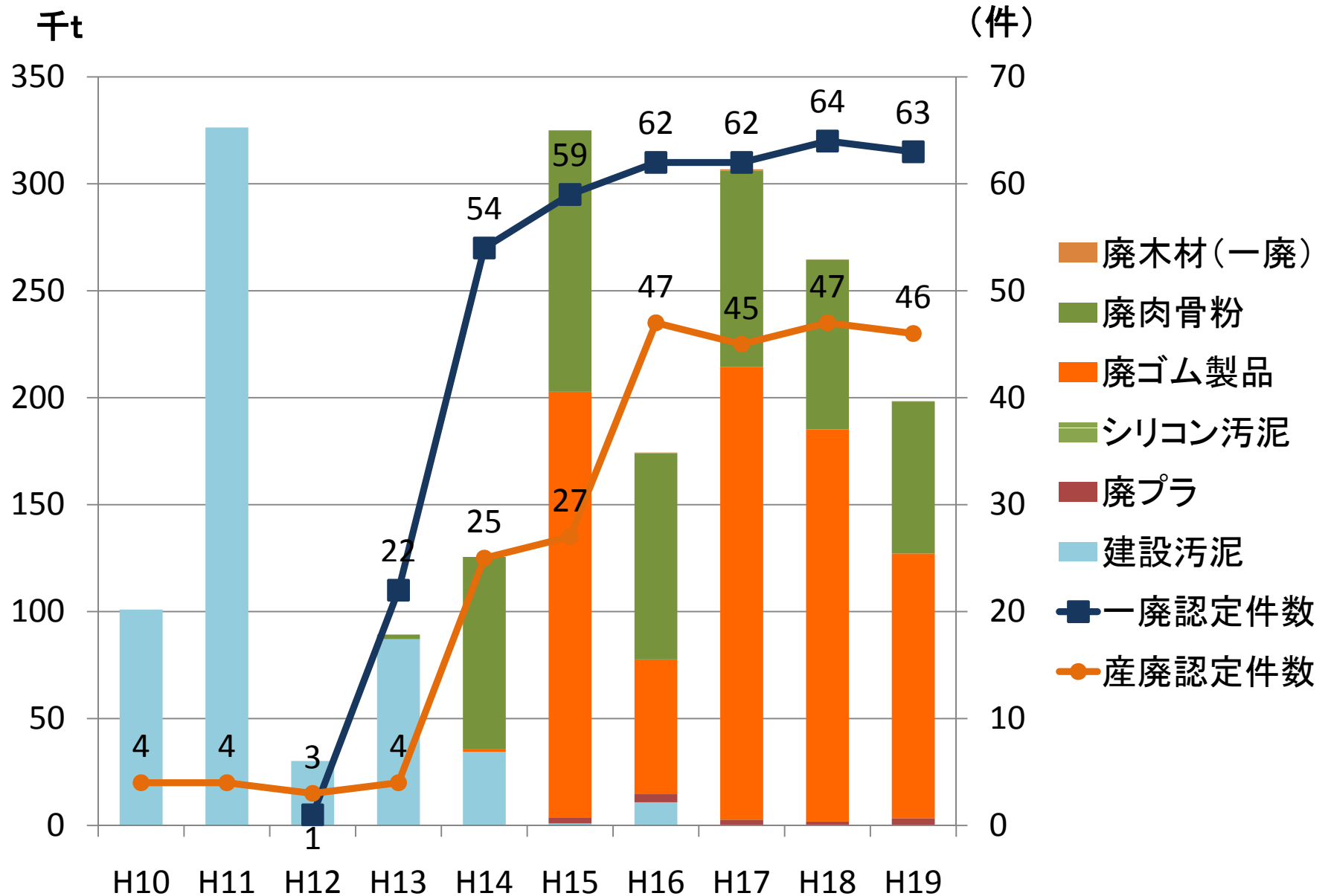


製品(鉄、セメント等)

認定実績(H21年4月末)

一般廃棄物: 63件
産業廃棄物: 48件

再生利用認定制度の認定件数と処理量の推移



広域認定制度

制度の趣旨・背景

- ・製品が廃棄物となったものを処理する場合、当該製品の製造、加工、販売等を行うもの（製造事業者等）が当該廃棄物の処理を担うことは、製品の性状・構造等を熟知していることで、高度な再生処理等が期待できる等のメリットがある。
- ・廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が推進される。

制度の概要

認定対象者

製造事業者等であって、当該製品が廃棄物となった場合にその処理を広域的に行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業の許可が不要となる

認定品目

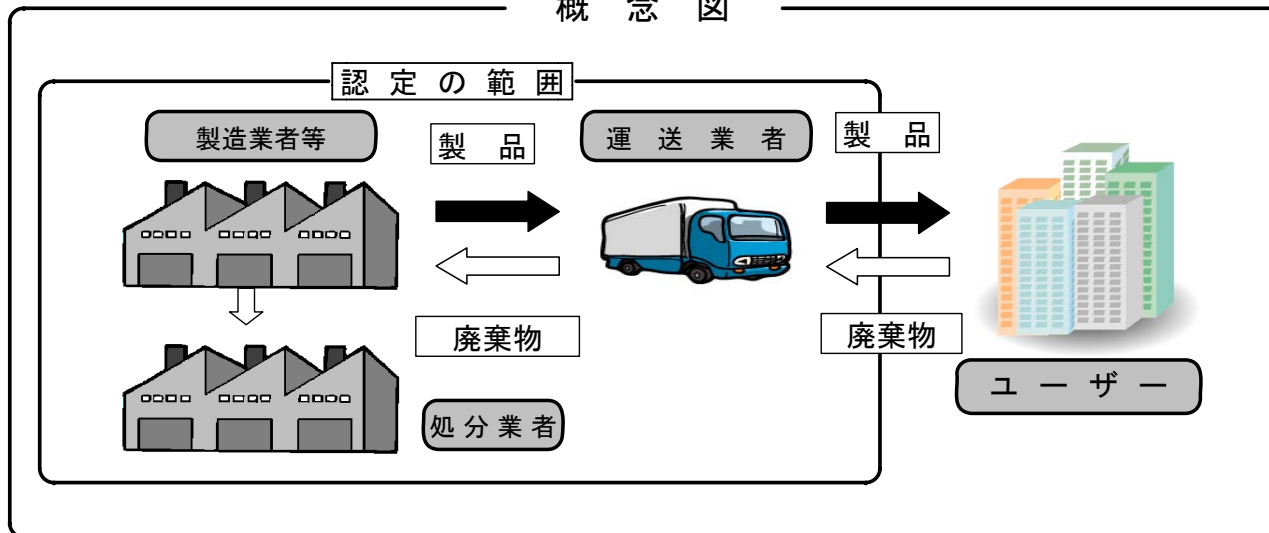
一般廃棄物：品目を限定

廃スプリングマットレス、廃消火器、廃開放型鉛蓄電池等

産業廃棄物：品目限定なし

情報処理機器、原動機付自転車・自動二輪車、建築用複合部材等

概念図



認定実績 (H21年4月末)

一般廃棄物：73件
産業廃棄物：167件

広域認定制度における報告書

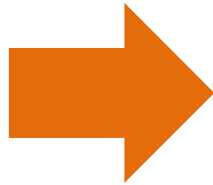
広域認定を受けて行う処理の内容が、認定基準である、
廃棄物の減量・適正処理が確保されているものであることを確認する必要



広域認定を受けた者は、毎年、前年の処理に関して、廃棄物の種類ごとに
一定の事項を記載した報告書を提出しなければならない

報告書の内容

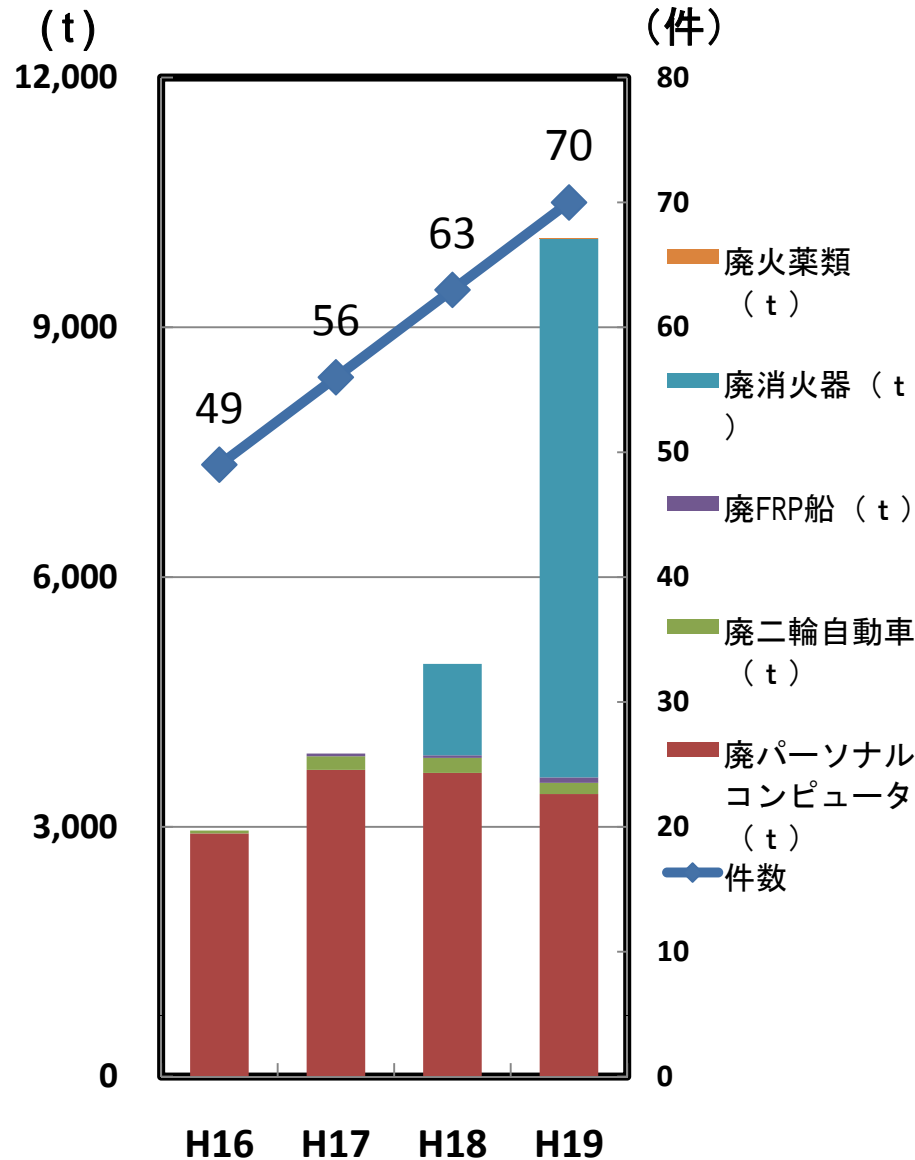
1. 氏名・名称、住所、法人代表者
2. 認定年月日、認定番号
3. 申請に係る処理を行った廃棄物の種類ごとの数量
4. 再生を行った場合は、再生品の種類ごとの数量
5. 熱回収を行った場合は、熱回収により得られた熱量



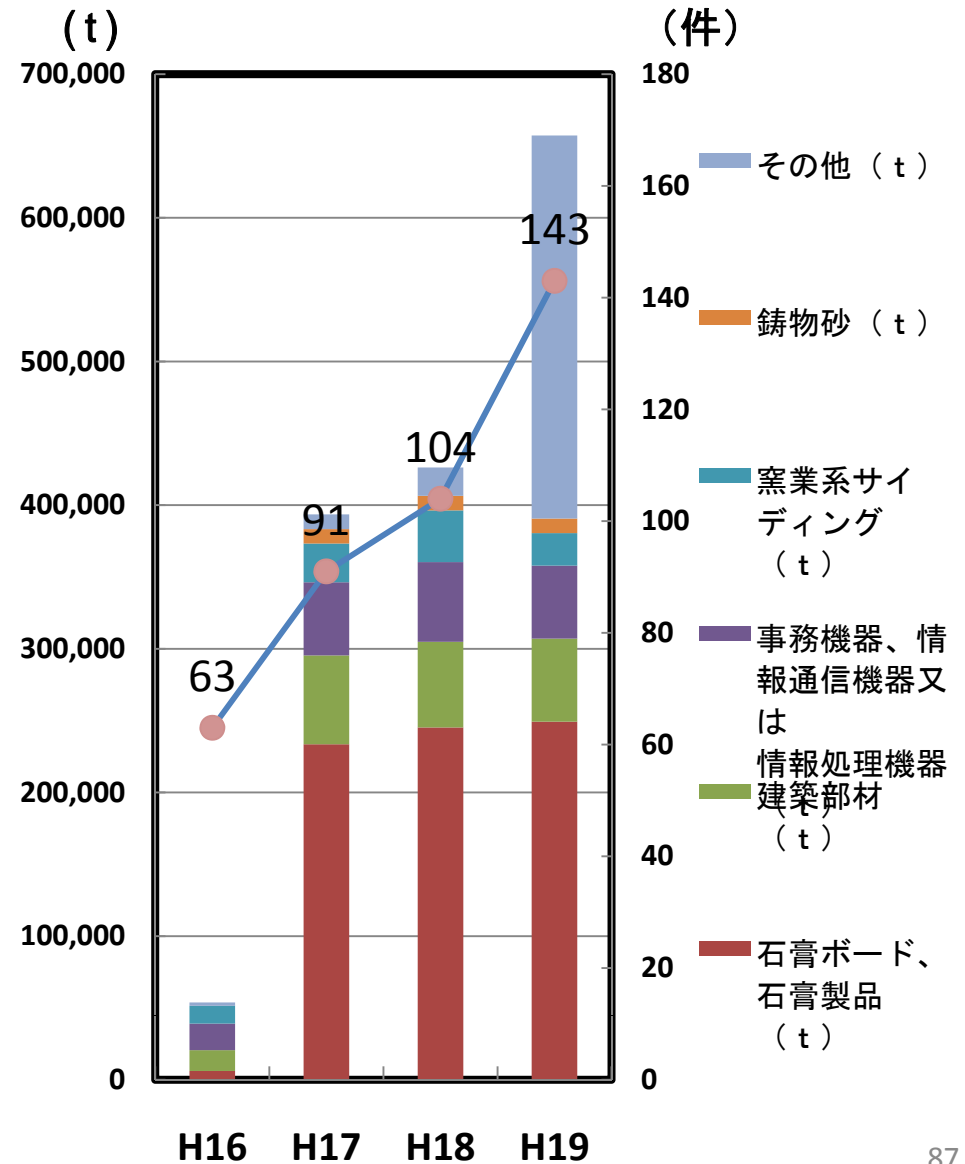
製品の性状・構造等を熟知している製造事業者等が処理を担うことにより、製品設計への反映等も含め高度な再生処理等を行うことができるという制度趣旨の下、どのように処理・製品設計への反映等が行われたが明らかでない。

広域認定制度の認定件数と処理量の推移

一般廃棄物



産業廃棄物



地方自治体の運用の状況

住民同意制

概要

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者に対し、法律上の設置許可要件に加えて、地元住民の同意を得ることを、設置の要件としていること。

主な目的

住民と施設を設置しようとする者との間の紛争を防止するため。

この他、条例で、事業の計画書とそれについての説明会の計画書を事前に提出することを義務付け、知事が、住民・関係市町村・設置しようとする者の意見を調整するとしているものなどがある。

代表的な例

要綱において、以下のように規定。

- ① 関係住民の同意書を取得
- ② 知事に対し事業の計画書を提出し、許可申請の事前に協議
- ③ 事業者は、知事から事前協議終了の通知を受けてから、許可申請を行うものとする

域外廃棄物の搬入規制

概要

域外で発生した産業廃棄物を搬入しようとする者に対し、搬入に際して、自治体から承認を得ることなど事前の審査をすることを求め、何らかの制限を行うこと。

主な目的

- 区域外からの廃棄物の流入の事前把握のため。
- 不適正処理を防止するため。
- 区域外からの廃棄物の流入量を減らすため。

代表的な例

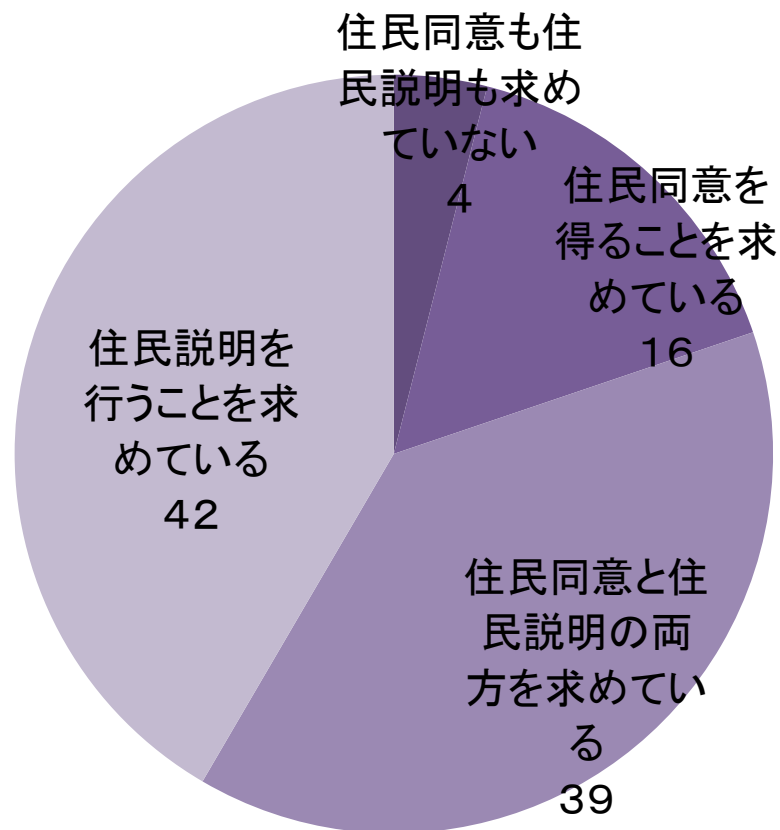
要綱又は条例において、以下のように規定。

- ① 域外産業廃棄物を搬入しようとする事業者は、知事に対し書面で事前に協議
- ② 知事は、独自の基準に適合することを審査・確認し、その旨を事業者に通知
- ③ 事業者は通知書を受けた後でなければ搬入してはならない
- ④ 事業者は、毎年、搬入状況について知事に報告

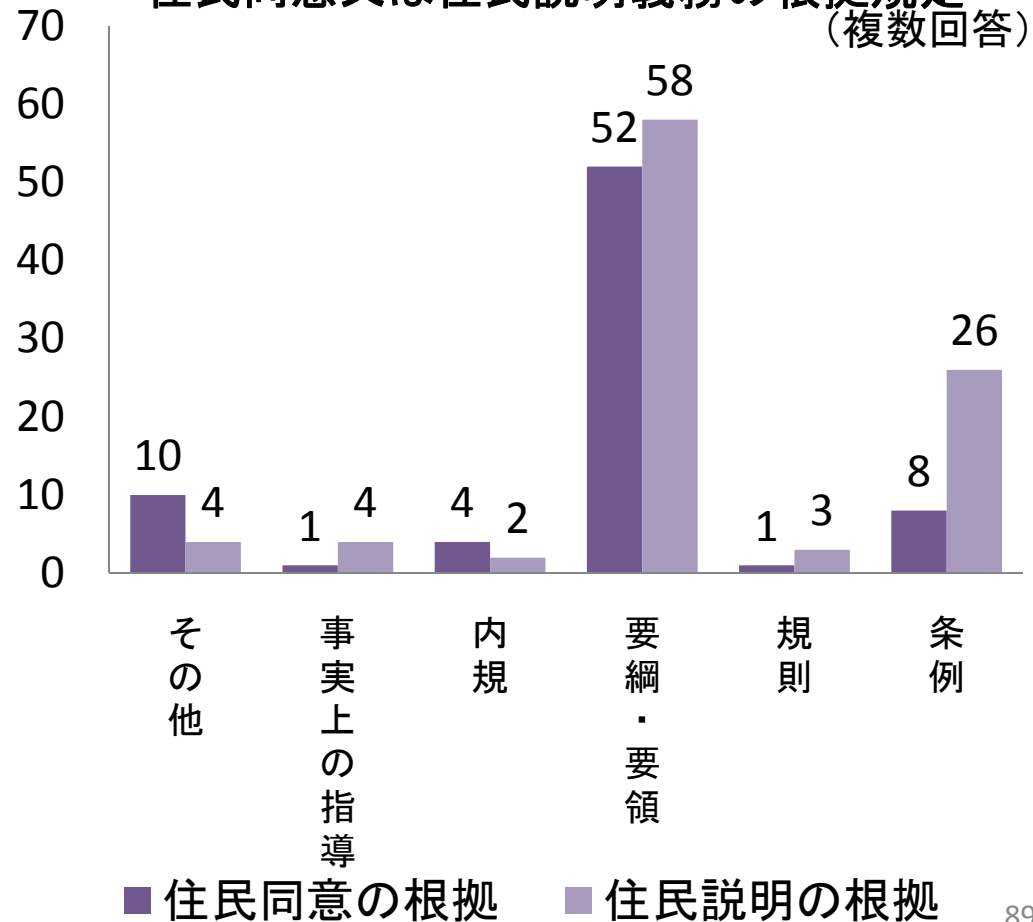
地方自治体における廃棄物処理施設の設置に関する住民同意・住民説明の導入状況

全自治体の90%が、住民同意又は住民説明の何れか又は両方を求めている。
 住民同意を求めている自治体：計55 住民説明を求めている自治体：計81

住民同意又は住民説明の義務付け状況



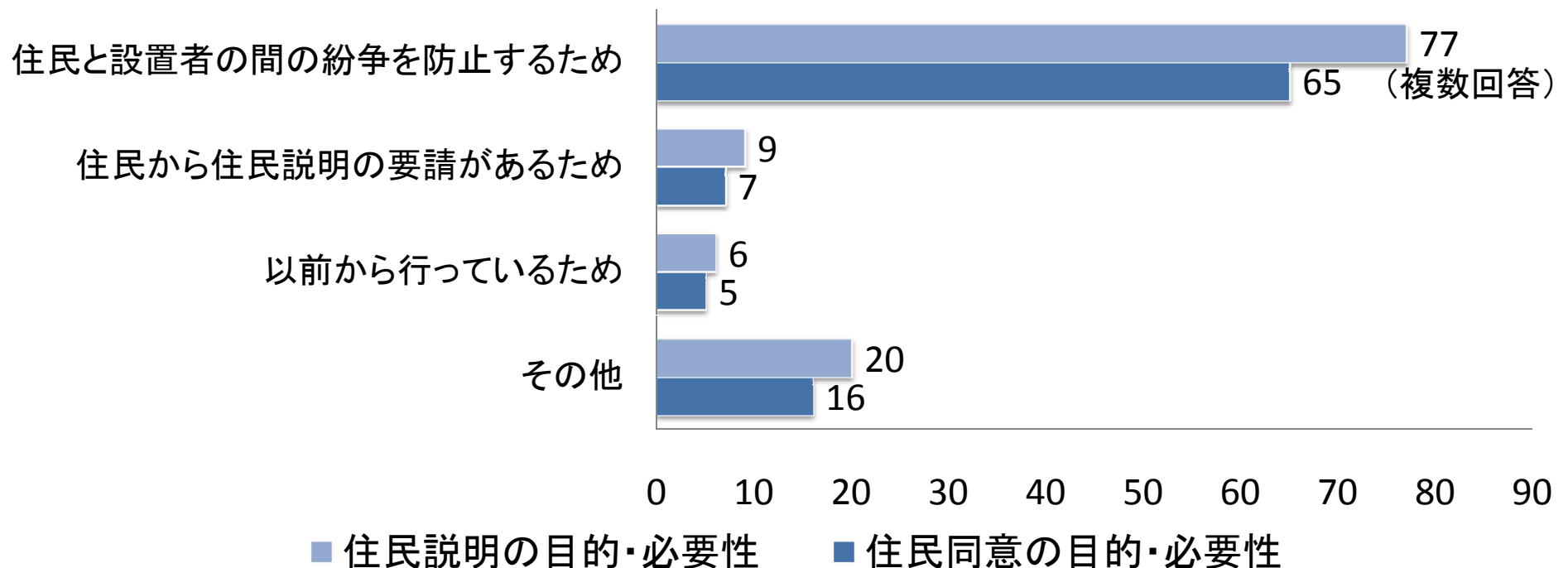
住民同意又は住民説明義務の根拠規定
 (複数回答)



地方自治体が住民同意・住民説明を義務付ける 目的・必要性

住民同意又は説明を求めている自治体の約70%が、住民と施設設置者の間の紛争を防止することを目的としている。その他の目的・必要性としては、以下が挙げられた。

- ・住民からの要請のため、
- ・施設の円滑な設置・運営のため、
- ・地域住民に対する情報提供のため、
- ・事前に予測される生活環境保全上の問題点について相互に理解することにより施設設置を促進するため、
- ・住民の妥当な意見の反映

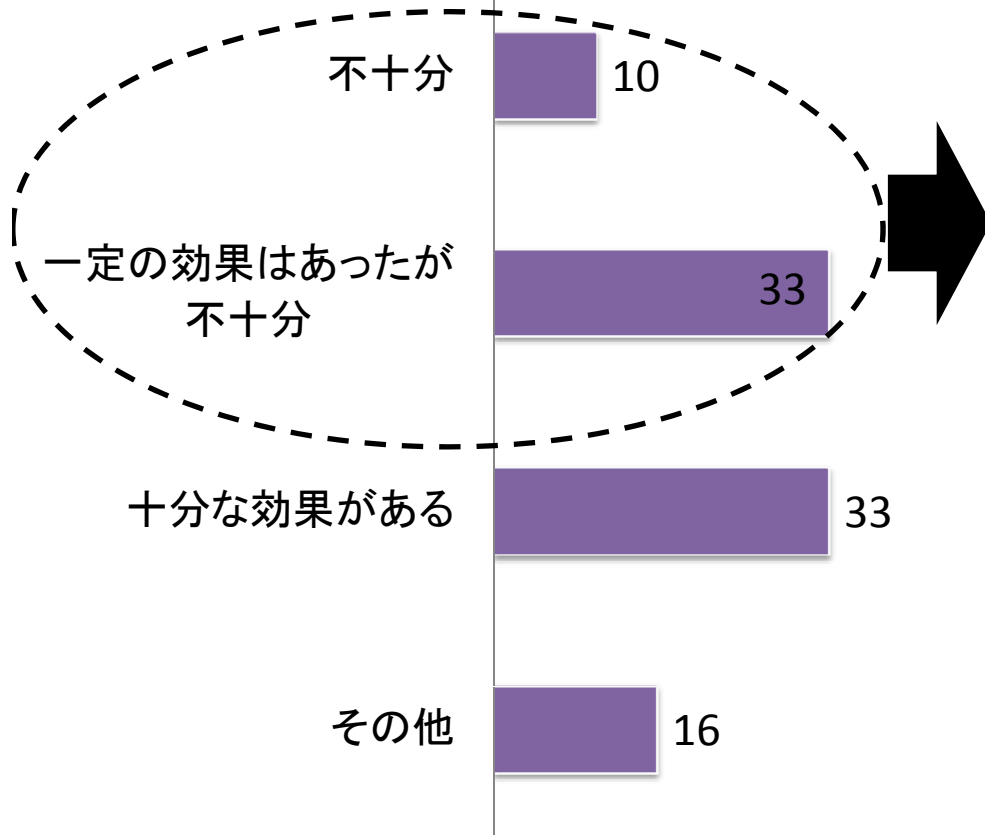


法律上の施設設置手続の効果について

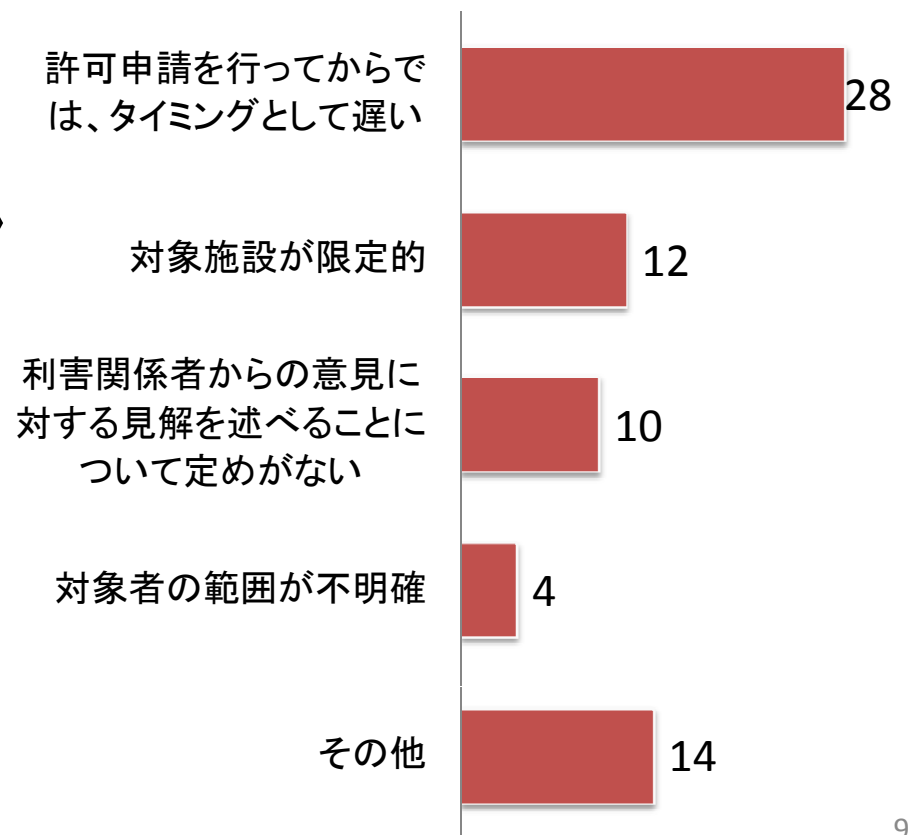
効果不十分とする理由として、許可申請を行ってからでは遅いという意見については、

- ・ 許可申請時点では、許可申請者は相当費用を費やしており、計画の変更が困難になる
- ・ 事業者が計画の再考をする期間が必要
- ・ 用地の取得や施設の建設計画の詳細が相当程度進行している状況である許可申請後の段階で住民に初めて情報公開されることになれば、かえって深刻なトラブルの発生を招きかねないという理由が挙げられている。

■ 施設設置手続における告示・縦覧、利害関係者等の意見提出の仕組みの効果について



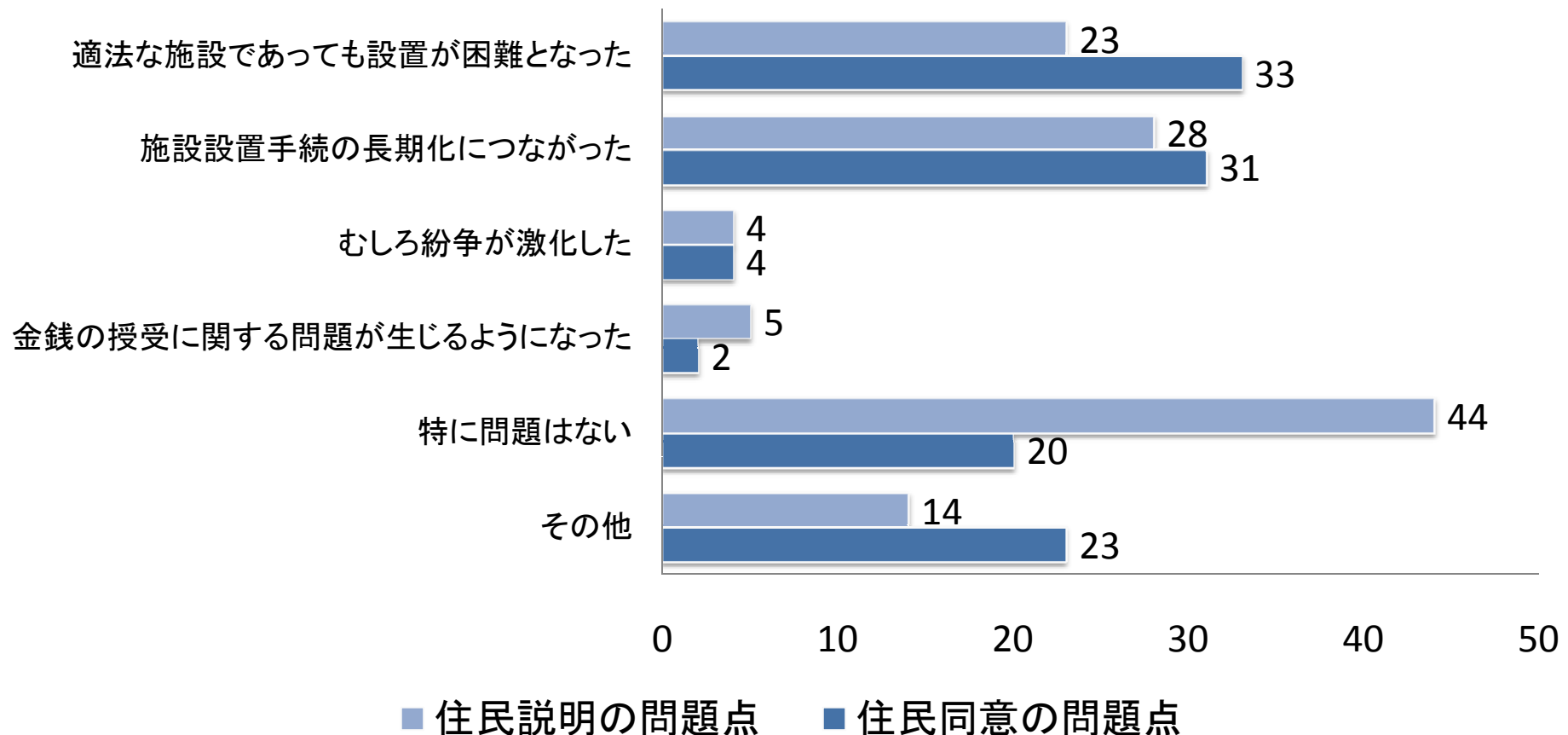
■ 不十分又は一定の効果はあるが不十分とする理由



住民同意・住民説明の義務付けにより生ずる問題点 (地方自治体の認識)

各自治体において住民同意又は説明について認識している問題点としては、適法な施設であっても、近隣住民等の反対のみをもって施設設置が困難になったり、手続きが長期化することが挙げられる。

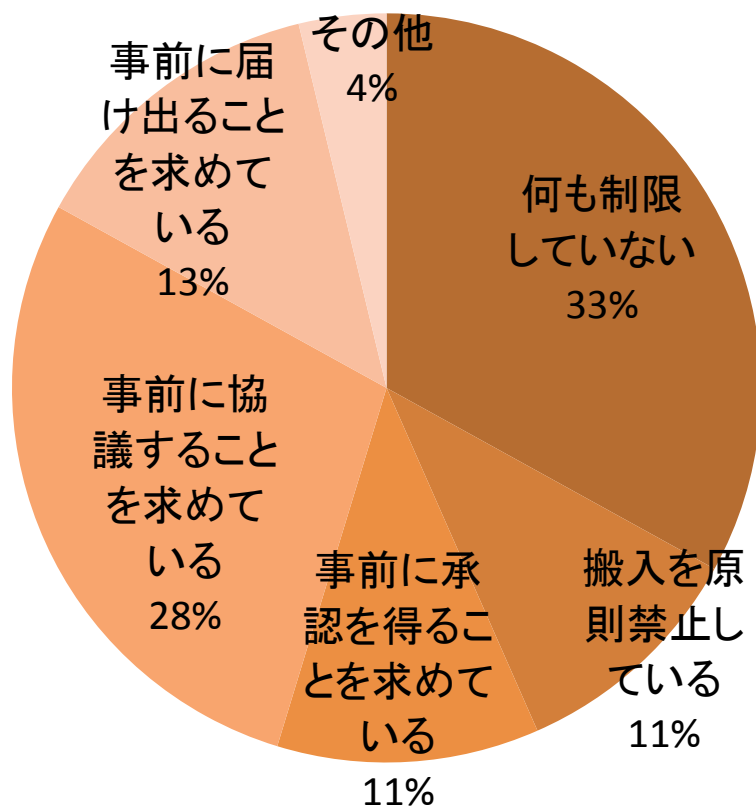
また、住民同意については、その他として、同意書を作成することに対する抵抗感から同意書取得が困難になることなどが挙げられた。



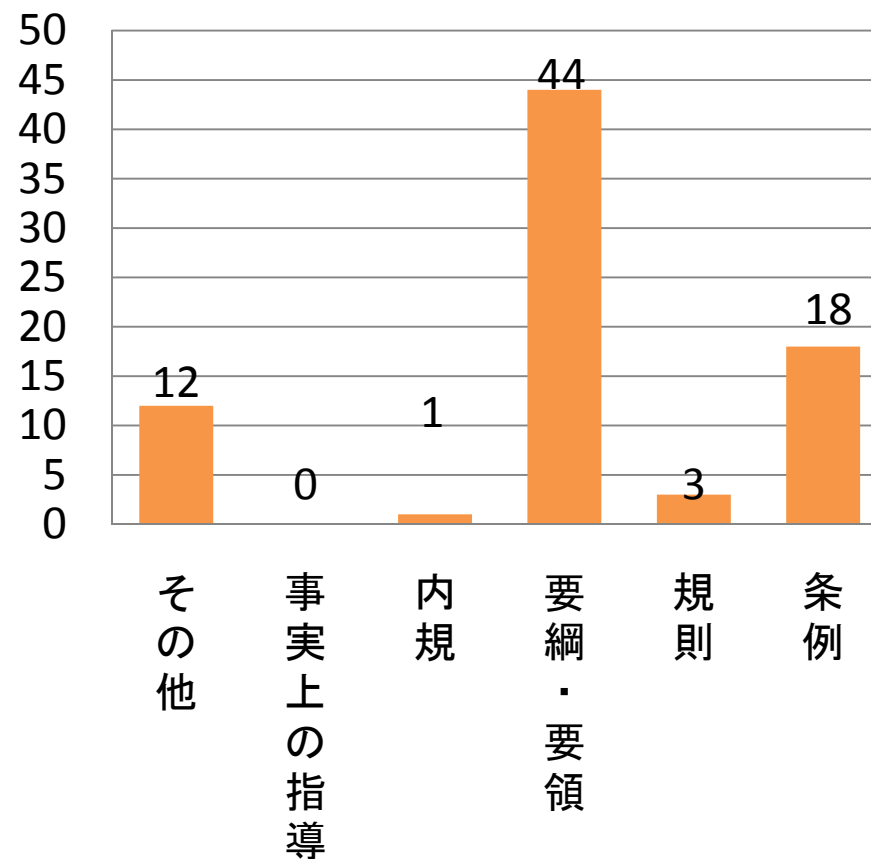
地方自治体における、区域外からの廃棄物の流入規制の導入状況について

区域外からの廃棄物の流入について、何も制限していない自治体は33%ある一方、原則禁止や事前承認制をはじめとする何らかの規制措置を設けている自治体は63%にのぼっている。

流入規制の義務付け状況



流入規制の根拠

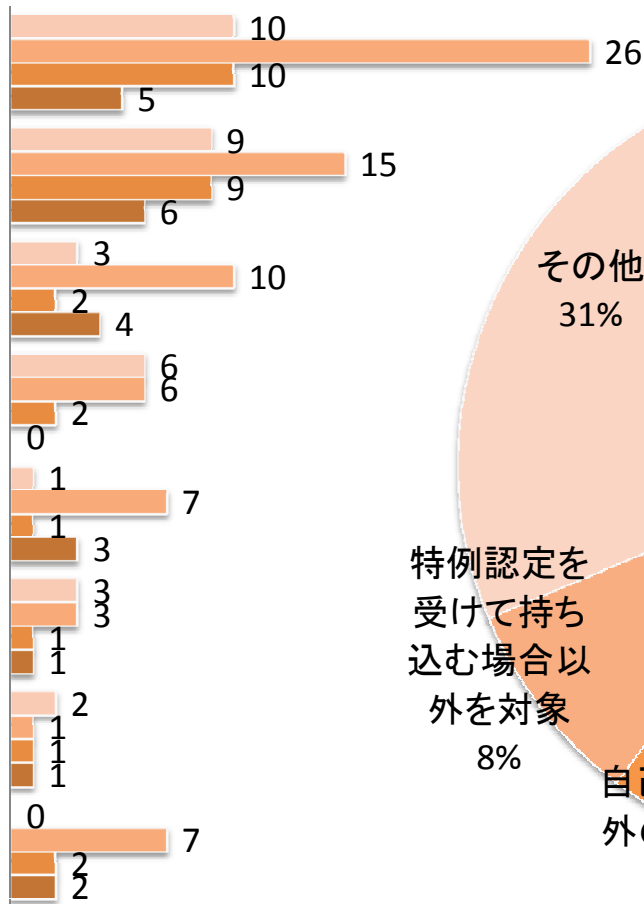


地方自治体が流入規制を義務付ける対象・目的・必要性

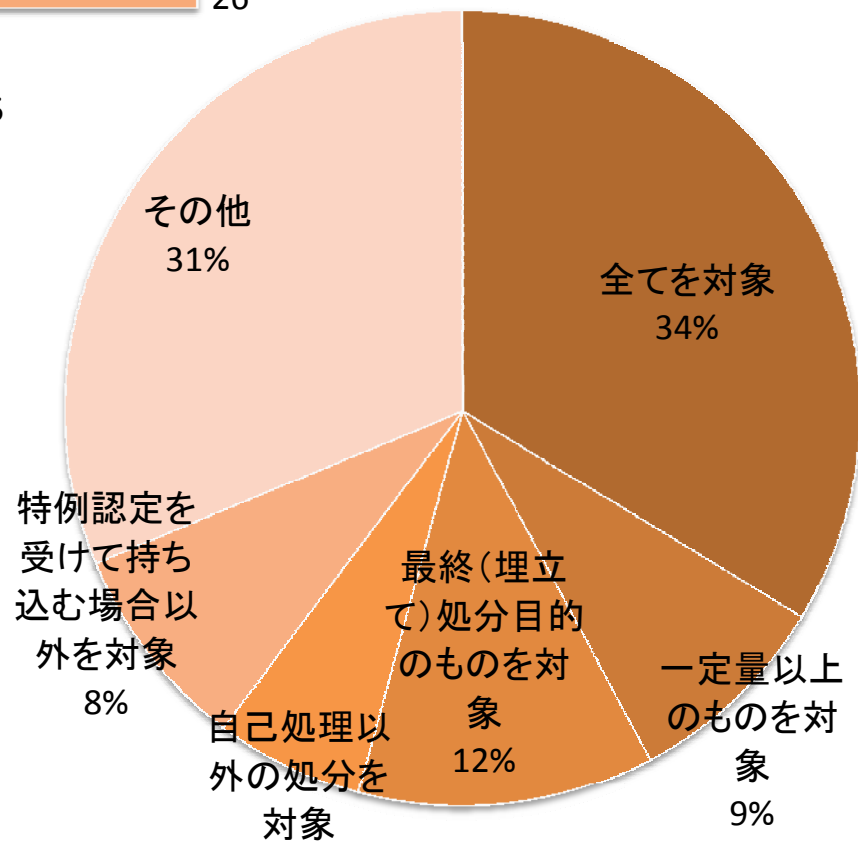
各自治体において、区域外からの廃棄物の流入を何らかの措置により規制する目的・必要性としては、区域外からの流入について事前に把握するため、不法投棄等の不適正処理を防止するためなどが挙げられている。

流入規制を義務付ける目的・必要性

区域外からの流入について事前に把握するため
 不法投棄等の不適正処理を防止するため
 区域外からの流入量を減らすため
 区域外の排出事業者へ指導するため
 自区域内での処理を行うことを目指しているため
 他の都道府県・政令市が行っているため
 以前から行っているため
 その他



流入規制を義務付けている場合の対象となる廃棄物



(複数回答)

■ 事前届出 ■ 事前協議 ■ 事前承認 ■ 原則禁止

先行許可証の運用状況について

先行許可証制度

申請者・都道府県の事務の合理化のため、許可申請時の提出書類を一部省略できる仕組み。

既に取得した許可証を提出
住民票の写し等を添付して
受けたもので、許可時から
5年以内のもの

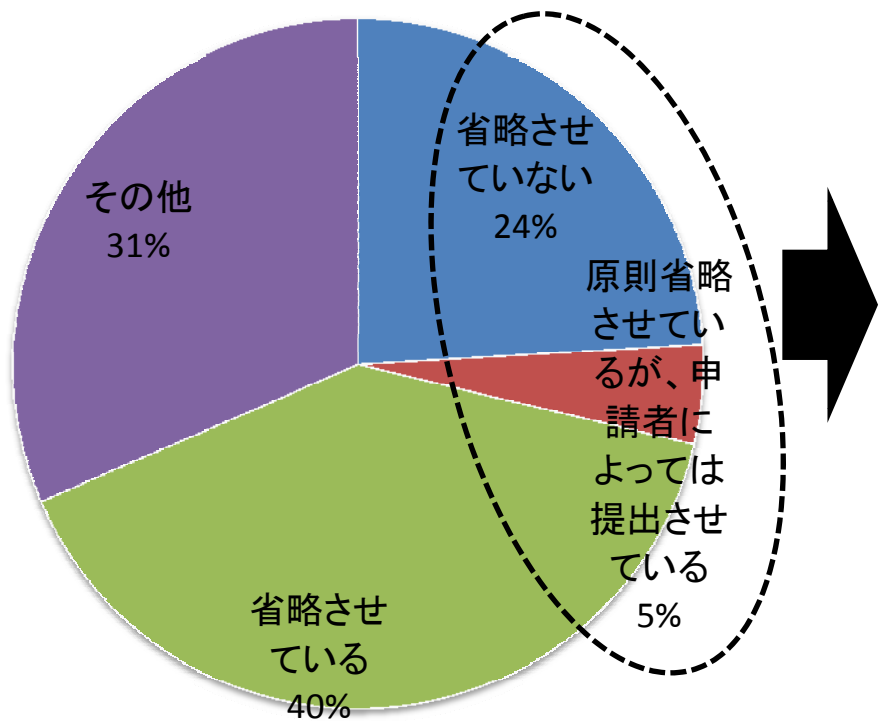


都道府県等は、次の書類を省略させることができる

申請者の住民票の写し、成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書
法人の場合はその役員、発行済株式総数の5%以上を有する株主・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者についても不要。

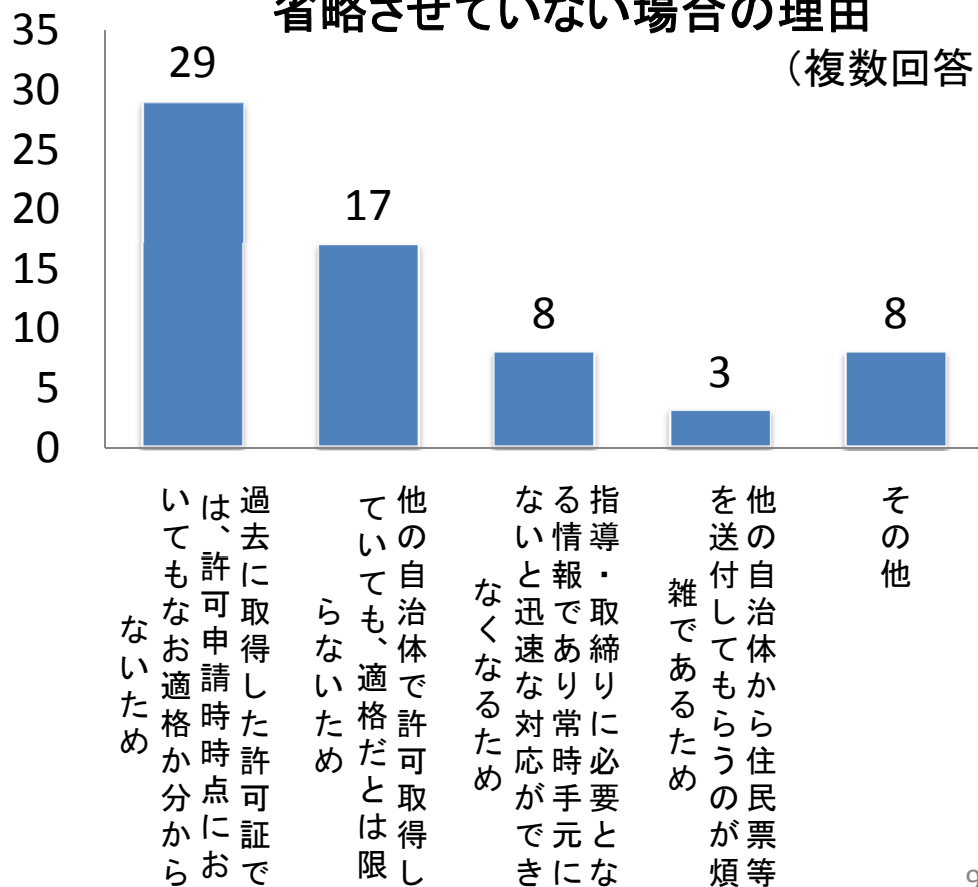
申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書

先行許可証の活用状況 (住民票等を省略させているか)



省略させていない場合の理由

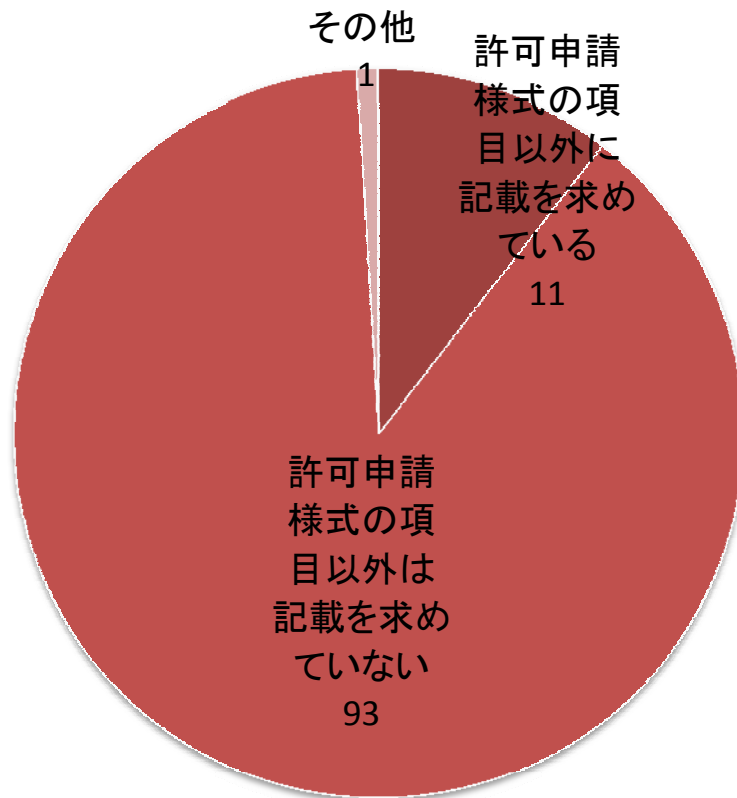
(複数回答)



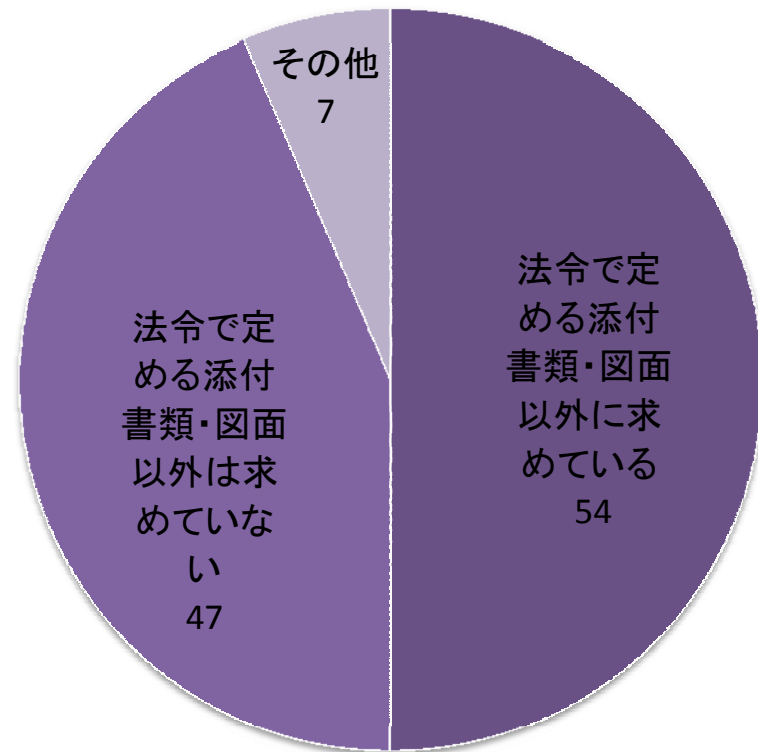
許可申請書記載事項等の地方自治体の運用状況

- 許可申請書等記載項目の追加事項としては、役員の新旧対照表、発行済株式総数の5%以下の株式を有する株主等の氏名等、確定申告書の写し、マニフェスト管理方法、等が挙げられた。
- 許可申請書等添付書類・図面の追加事項としては、従業員名簿、産業廃棄物の発生から処分までのフロー図、斜め前方・斜め後方からの車両の写真、委託契約書の写し、経理的基礎確認のための必要書類(中小企業診断士の経営診断書、確定申告書の写し、税の滞納がないことの証明書、納税額が0円又は重加算税の理由書等)、処理により生産される製品の種類・量・販売価格、土地及び施設の所有権を証する書類等が挙げられた。

許可申請書等の記載項目の追加の有無



許可申請書等の添付書類・図面の追加の有無



産業廃棄物に係る都道府県の法定外税

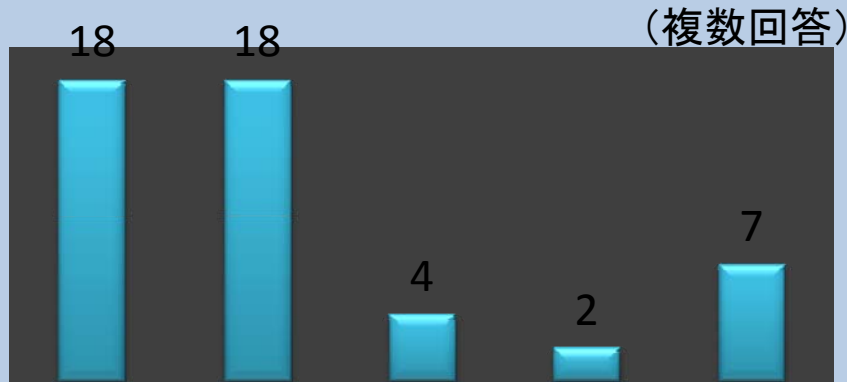
平成12年に創設された法定外目的税として、これまでに27の都道府県において産業廃棄物の処分等に係る税が導入されている。平成20年4月1日現在

| 都道府県 | 課税客体 | 課税標準 | 納税義務者 | 税率 | 施行年月日 | 18年度決算額(百万円) | 備考 |
|------|---------------------------|---|--|---|----------------------|--------------|---|
| 三重県 | ①中間処理施設への搬入 ②最終処分場への搬入 | ①当該産業廃棄物の重量 ②当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量 | 最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者 | 1,000円/トン | 平成14年4月1日 | 246 | 1,000トン未満免税 |
| 滋賀県 | | | | | 平成16年1月1日 | 111 | 500トン未満免税 |
| 岡山県 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 1,000円/トン | 平成15年4月1日 | 802 | |
| 広島県 | | | | | 平成15年4月1日(平成20年4月1日) | 926 | 自社処分は原則課税免除 |
| 鳥取県 | | | | | 平成15年4月1日(平成20年4月1日) | 6 | 自社処分は原則対象外 下水処理に伴う汚泥等は非課税 |
| 青森県 | | | | | 平成16年1月1日 | 90 | 県が供給する工業用水で、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税 |
| 岩手県 | | | | | | 93 | |
| 秋田県 | | | | | 平成16年4月1日 | 390 | 公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円/トン |
| 奈良県 | | | | | | 190 | |
| 山口県 | | | | | 平成16年4月1日 | 223 | 自社処分は原則課税免除 |
| 新潟県 | | | | | 平成16年4月1日 | 227 | |
| 京都府 | | | | | 平成17年4月1日 | 89 | |
| 宮城県 | | | | | | 387 | |
| 島根県 | | | | | | 150 | |
| 熊本県 | | | | | 平成18年4月1日 | 172 | |
| 福島県 | | | | | | 380 | 自社処分は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2 |
| 愛知県 | | | | | | 518 | 自社処分は500円/トン |
| 沖縄県 | | | | | 平成18年10月1日 | 71 | |
| 北海道 | | | | | | 104 | 平成18、19年度は暫定税率を適用 |
| 山形県 | | | | | 平成19年4月1日 | 45 | |
| 愛媛県 | 平成19年4月1日 | 264 | 平年度見込額 264 自社処分は500円/トン 平成19～21年度は暫定税率を適用 | | | | |
| 福岡県 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 焼却施設: 800円/トン 最終処分場: 1,000円/トン | 平成17年4月1日 | 335 | |
| 佐賀県 | | | | | | 127 | |
| 長崎県 | | | | | | 160 | |
| 大分県 | | | | | | 334 | |
| 鹿児島県 | | | | | | 111 | |
| 宮崎県 | | | | | | 260 | |

産業廃棄物税の導入について

○ 現時点では、2自治体にて導入を検討しているが、その他自治体では導入予定なし。

産業廃棄物税の導入効果



区域内の最終処分量を抑制できている

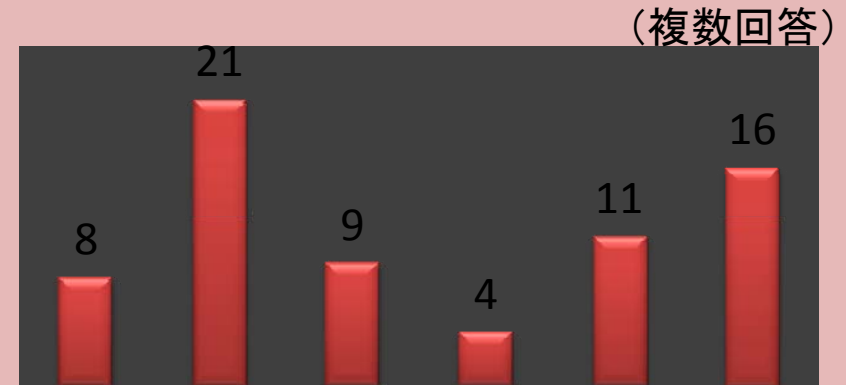
リサイクルが推進できている

区域外の産業廃棄物の流入を抑制できている

処理施設の設置が促進できている

その他

現時点では導入を検討していない理由



税金の用途について処理業者・排出事業者の理解が得られないため

自区域で発生した廃棄物も他区域に流出しているため

自区域で処理する量が多くないため

自区域内に最終処分場がないため

県による条例が定められているため(政令市)

その他

導入を検討していない理由としてはその他、

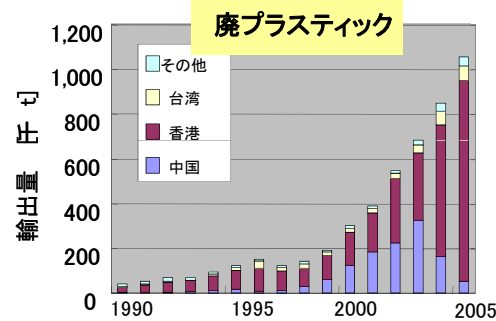
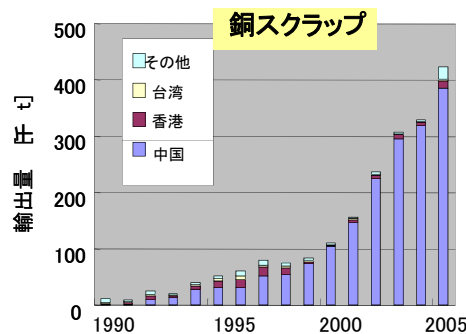
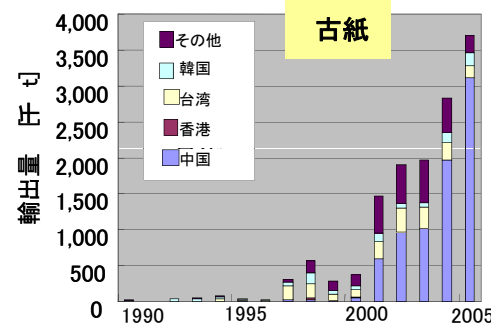
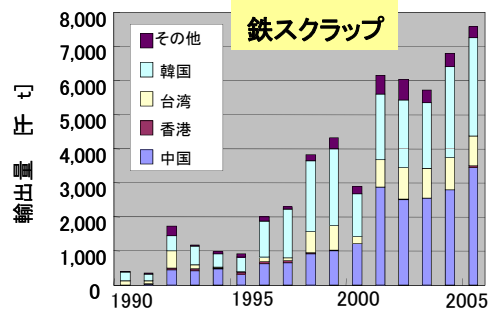
- ・本来は処理責任のある排出事業者に直接課税すべきだが徴税が困難という課税対象の問題があるため
- ・県民の理解が得られるような緊急性の高い課題がないため
- ・排出事業者に新たな負担を求めることは、自助努力や市場の力による排出抑制等を減退させるおそれがあるため
- ・他県で設定されている税額と同程度の場合、産業廃棄物の減量化効果が小さいため
- ・近隣圏で既に異なる方式の産業廃棄物税が導入されており、二重課税を回避する必要があるが、都道府県間調整が困難であるためなどが挙げられている。

国際的な資源循環の状況

循環資源の国際的な動き

現状：アジアをはじめとする各国の経済発展による世界全体での廃棄物の発生量の増加
 リサイクルの進展や資源需要の増加による循環資源の越境移動量の急激な増加
 循環資源の不適切な処理・循環的利用による環境被害の可能性（E-waste問題等の発生）

循環資源の輸出の推移



出典：財務省貿易統計

アジアにおける廃棄物処理の現状

中国

1995年から2004年の過去9年間に廃棄物発生量が約1.8倍に増加。

OECDが実施した環境政策レビューにおいて、中国に対し、循環経済に向けた取組の強化、廃棄物処理施設の整備や廃棄物の回収・再利用・再生利用のシステムの構築などを勧告。(2006年)

インドネシア

バンドン市などの廃棄物が運ばれていた最終処分場が、2005年2月、豪雨の後に崩落。147名の死者を出す惨事となった。

廃棄物処理法の輸出入規制概要

国内の処理等の原則（法第2条の2）

- 1 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。
- 2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

輸入許可（法15条の4の5）

許可の基準

- ・国内における廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正に処理されること
- ・申請者が当該廃棄物に応じた処理能力を持つ産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設を有する者等であること

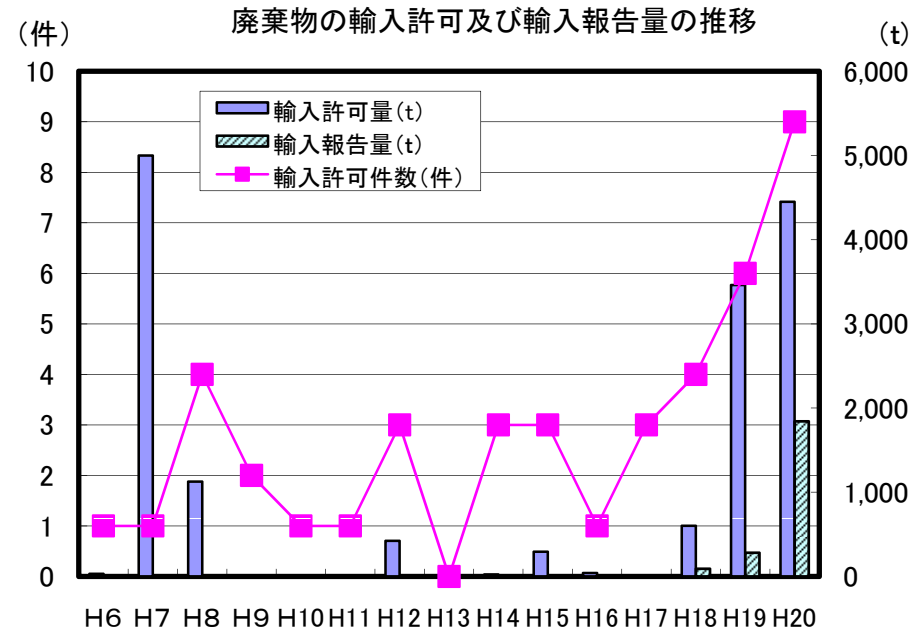
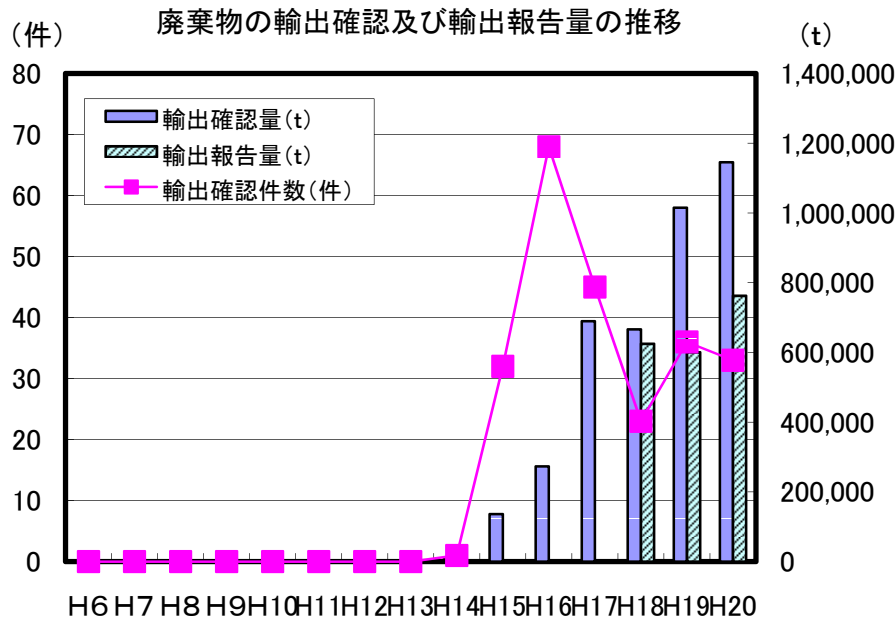
輸出確認（法第10条、法第15条の4の7）

確認の基準（①③④又は②③④）

- ①国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし適正な国内処理が困難であること
- ②国内処理が困難な廃棄物以外については、輸出の相手国において再生利用されることが確実であること
- ③国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること
- ④申請者が法的な処理責任を持った者（一般廃棄物：市町村、産業廃棄物：排出事業者等）であること

廃棄物の輸出入実績 (H20)

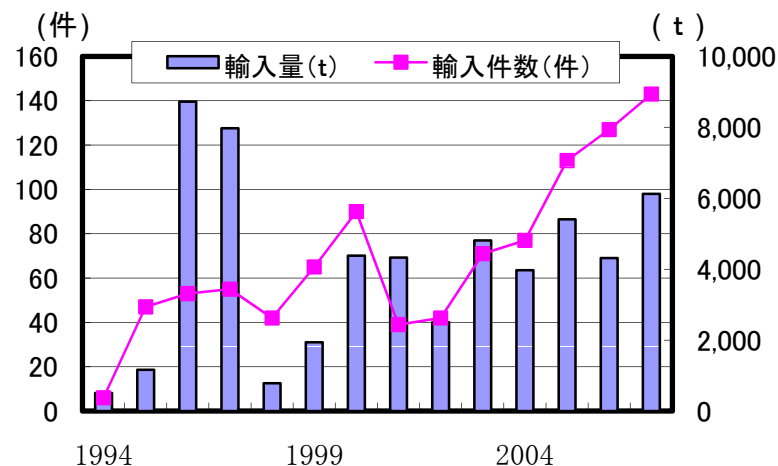
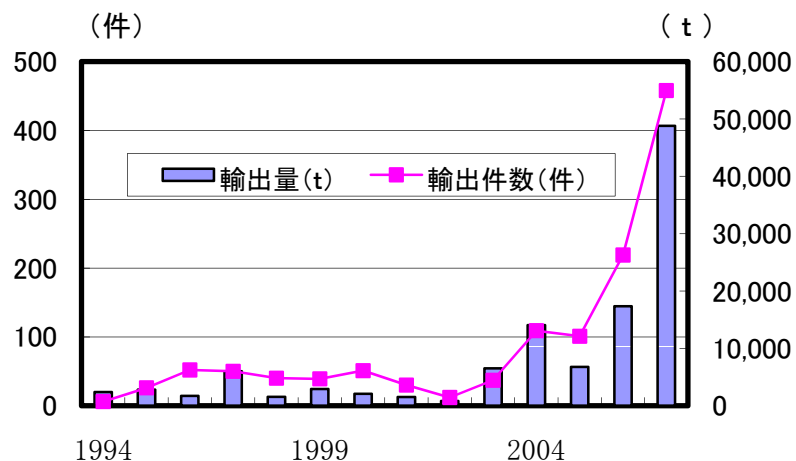
| 我が国からの輸出 | | | 我が国への輸入 | | |
|----------|------------------------|----------------------------|---------|----------------------------------|--------------------|
| 輸出確認 | 33件 (36) | 1,145,600トン (1,015,340) | 輸入許可 | 9件 (6) | 4,450トン (3,461) |
| 輸出報告量 | 762,897トン (600,686) | | 輸入報告量 | 1,843トン (282) | |
| 相手国 | 韓国 | | 相手国 | タイ、フィリピン、韓国、台湾、香港 | |
| 品目 | 石炭灰 | | 品目 | 廃乾電池、廃蛍光管、使用済み感光体ドラム、使用済みカートリッジ等 | |



※輸出入報告量については、平成18年以降について集計。

特定有害廃棄物等の輸出入実績 (H20)

| 我が国からの輸出 | | | 我が国への輸入 | | |
|-----------|----------------------------------|-----------------------|-----------|--|----------------------|
| 相手国への通告 | 64件 (26) | 225,992トン (99,850) | 相手国への通告 | 38件 (42) | 20,995トン (23,228) |
| 輸出の承認 | 55件 (16) | 218,590トン (53,600) | 輸入の承認 | 31件 (28) | 19,617トン (16,107) |
| 輸出移動書類の交付 | 458件 (219) | 48,788トン (17,357) | 輸入移動書類の交付 | 143件 (127) | 6,123トン (4,314) |
| 相手国 | 韓国、ベルギー、米国 | | 相手国 | フィリピン、シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、中国等 | |
| 品目 | 鉛灰、鉛スクラップ（鉛蓄電池）、ハンダのくず、ニッケルスラッジ等 | | 品目 | 銅スラッジ、銀スラッジ、亜鉛スラッジ、廃蛍光灯、基板くず、電子部品スクラップ、ニカド電池スクラップ等 | |



製造事業者等における 国外廃棄物の輸入取組事例

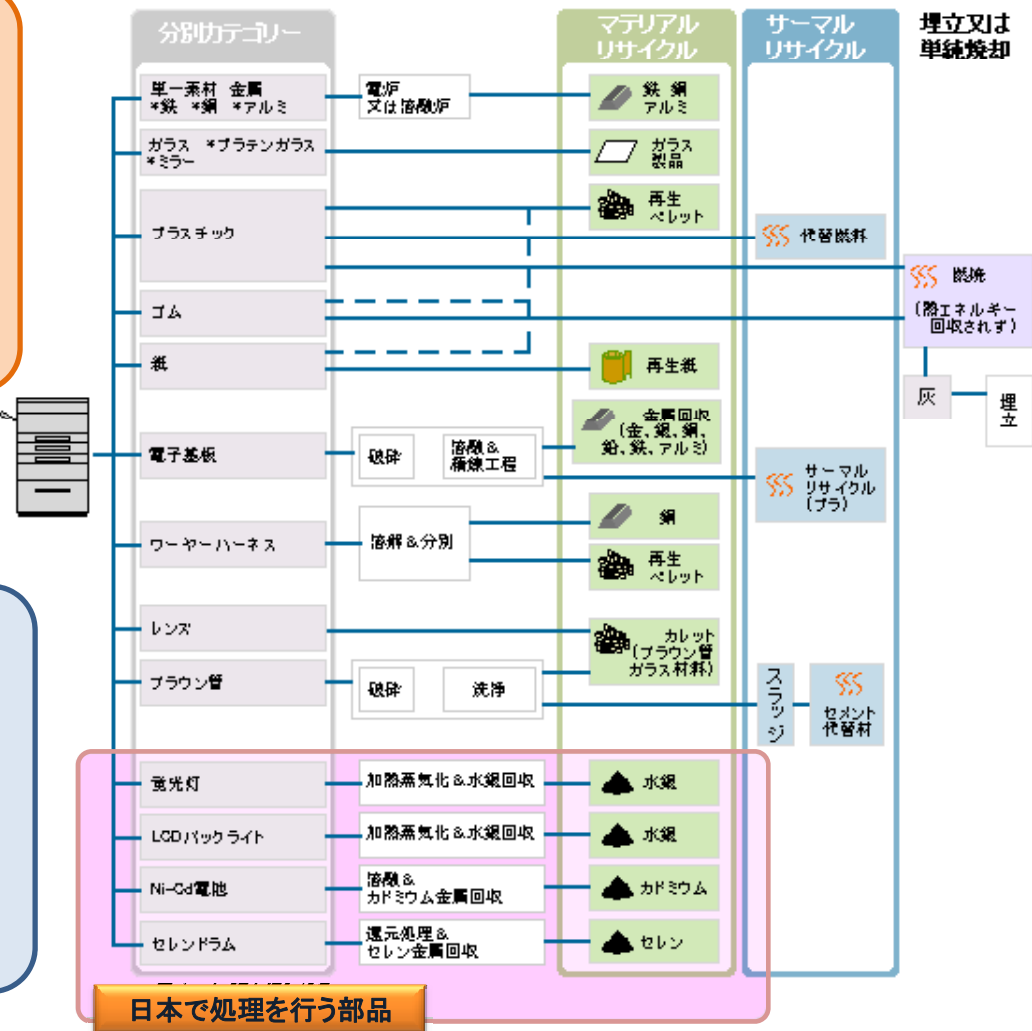
自社の海外工場で発生した廃棄物を我が国に輸入・処理

(例) 海外工場・事務所で廃棄され、途上国で適正処理が困難な廃蛍光管やバックライト、廃乾電池を輸入し、国内において水銀等の資源回収

海外において販売された自社製品を回収し、我が国に輸入・処理

(例) 自社製品の解体部品のうち、途上国で適正処理が困難な使用済み感光体ドラム等を輸入し、国内において資源回収

マテリアルリサイクルフロー (FXEMモデルケース)



(富士ゼロックス株式会社HPより)

廃棄物の不法輸出の実例

廃プラスチックの不法輸出未遂事例

- 平成19年9月に発生した廃棄物処理法における廃棄物の無確認輸出未遂事例
- 廃棄された農業用ビニールをリサイクル目的でマレーシアに輸出しようとしたもの
- 泥汚れがひどく、廃棄物に該当するものが含まれており、所定の手続を経ずして輸出しようとした事業者に対して嚴重注意文書を発出
- 廃プラスチックの輸出においては必ず破碎・洗浄・裁断等の前処理を行うよう説明会等で呼びかけている



不法な輸出入防止に向けた取組

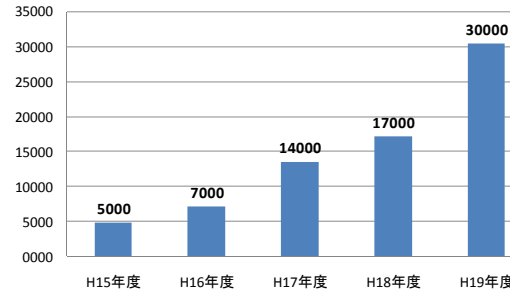
国内監視体制の強化

輸出事業者向け説明会や輸出入案件に係る事前相談、税関と協力した貨物の立入検査等の実施

<バーゼル法等説明会>



<事前相談件数>



<貨物立入検査>



中古利用目的と称したブラウン管テレビ



鉛を含有している可能性がある基板

アジア諸国との協力推進

担当官同士のネットワークや二国間での管理体制の構築を通じたアジア各国のバーゼル条約施行能力の向上

<アジアネットワーク>



- ・不法輸出入防止ワークショップの開催
- ・各国の法令情報に関するウェブサイトの運営

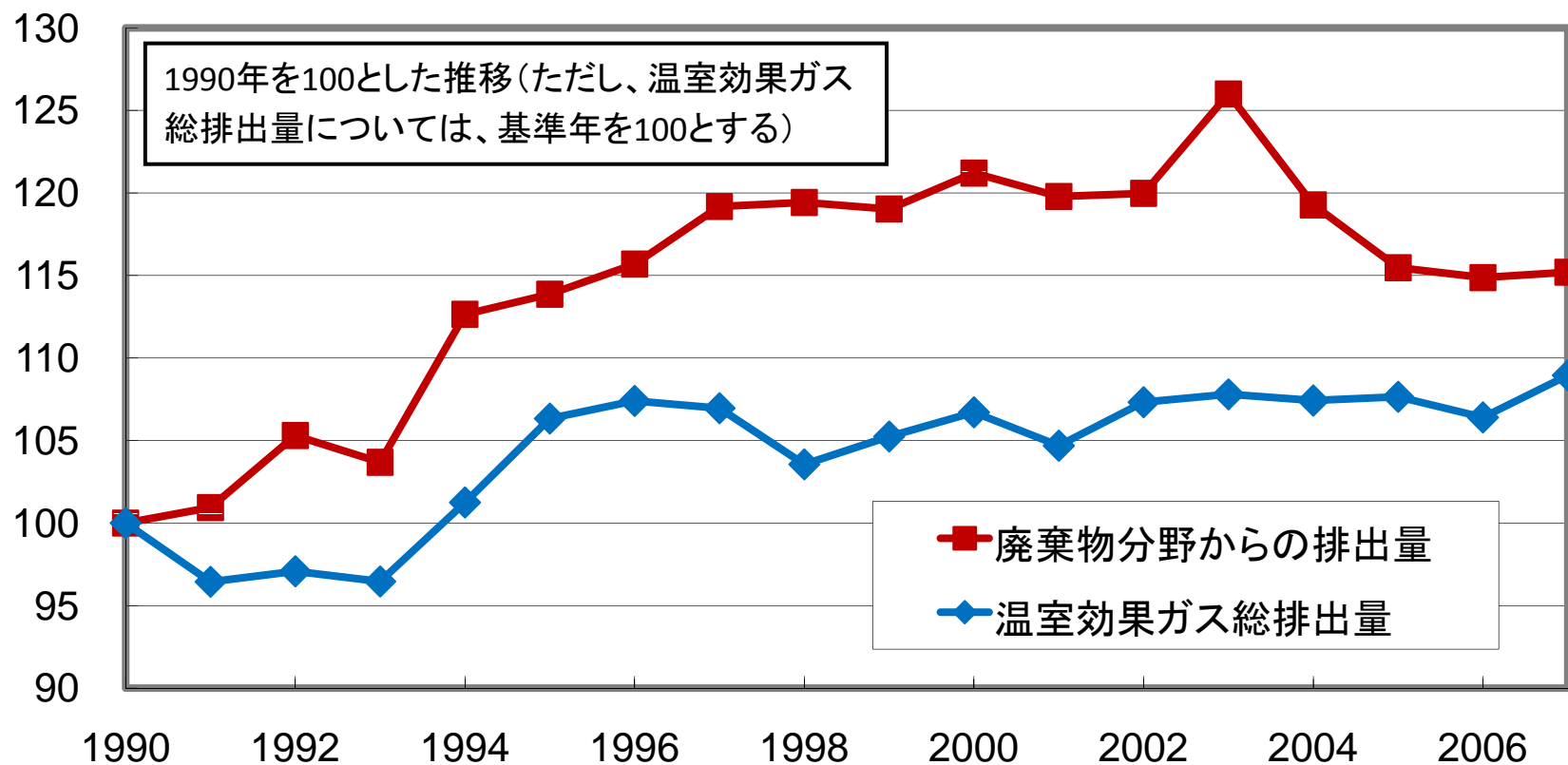
<E-wasteプロジェクト>

電気電子機器廃棄物(E-waste)の適正管理プロジェクトへの拠出

- ・E-Wasteワークショップの開催
- ・インベントリの策定
- ・回収パイロットプロジェクト等の実施

温室効果ガス排出量の推移

- ◆2007年度の温室効果ガス排出総量は13億7,400万トン(CO₂換算)であり、京都議定書の基準年(1990年、ただしHFC、PFC、SF₆については1995年)の排出量を9.0%上回っている。
- ◆2006年度の廃棄物分野からの温室効果ガス排出量は、4,083万トン(CO₂換算)であり、1990年度(約3,540万トン)と比べ15%増となる。

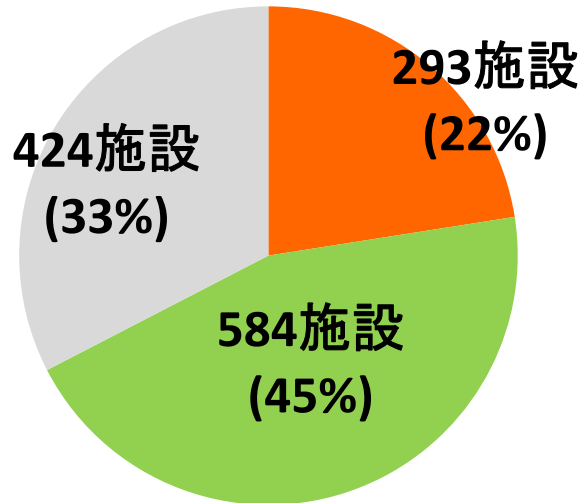


熱回収の状況

■ 余熱利用施設の状況 (平成18年度)

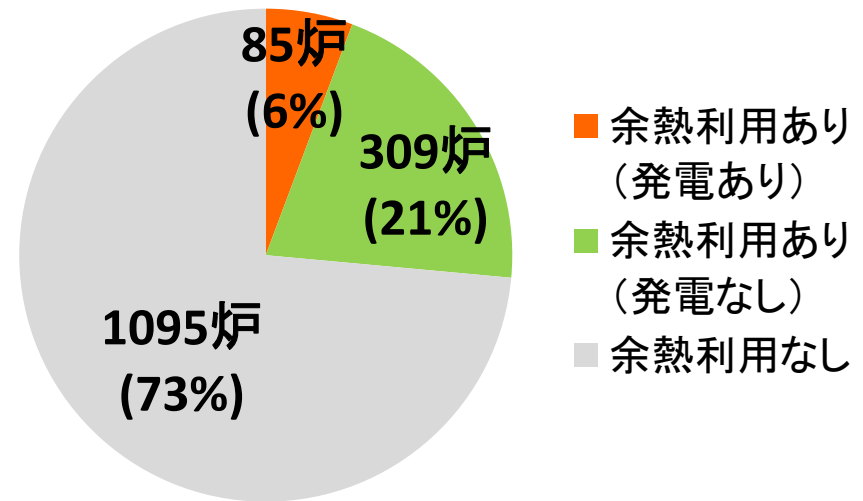
一般廃棄物焼却施設

(市町村、一部事務組合が設置した1301の焼却施設)

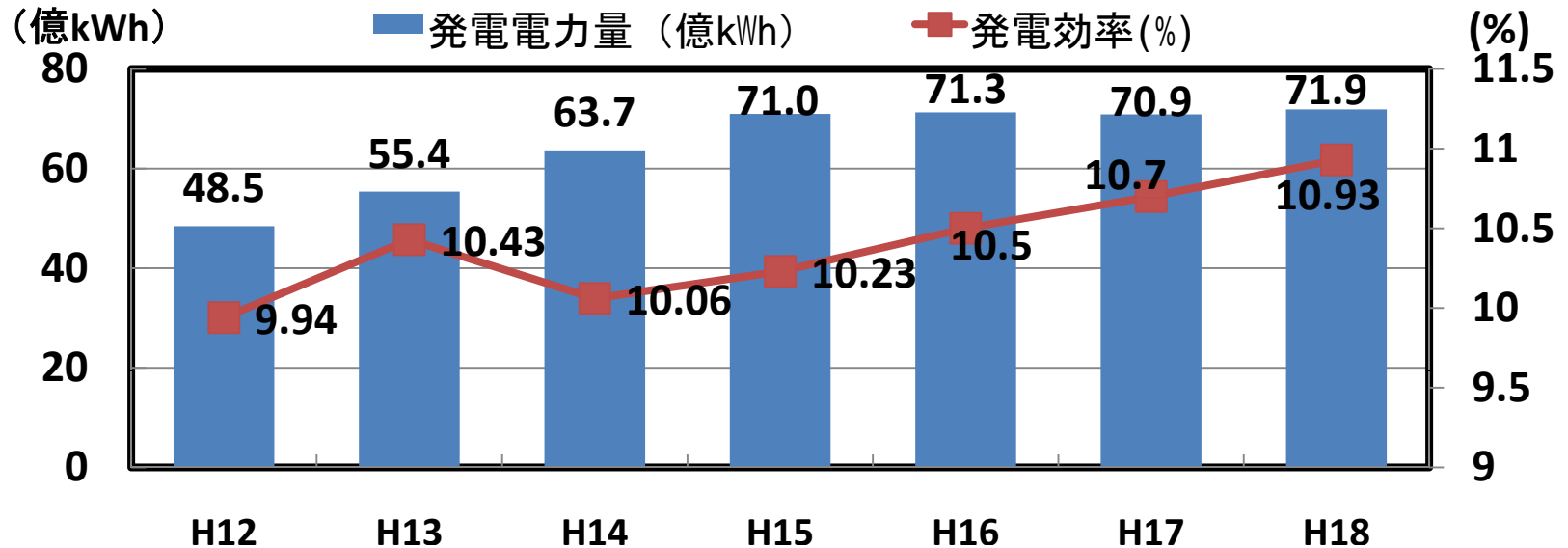


産業廃棄物焼却炉

(調査に対する回答のあった1489炉)



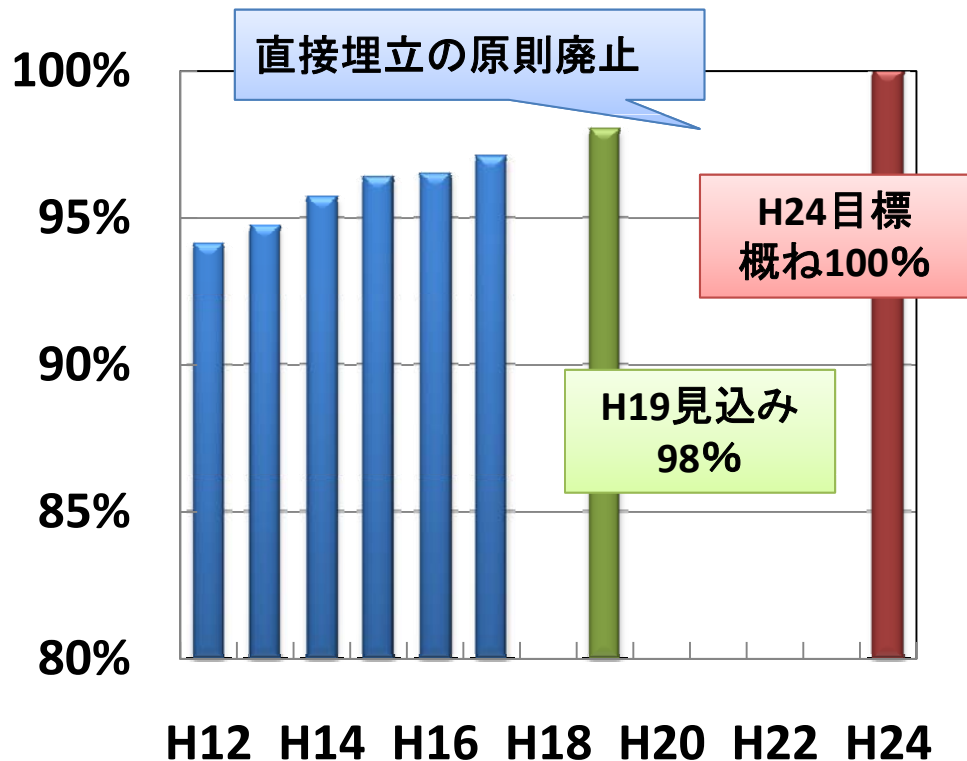
■ 廃棄物発電の普及状況 (一般廃棄物)



廃棄物処理施設整備計画に掲げる目標

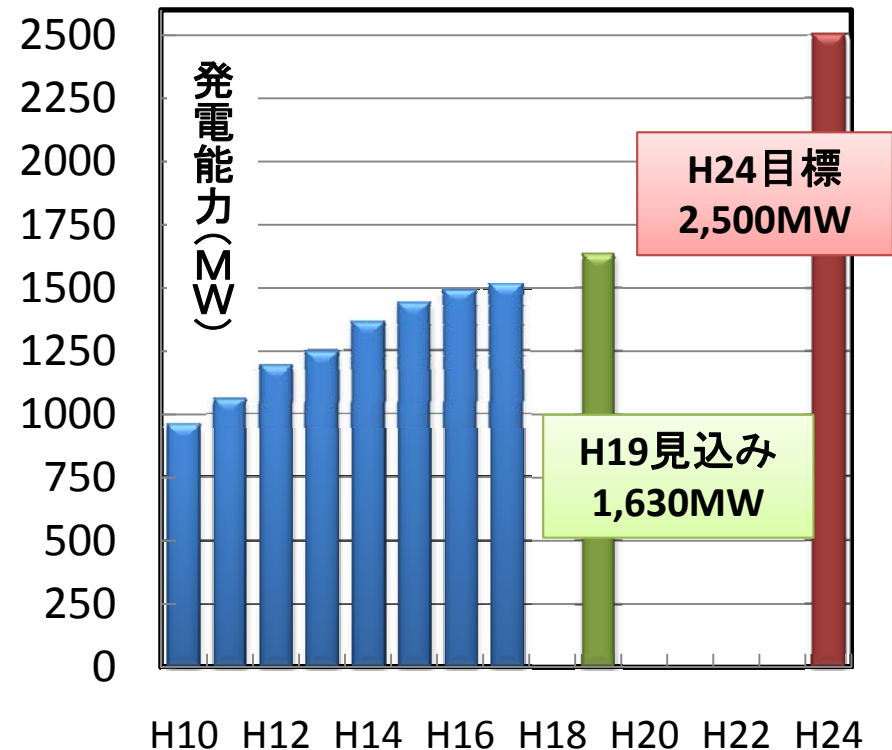
ごみ減量処理率

- ごみ減量処理率は増加傾向
 - 今後、ごみの直接埋立を行わず、地域の特性に応じた再生利用等を推進
- ➡ 平成24年度における減量処理率
: 概ね100%



ごみ焼却施設総発電能力

- ごみ焼却施設における発電能力は年々増加傾向
 - 今後、RPS法等を活用した高効率な廃棄物発電の実施
- ➡ 平成24年度における発電能力
: 2,500MW



廃棄物処理・リサイクル施設の整備推進(公共)

～廃棄物分野での更なる温暖化対策の推進～

循環型社会をリードする 高効率ごみ発電施設の導入推進

焼却処理に伴い生じるエネルギーの有効利用を行う高効率なごみ発電施設について、低炭素社会実現の切り札として積極的な拡充支援を行う

効率的なごみ収集・輸送を実現 するための施設の整備

効率的なごみの収集・輸送と更なる広域化を推進するため、収集した廃棄物の圧縮・積み替え等を効果的に行える施設の整備を支援

廃棄物系バイオマス利活用 のためのごみ燃料化施設の推進

バイオマスエネルギーの普及加速化のため、特にBDF化施設、エタノール燃料化施設について拡充支援

効率的な汚泥収集・処理の ための設備増強

汚泥の効率的なバイオマス利用を一層促進するため、移動式汚泥濃縮・脱水装置の整備を支援

循環型社会形成推進交付金

循環型社会形成推進地域計画

～国、都道府県、市町村が構想段階から協働～

対象地域 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村
(沖縄、離島等は特例として対象)

3R推進のための目標

| | |
|---------|----------------------|
| 発生抑制 | 一人一日当たりのごみの量(〇年比△%減) |
| リサイクル | リサイクル率(〇年比△%増) |
| エネルギー回収 | ごみトン当たり発電電力量(〇kWh/t) |
| 最終処分 | 最終処分されるごみの量(〇年比△%減) |

【今後】
ごみ処理事業の
CO₂削減量、熱
利用量、バイオ
マス利用量等の
目標設定を検討

目標を実現するための政策パッケージ

- マテリアルリサイクル推進施設 : 容器包装リサイクル、リサイクルセンター
- エネルギー回収推進施設 : 高効率発電(増設含む)・生ごみバイオガス化
- 有機性廃棄物リサイクル推進施設 : 肥飼料化、污泥再生処理センター
- 浄化槽 : 経済的・効率的な生活排水処理
- 最終処分場 : 安全で信頼性の高い最終処分、最終処分場再生事業
- 計画支援事業 : 生活環境影響調査等

★PFI事業も同様に交付金で支援: 廃棄物分野のPFI導入は19件(地方自治体PFI導入件数の1割)

交付金の額の算定

対象事業費の1/3を市町村に一括交付。ただし、循環型社会の形成をリードする先進的モデル施設である高効率メタン回収プラント(バイオガスの回収効率150Nm³/t以上、かつバイオガス発生量3,000Nm³/日以上)、高効率ごみ発電施設(発電効率23%相当以上、規模により異なる)は対象事業費の1/2を交付。

※平成21年度以降: ①循環型社会形成推進地域計画を一廃処理計画で代替可、②地域協議会設置義務を廃止

廃棄物処理施設における温暖化対策事業(エネルギー対策特別会計)

「高効率な廃棄物エネルギー利用施設」や「高効率なバイオマスエネルギー利用施設」等の整備事業投資の増加費用等に対して補助するもの。平成20年度は、予算額2,117,000千円、採択件数7件。

補助対象施設、対象の条件一覧

| | 対象施設 | 対象の条件 |
|---|-----------------|--|
| ① | 廃棄物発電 | ○ RDF発電: 23%~28%以上(日当り処理量により異なる) ○ ガスリパワリング廃棄物発電: 20%以上 ③その他: 15%以上 いずれも発電効率 |
| ② | バイオマス発電 | ○ 蒸気タービン方式: 10%以上 ②その他: 25%以上 いずれも発電効率 |
| ③ | 廃棄物熱供給 | ○ 廃棄物から得られる熱量: 6.28GJ/h以上 |
| ④ | バイオマス熱供給 | ○ バイオマスから得られる熱量: 1.26GJ/h以上 |
| ⑤ | バイオマスコージェネレーション | ○ 発電出力: 50kW以上、省エネ率: 10%以上 |
| ⑥ | 廃棄物燃料製造 | ○ エネルギー回収率60%以上で、かつ発熱量が ・12.56MJ/kg以上(固形) ・33.49MJ/kg以上(液化) ・4.19MJ/Nm ³ 以上(ガス化) |
| ⑦ | バイオマス燃料 | ○ メタン発酵方式: 製造量300Nm ³ /日以上、かつ発熱量18.84MJ/Nm ³ 以上 ○ その他: エネルギー回収率50%以上、かつ発熱量 ・12.56MJ/kg以上(固形) ・16.75MJ/kg以上(液化) ・4.19MJ/Nm ³ 以上(ガス化) |
| ⑧ | ごみ発電ネットワーク | ○ 総発電量増加量10GWh/年以上、発電効率向上2%以上 |
| ⑨ | 熱輸送システム | ○ 輸送される熱量12.56GJ/日以上 |

● 補助対象者: 民間事業者等(①~⑦は廃棄物処理業者を主たる業とする事業者)

● 補助内容: ①~⑦: 高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費用
(補助対象となる施設整備費の1/3を限度)

⑧、⑨: 補助対象となる施設整備費の1/2

廃棄物系バイオマス次世代活用推進事業 (334百万円)

○廃棄物系バイオマスの現状

- ・廃棄物系バイオマスの賦存量は約3億万トン、うち未利用が約30%
- ・特に、食品廃棄物は未利用率が約80%を占め、大きなポテンシャル(広く浅く分布するため、効率的な分別、運搬方法が課題)
- ・バイオマスの利活用は国内温暖化対策の鍵
 (「環境立国戦略」、「バイオマス・ニッポン総合戦略」等で推進)

(参考)

我が国のバイオマス賦存量・利用率(2006年)



○廃棄物系バイオマスの利活用方策を検討

- ・再生利活用率を高めるための課題を整理
- ・性状、排出量、地理的条件に応じた利活用方策の全体像を検討
- ・モデル地区において実証、多角的評価を実施

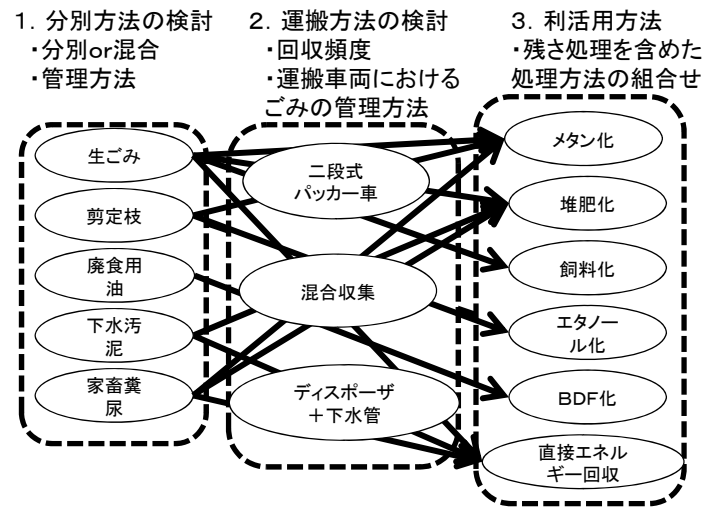
<先進的な取組の一例>

【メタン化】生ごみのメタン発酵による発電と肥料製造

【エタノール化】食品廃棄物(炭水化物)の糖化によるエタノールの製造 等

モデル地区における実証実験

～実現性の高い処理パターンの検討～



地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの利活用を大幅に促進

農林漁業バイオ燃料法の概要

背景

- 農林水産物の需要の低迷
- 休耕地、耕作放棄地の拡大による食料生産能力の低下
- 原油価格の高騰

など

必要性

- 『バイオマス・ニッポン総合戦略』バイオマスを輸送用燃料として利用していくことを明記
- 国産バイオ燃料の生産拡大工程表⇒2030年ごろまでに大幅な生産拡大を図る

課題

- 農林漁業者等と製造事業者の連携がとれておらず、原料の供給が不安定
- 原料の生産・収集・輸送コストが高い
- バイオ燃料の製造コストが高い
- これらの研究開発が途上

- バイオ燃料(エタノール、BDF、木質ペレット等)の生産は現状では極めて小規模
⇒バイオエタノール生産量90KL (H20.3現在)

法律

【目的】

農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用を通じた、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化

【概要】

- ・食料・飼料の安定供給への配慮
- ・地球温暖化対策との調和

国が基本方針を作成

- ・促進に関する意義及び基本的方向等について記載

基本方針に基づき作成された計画を国が認定

- ・農林漁業者等とバイオ燃料製造事業者が共同で原料生産と燃料製造に取り組む計画(生産製造連携事業計画)
- ・バイオ燃料の製造の効率化に向けた研究開発に取り組む計画(研究開発事業計画)

○認定された取組を国が支援

- ・農林漁業者に対する改良資金等の特例
- ・中小企業投資育成株式会社の業務特例
- ・産業廃棄物処理事業振興財団の業務特例
- ・新品種の育成に対する登録料等の減免
- ・バイオ燃料製造業者に対する固定資産税の減免

農林漁業の持続的な発展の観点から農林水産省、エネルギー供給源の多様化の観点から経済産業省、廃棄物であるバイオマスの適正処理の観点から環境省の三省が共同で取り組みを推進

法律の効果

- 農林漁業におけるバイオマスの新たなニーズの創出
- 休耕地、耕作放棄地における資源作物の作付けによる農地の保全と食料生産力の増大
- 農林漁業者の所得確保と経営の安定
- バイオ燃料の生産拡大によるエネルギー源の多様化及び地域活性化
- 農林漁業に係る資源の有効活用と地球温暖化の防止

認定例

○新潟地区イネ原料バイオエタノールモデル実証事業 (H20.12.11認定)

休耕地等を活用して生産されたバイオエタノール原材料向け原料イネを用い、全国農業協同組合連合会がバイオエタノールを製造

○十日町地域間伐材利用木質ペレット燃料製造事業 (H21.3.19認定)

十日町市バイオマスタウン構想に基づき、十日町市域の2つの森林組合が供給する間伐材を用いて、「高木沢企業株式会社」が高品質の木質ペレット燃料を製造

事業者の取組事例 ①

トランスヒートコンテナによる熱のオフライン輸送

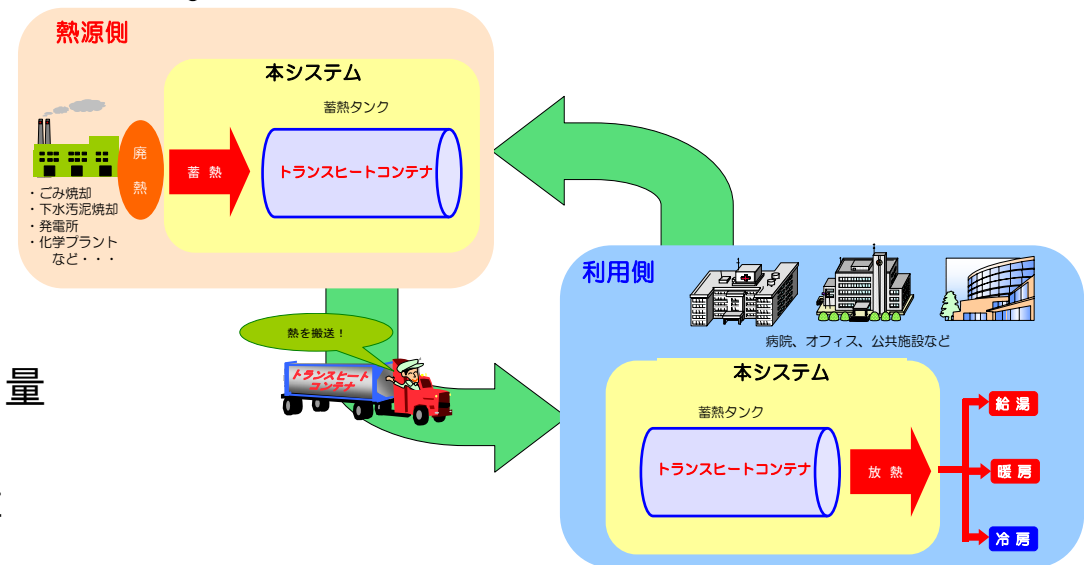
■事業概要

一般・産業廃棄物の焼却施設の余熱を、トランスヒートコンテナ（蓄熱媒体を運搬する車両）により水産関連施設（アワビ稚貝栽培のための海水加温設備）に供給。2台のトランスヒートコンテナが運用され、1日あたり3回の熱輸送が行われている。なお、本事業は、奥羽クリーンテクノロジー(株)が、「廃棄物処理施設における温暖化対策事業」による国庫補助を受けて実施しているもの。

■CO₂削減効果：145t-CO₂/年

計算式：①－(②＋③＋④)

- ①供給先の燃料使用削減によるCO₂排出削減効果
- ②輸送燃料(軽油)使用によるCO₂排出量
- ③熱源側設備動力によるCO₂排出量
- ④熱利用側設備動力によるCO₂排出量



オフライン熱利用の模式図

事業者の取組事例 ②

埋立終了後の最終処分場上部を活用した 太陽光発電システム実用化に関する技術開発

■事業概要

未利用となっている最終処分場上部に、立地条件を考慮した安価な太陽光発電システムの設置に係る技術開発を行い、太陽光発電の普及を図ることで温室効果ガス排出削減を目指す。



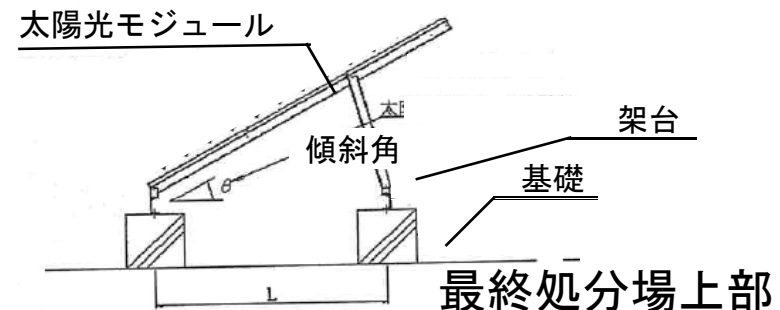
なお、本事業は環境省の地球温暖化対策技術開発事業によるものである。

- 技術開発者:大成建設
- 共同技術開発者:大栄環境(株) 三重中央開発(株)
- 実施年度:平成20~22年度

■期待されるCO₂削減効果

最終処分場上部に5haの
太陽光発電設備が設置された場合
→年間CO₂削減量:約3,900t-CO₂/年

安価な設置基礎・架台に関する技術開発



地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条に基づく排出抑制等指針

●概要

地球温暖化対策の推進に関する法律において、事業者は事業活動に伴い使用する設備について、温室効果ガスの排出抑制に資するものを選択し、使用するよう努めることとされており、主務大臣は事業者がこの努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針(排出抑制等指針)を公表することとされている(法第21条)。業務部門の排出抑制等指針については昨年12月に施行済み。

●検討状況

廃棄物部門の排出抑制等指針については、昨年度、委託先検討会において指針に盛り込むべき具体的なメニューについて検討を行ったところ。これを受け、年内を目途に廃棄物部門の排出抑制等指針を策定予定。

参考：業務部門に係る排出抑制等指針(平成20年12月施行)

●効果的な実施に係る取組

- ・体制の整備、職員への周知徹底
- ・排出量、設備の設置・運転等の状況の把握
- ・情報収集、整理
- ・PDCAの実施

●排出の抑制等に係る措置

- ・熱源設備、空調設備ごとに設備の選択及び使用方法について具体的な措置を提示
- ・エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
- ・燃焼設備の空気比、空調設定温度・湿度の適正化 等

白煙防止装置停止実験による温暖化対策

実験概要

- 実験目的 白煙防止装置停止による温室効果ガス削減効果、コスト縮減効果、環境影響を把握するため、佐賀市の御協力のもと実施。
- 実験期間 平成21年1月5日～2月2日(約1ヶ月)
- 実施場所 佐賀市清掃工場
(全連続式ストーカ炉、処理能力300t/日、蒸気タービン発電機4,500 kw)
- 調査項目 ダイオキシン類、ばいじん、HCl、NO_x、SO_x、臭気
- 評価項目 住民の反応、CO₂削減効果、コスト削減(売電収入増加)

実験結果概要

● 住民の反応

実験終了後の周辺住民へのアンケート調査で、実験後、煙に対する印象がよくないと答えた住民が約12%(41%→29%)減少。また、白煙防止装置停止の本格実施に反対する住民は約9%となった。

● CO₂削減効果

発電量の増加により、年間で約380tのCO₂削減効果

● コスト削減効果

売電量の増加により年間約850万円程度の収入増が見込まれる



佐賀市清掃工場

廃棄物・リサイクル分野における 国内コベネフィットプロジェクトの検討

検討の目的

廃棄物・リサイクル分野における地球温暖化対策をさらに推進するための手段としてコベネフィットプロジェクトを取り上げ、国内における取り組みの動向把握と、普及促進を図るための検証・認定制度について検討

検討の内容

- 平成20年度10月に試行が始まった国内温室効果ガス排出量取引制度について、廃棄物・リサイクル分野における取組の分野の拡大のための方策を検討
- 小規模な活動を含めたコベネフィットプロジェクトを類型化し、それぞれの温室効果ガスの削減効果の算定手法について検討
- 上記の検討結果を踏まえ、取組を普及、促進するための方策や、それに伴う課題の整理

検討の経緯

- 平成21年3月30日 平成20年度第1回廃棄物・リサイクル分野における国内コベネフィットプロジェクトに関する研究会を開催し、今後の方向性について議論
- 平成21年度も研究会を開催し、年内を目途に一定の取りまとめを予定